
柏崎市 原子力災害広域避難計画

令和5年(2023年)8月

柏 崎 市

柏崎市原子力災害広域避難計画

< 目 次 >

第1章 総則

1 計画の目的	1-1
2 計画の基本方針	1-1
3 計画の修正	1-1

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 原子力災害に対応するための防護措置	2-1
2 原子力災害対策重点区域の範囲	2-3
3 防護措置の実施基準	2-5
4 市の体制	2-12

第3章 緊急時における情報連絡体制

1 緊急時における情報の流れ	3-1
2 避難等指示の考え方	3-4
3 住民等への情報伝達体制	3-5
4 住民等への広報	3-6

第4章 住民等の避難体制

1 基本的な考え方	4-1
2 避難先の選定	4-3
3 避難先の確保	4-6
4 避難手段、避難経路等の確保	4-10
5 住民等のとるべき行動	4-12
6 安定ヨウ素剤の配布及び服用	4-18
7 緊急時モニタリング	4- <u>23</u>
8 スクリーニング及び簡易除染	4- <u>26</u>
9 原子力災害医療	4- <u>30</u>
10 避難経由所及び避難所	4- <u>32</u>

第5章 避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の避難体制

1 基本的な考え方	5-1
2 県と福祉団体等の協力・調整	5-2
3 在宅の避難行動要支援者	5-3
4 社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者	5-6

第6章 複合災害時の対応

- 1 自然災害との複合災害における基本方針…………… 6-1
- 2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方…………… 6-1
- 3 沿岸部や山間地における孤立対策…………… 6-4
- 4 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制…………… 6-4

第7章 柏崎市地区別避難先等一覧…………… 7-1

【別紙】

- 「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」作成の経緯……………別-1
- 「柏崎市原子力災害広域避難計画」における今後の課題……………別-2

【資料編】

- 資料-1 現行の原災法等における緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて…資-1
- 資料-2 PAZ自家用車避難者への安定ヨウ素剤緊急配布場所候補地……………資-4
- 資料-3 県が定めたスクリーニングポイント候補地……………資-5
- 資料-4 県が定めた原子力災害時における社会福祉施設の避難先一覧表……………資-8
- 資料-5 放射線防護対策実施施設一覧表（柏崎市内）……………資-10
- 資料-6 民間が所有するバスについて……………資-11

作 成	平成26年（2014年）	7月29日
一部修正	平成27年（2015年）	12月 1日
一部修正	平成30年（2018年）	12月20日
一部修正	令和 2年（2020年）	9月18日
一部修正	令和 4年（2022年）	1月19日
一部修正	令和 4年（2022年）	9月 8日
一部修正	令和 5年（2023年）	8月28日

第 1 章 総則

1 計画の目的

本計画は、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）において、原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に定める原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、市域を越える広域的な避難に必要な体制等を構築することを目的とする。

2 計画の基本方針

本計画は、原子力発電所の事故の進展状況に応じて決定される緊急事態区分とその判断基準である緊急時活動レベル（EAL : Emergency Action Level）、放射性物質放出後の防護措置実施の判断基準である運用上の介入レベル（OIL : Operational Intervention Level）に応じて、段階的に避難等の指示がなされることを想定する。

本計画は、緊急時における情報連絡体制、住民及び一時滞在者（以下「住民等」という。）の避難体制、避難行動要支援者等の避難体制、複合災害時の対応等、原子力災害時のとるべき避難等の防護措置について基本的な方針を定めるものとする。

3 計画の修正

本計画は、現時点における考え方及び具体的な対応等をまとめたものであり、今後、国、県、関係市町村及び防災関係機関との調整結果や原子力防災訓練での検証を踏まえるとともに、原災法及び関係法令並びに原子力災害対策指針の改正や、防災基本計画、新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）並びに柏崎市地域防災計画（原子力災害対策編）の修正により随時修正又は更新を行っていくものとする。

また、県が定める「新潟県原子力災害広域避難計画」との整合性を図るものとする。

第2章 原子力災害対策の基本事項

1 原子力災害に対応するための防護措置

原子力災害とは、原子力施設の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる被害を意味する。

原子力災害が発生した場合、原子力発電所における事故の状況や環境の放射線量を踏まえ、国、県及び市は連携して、住民等に対し以下の防護措置を実施する。

なお、事態の進展、区域に応じて、複数の防護措置を組み合わせる。

(1) 避難及び一時移転

住民等が一定量の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るもの。

原子力施設等の事故の状況や環境の放射線量により、以下の2通りが原子力災害対策指針において規定されている。

① 避難

空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれがある地点から速やかに離れるため緊急に実施する。

② 一時移転

緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間（一週間程度）の内に当該地域から離れるため実施する。

(2) 屋内退避

自宅や公共施設内などの屋内に退避することで、呼吸等による放射性物質の体内への取り込みを抑制するとともに、屋外の放射性物質からの放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置。

なお、長期間の屋内退避は生活に支障が出るため、原子力発電所の事故の進展や放射性物質の放出状況などを踏まえ、適切に屋内退避措置の緩和・解除や避難若しくは一時移転を実施する必要がある。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするため、安定ヨウ素剤を服用するもの。原則として原子力規制委員会が服用の必要性を判断し、国又は県、市の指示に基づいて服用する。

(4) スクリーニング及び簡易除染

スクリーニングは、放射性物質が皮膚や衣類等に付着することによる外部被ばくや、呼吸及び経口摂取（口から摂取すること）による内部被ばくの低減、汚染の拡大防止を目的として実施する。専用の放射線測定器によって住民の身体や物品等に付着した放射性物質の汚染程度を把握して、一定以上の放射性物質が検出された場合は簡易除染（放射性物質を取り除くこと）を行う。

(5) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る防護措置。飲食物の摂取制限を実施した際、必要に応じて摂取制限が措置されている区域に対し、代替となる放射性物質により汚染されていない飲食物を提供するための体制を構築する必要がある。

(6) 原子力災害医療

汚染や被ばくの可能性のある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて医療処置等を円滑に行う。

(7) 感染症の流行下での防護措置

- ・感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1項に定める新型インフルエンザ等を指す。）の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。
- ・避難又は一時移転を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いを含む手指衛生等の感染症対策を実施する。
- ・なお、具体的な感染症対策については、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン（内閣府（原子力防災担当）、令和2年11月）を参考に実施するものとする。

2 原子力災害対策重点区域の範囲

本市では、市内全域を原子力災害対策重点区域としている。

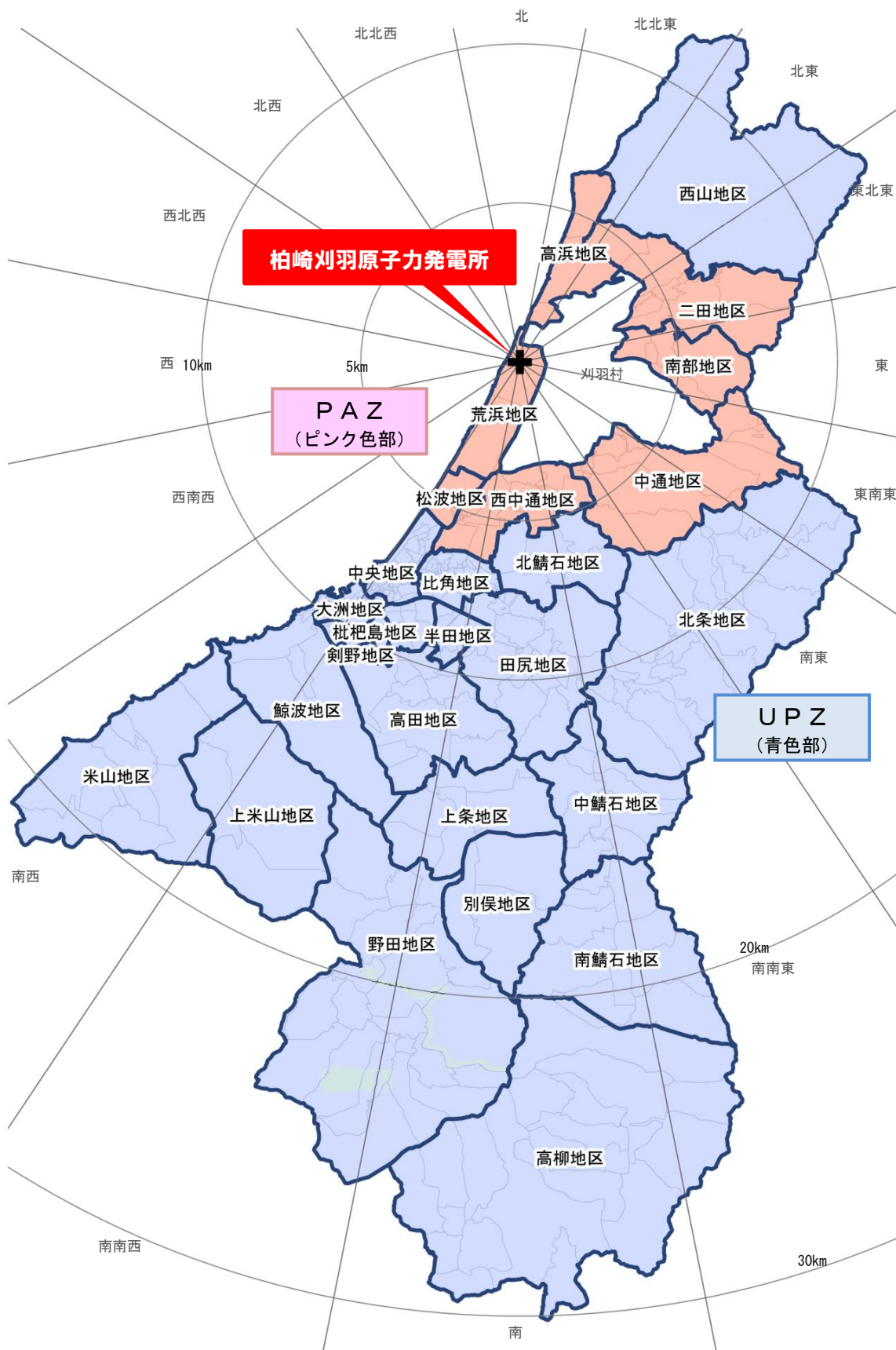
更に原子力発電所からの距離に応じて即時避難区域（PAZ〔Precautionary Action Zone〕：予防的防護措置を準備する区域）と避難準備区域（UPZ〔Urgent Protective action Planning Zone〕：緊急時防護措置を準備する区域）に区分し、対象とする地域は、原子力発電所からおおむね半径30km圏内の次に掲げる地区（コミュニティを単位）とし、その範囲は次のとおりとする。

表2－1 原子力災害対策重点区域の範囲と人口

令和5年（2023年）4月1日現在

原子力災害対策を実施すべき地域の範囲			人口 (人)
即時避難区域 (PAZ)	原子力発電所を中心とするおおむね半径5キロメートル圏	高浜地区、荒浜地区、松波地区、南部地区、二田地区、中通地区、西中通地区 計 7 地区	14,326
避難準備区域 (UPZ)	原子力発電所を中心とするおおむね半径5～30キロメートル圏	西山地区、北鯖石地区、北条地区、中央地区、比角地区、田尻地区、大洲地区、鯨波地区、上米山地区、剣野地区、枇杷島地区、半田地区、高田地区、中鯖石地区、南鯖石地区、米山地区、上条地区、別俣地区、野田地区、高柳地区 計 20 地区	63,841
合 計			78,167

図2-1 原子力災害対策重点区域の範囲



3 防護措置の実施基準

原子力発電所で事故が発生した際は、住民等の無用な被ばくを避けるよう、初期段階から原子力発電所の状況や放射性物質の拡散（原子力災害の発生）状況などを把握するとともに、その状況に応じ適切に避難等の防護措置を準備又は実施しなければならない。

(1) 緊急事態の段階

緊急事態においては、事態の進展に応じて、関係者が共通の認識に基づき意思決定を行うことが重要である。

特に、初期対応段階においては、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出開始前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。

表 2－2 緊急事態の段階

事態の進展			
緊急事態に 対する準備	緊急時対応		復旧
準備段階	初期対応段階	中期対応段階	復旧段階
原子力事業者、国、地方公共団体等がそれぞれの行動計画を策定して関係者に周知し、訓練等で検証・評価し、改善する。	放射線被ばくによる重篤な確定的影響を回避・最小化するとともに確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置等の対応を行う。	環境放射線モニタリングや解析により放射線状況を十分に把握し、防護措置の変更・解除や長期にわたる防護措置の検討を行う。	被災した地域の長期的な復旧策の計画に基づき、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

(2) 緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方

原子力災害対策指針では、初期対応段階において適切に防護措置を実施するために次の3つの緊急事態区分が設定され、各事態においてとるべき防護措置が決められている。

① 警戒事態（AL：Alert）

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力発電所において異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、即時避難区域（PAZ）の施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

市は、直ちに必要な要員を参集し、原子力発電所の状況等の情報収集、連絡体制を構築し、住民等への情報伝達を行う。また、即時避難区域（PAZ）の施設敷地緊急事態要避難者に対し、避難準備を開始するよう指示するとともに、事態の進展に備え、市内全域に対し、速やかに帰宅し今後の情報に注意するよう呼び掛ける。

施設敷地緊急事態要避難者

即時避難区域（P A Z）において、次のいずれかに該当する者を施設敷地緊急事態要避難者という。

- 要配慮者（注）のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかるもの
- 妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者
- 安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者

（注）「要配慮者」とは、災害対策基本法第8条第15号に定める高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいい、難病患者、施設入所者、外国人、妊婦、授乳婦及び乳幼児の保護者等を含む。

なお、これ以降、本計画においては施設敷地緊急事態要避難者を「S E 要避難者」と記載する。

② 施設敷地緊急事態（S E : Site Area Emergency） ※原災法第10条事象に該当

原子力発電所で公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力発電所周辺において緊急時に備えた避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階。

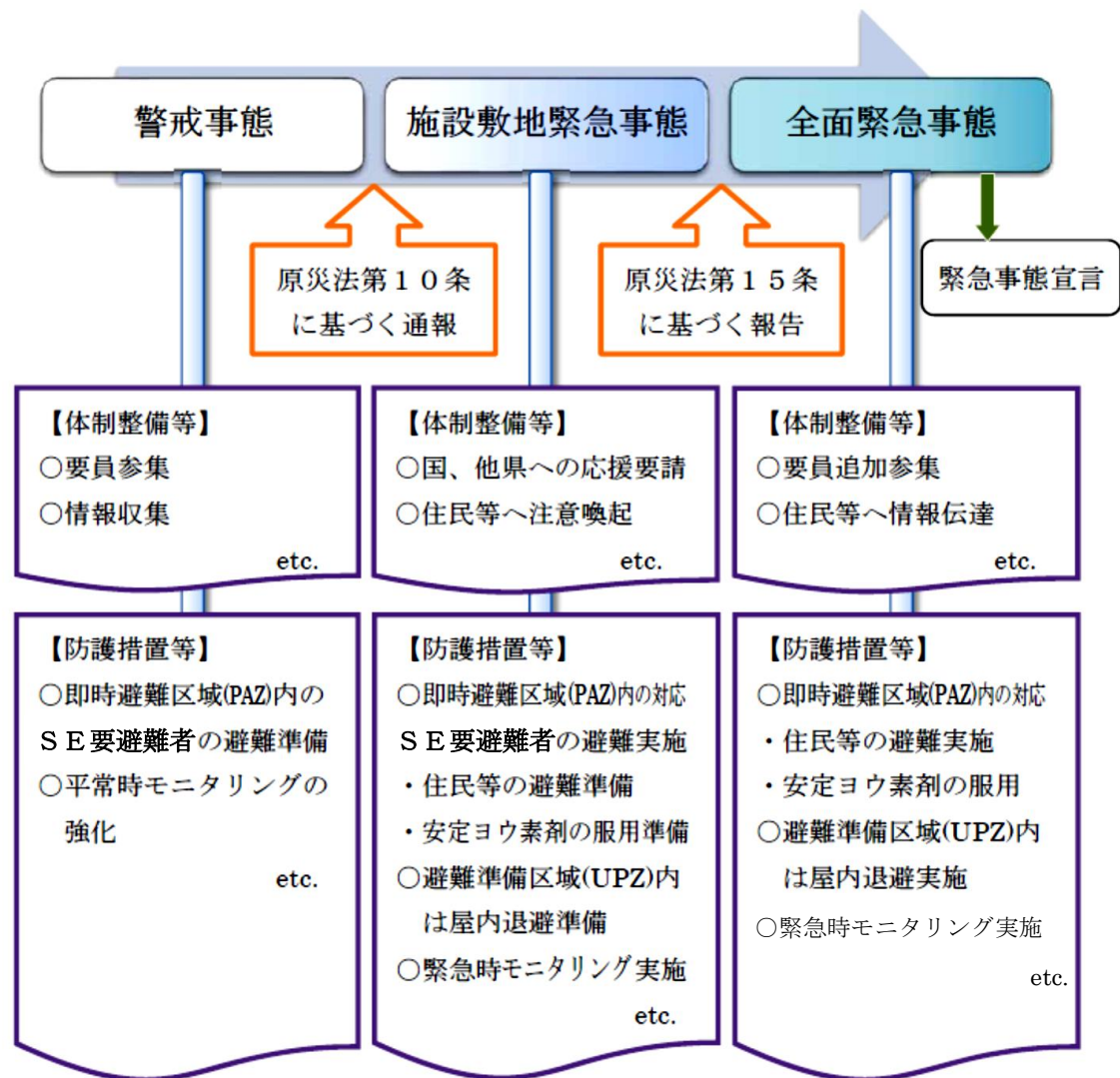
市は、即時避難区域（P A Z）のS E 要配慮者等の避難を実施するとともに、住民等へ避難準備を開始するよう指示する。また、避難準備区域（U P Z）の住民等に対し、屋内退避の準備を開始するよう指示する。

③ 全面緊急事態（G E : General Emergency） ※原災法第15条事象に該当

原子力発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減するため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。

市は、即時避難区域（P A Z）の全ての住民等の避難や安定ヨウ素剤の服用等の予防的防護措置を実施する。また、避難準備区域（U P Z）においては、全ての住民等の屋内退避を実施する。

図 2-2 緊急事態の初期対応段階における体制整備と防護措置等



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋、柏崎市修正)

(3) 事故等発生から全面緊急事態までの防護措置の基準

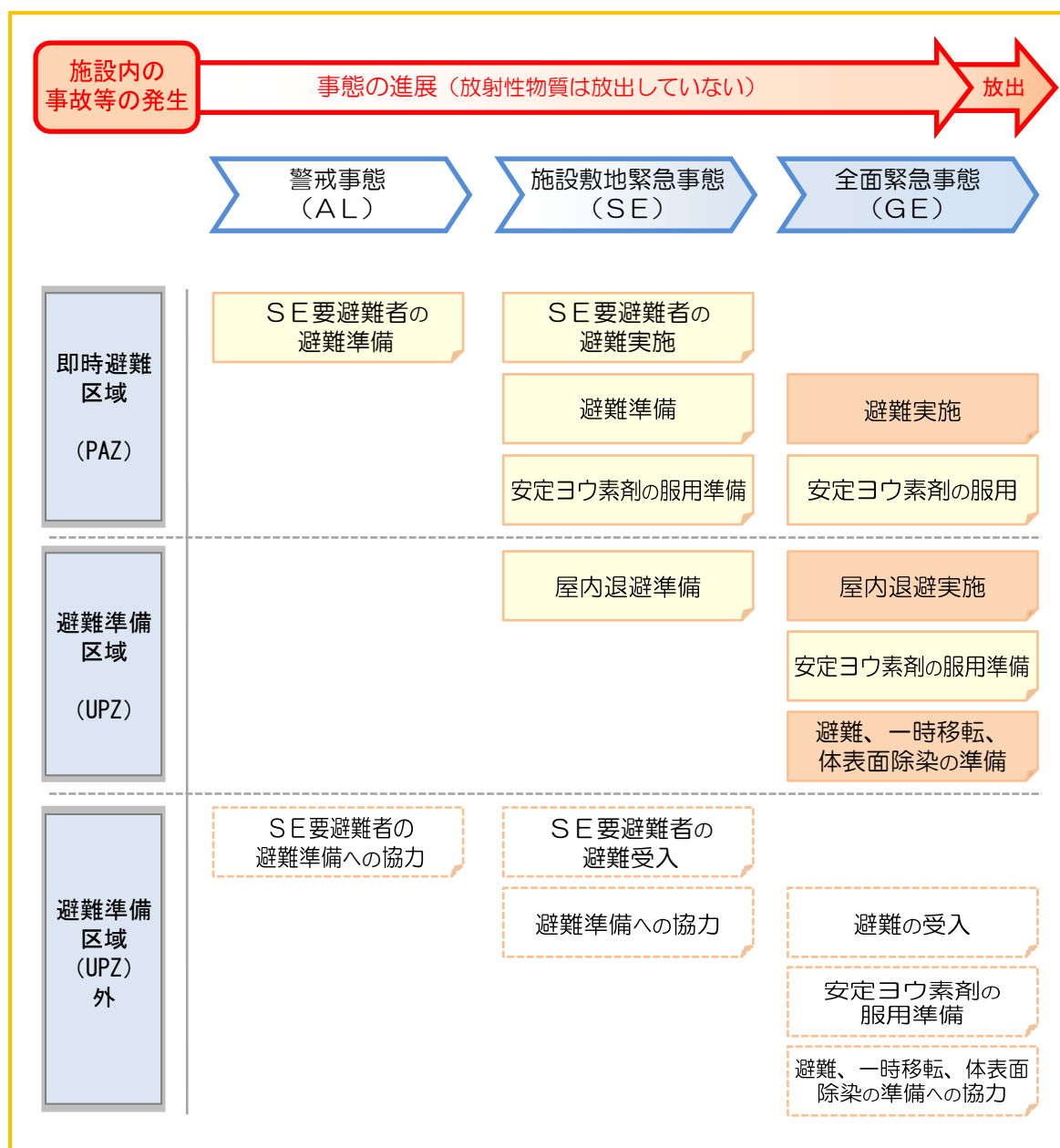
放射性物質放出前の避難等の防護措置に係る指示の内容や発出時期については、原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所の状況に応じた緊急事態区分及び発電所からの距離（即時避難区域〔PAZ〕と避難準備区域〔UPZ〕）に応じて、段階的に実施するものとする。

原子力事業者は、原子力発電所の状況がどの緊急事態に区分されるかを判断する基準として、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）を設定することとされており、それぞれの事態に該当する事象が発生した場合には、国、県及び市に連絡又は通報しなければならない。なお、原子力発電所におけるEALの具体的事象の設定については、原子力災害対策指針に基づき、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）が原子力事業者防災業務計画に定めている。

表 2－3 緊急時活動レベル（EAL）と判断基準

		緊急時活動レベル（EAL）と判断基準（例）	
緊急 事態 区分	警戒事態 （AL）	EAL 1	- 原子炉の運転中に原子炉への全ての給水機能が喪失 - 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下 - 本市又は刈羽村において、震度 6 弱以上の地震が発生
	施設敷地 緊急事態 （SE）	EAL 2	原災法第 10 条の通報すべき基準に該当 - 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、高圧の非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない - 全非常用交流電源が喪失し、その状態が 30 分以上継続
	全面 緊急事態 （GE）	EAL 3	原災法第 15 条の原子力緊急事態宣言発令の基準に該当 - 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉の停止ができない - 原子炉の運転中に全ての給水機能が喪失し、全ての非常用炉心冷却装置による注水が直ちにできない

図 2－3 EALに応じた防護措置のフロー



（原子力災害対策指針の一部をイメージ化）

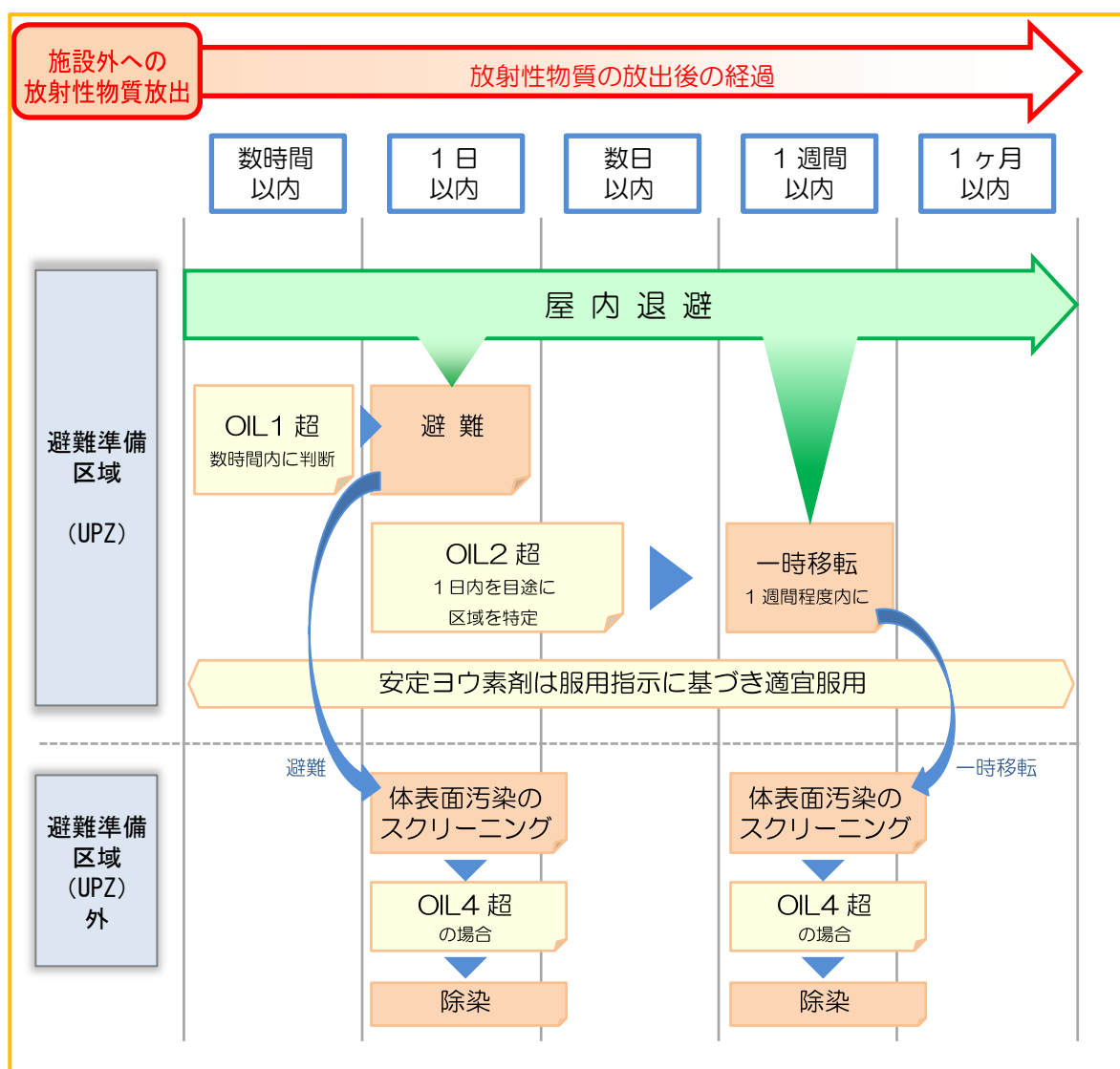
(4) 放射性物質放出後の防護措置の基準

放射性物質放出後の避難等防護措置にかかる指示の内容や発出時期について、原子力災害対策指針に基づき、緊急時モニタリングによる測定結果等をO I L（Operational Intervention Level）に照らし合わせ、必要な防護措置を行うものとする。

O I Lとは、放射性物質の放出後、観測可能な指標に基づき防護措置を迅速に実行できるように、防護措置の実施を判断する基準として、空間線量率等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルのことである。

放射性物質の放出後は、その拡散により比較的広い範囲において空間放射線量率等の高い地点が発生する可能性がある。このような事態に備え、国及び県は放射線量を測定する緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果をO I Lに照らして、地区ごとに避難や一時移転、飲食物摂取制限、安定ヨウ素剤の服用指示などの必要な措置の判断を行う。

図 2－4 O I Lに応じた防護措置のフロー



(原子力災害対策指針の一部をイメージ化)

表2-4 OILと防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β線：40,000 cpm (皮膚から数cm での検出器の計数率)			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			β線：13,000cpm 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cm での検出器の計数率)			
	早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)		
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

(原子力災害対策指針から抜粋)

4 市の体制

(1) 原子力災害対策本部等の設置

市は、緊急時には、災害対策基本法に基づく災害対策本部（原子力災害対策本部）又は市の危機管理指針に基づく警戒本部（原子力災害警戒本部）を設置し、対応に当たる。

また、原子力災害警戒本部の設置に至らないような事故や事象等が発生した場合でも、住民等の不安や動揺等の緩和を図るため、適切に対応する。

(2) 活動体制及び設置基準

①原子力災害警戒本部の設置

第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、市長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

②原子力災害対策本部の設置

第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、市長を本部長とする原子力災害対策本部を設置する。

③原子力災害現地対策本部の設置

原子力災害対策本部の設置と同時に、副市長を本部長とする原子力災害現地対策本部を新潟県柏崎刈羽原子力防災センター（以下「オフサイトセンター」という。）に設置する。

表2-5 原子力災害対策本部等の設置基準

態 勢	活動体制	設置基準	緊急事態区分
第1次 配備	原子力災害 警戒本部	○ 本市又は刈羽村で、震度5弱又は震度5強を 観測する地震が発生したとき	情報収集事態
		○ 本市又は刈羽村で、震度6弱以上を観測する 地震が発生したとき ○ 本市又は刈羽村の沿岸を含む津波予報区で、 大津波警報が発表されたとき ○ 発電所周辺の環境放射線モニタリングによ って、空間放射線量率が1マイクロシーベルト ／時を超える数値を検出したとき ○ 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警 戒事態に該当する重要な故障が認められると き ○ その他市長が必要と認めたとき	警戒事態 (AL)
第2次 配備	原子力災害 対策本部 及び 現地対策本部	○ 発電所の事故により原災法第10条に基づ く通報があったとき	施設敷地緊急 事態 (SE)
		○ 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣 言発令の基準に達したとき ○ その他市長が必要と認めたとき	全面緊急事態 (GE)

第3章 緊急時における情報連絡体制

1 緊急時における情報の流れ

市は、東京電力との安全協定に基づき、原子力発電所における異常事象の発生及び対応状況、事態の進展等に関する通報連絡を直接受けることとなっている。

また、緊急時には、国、県、東京電力並びに即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）の市町村等を専用回線で結ぶテレビ会議システムにより国の原子力災害対策本部からの指示等を即時に受けることができるほか、オフサイトセンター内に原子力災害現地対策本部を設置し、同センター内に設置される原子力災害合同対策協議会において、各関係機関の情報を相互に共有し、防護措置の実施等対応に当たる体制となっている。

図3-1 主な情報の流れ

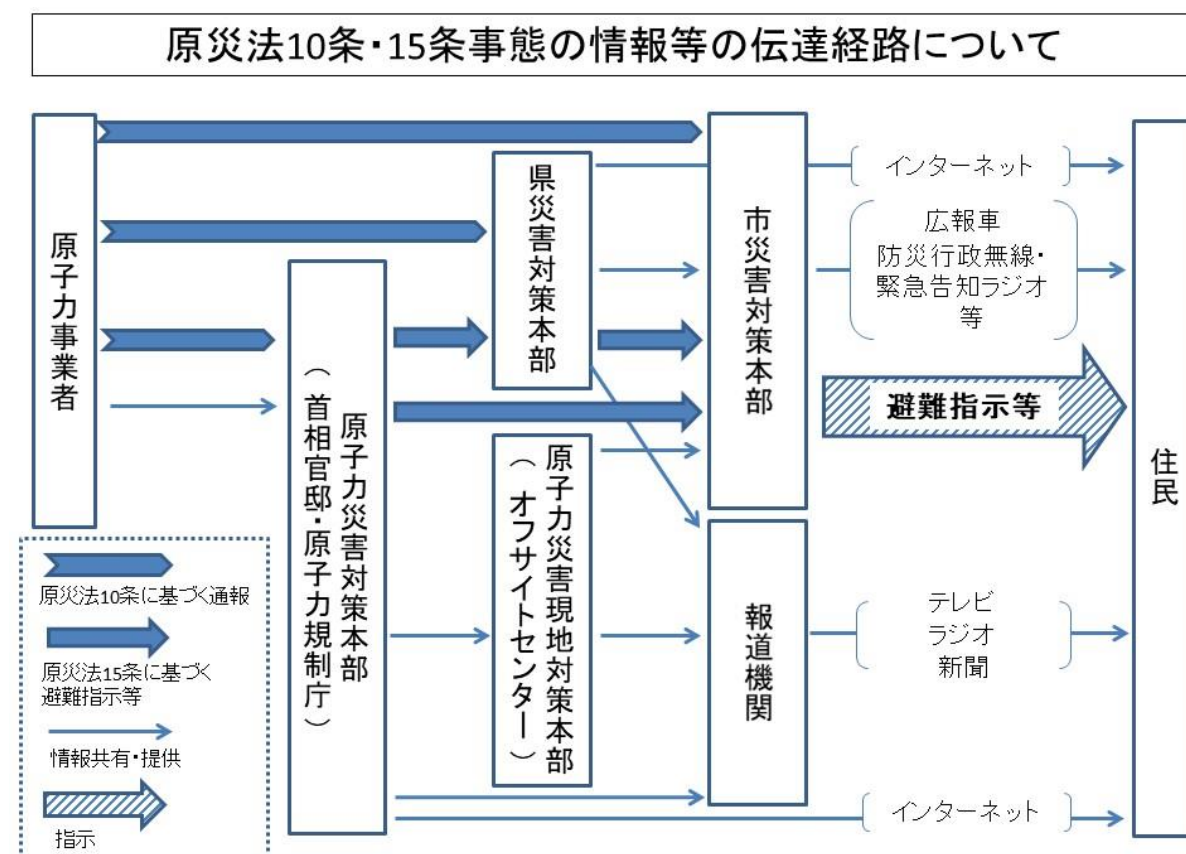
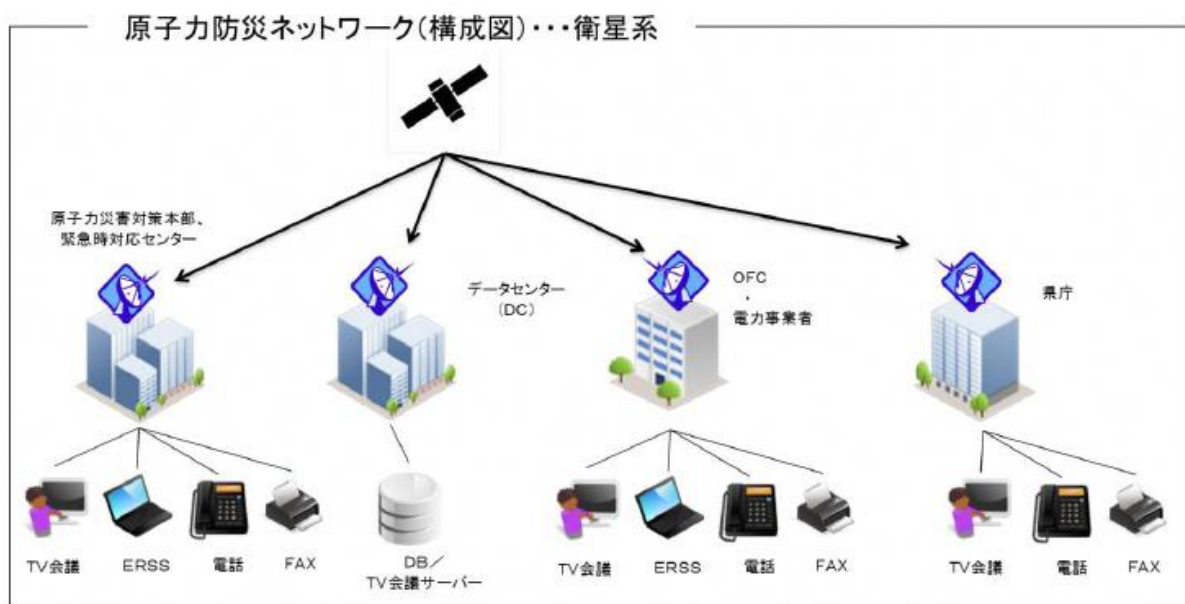
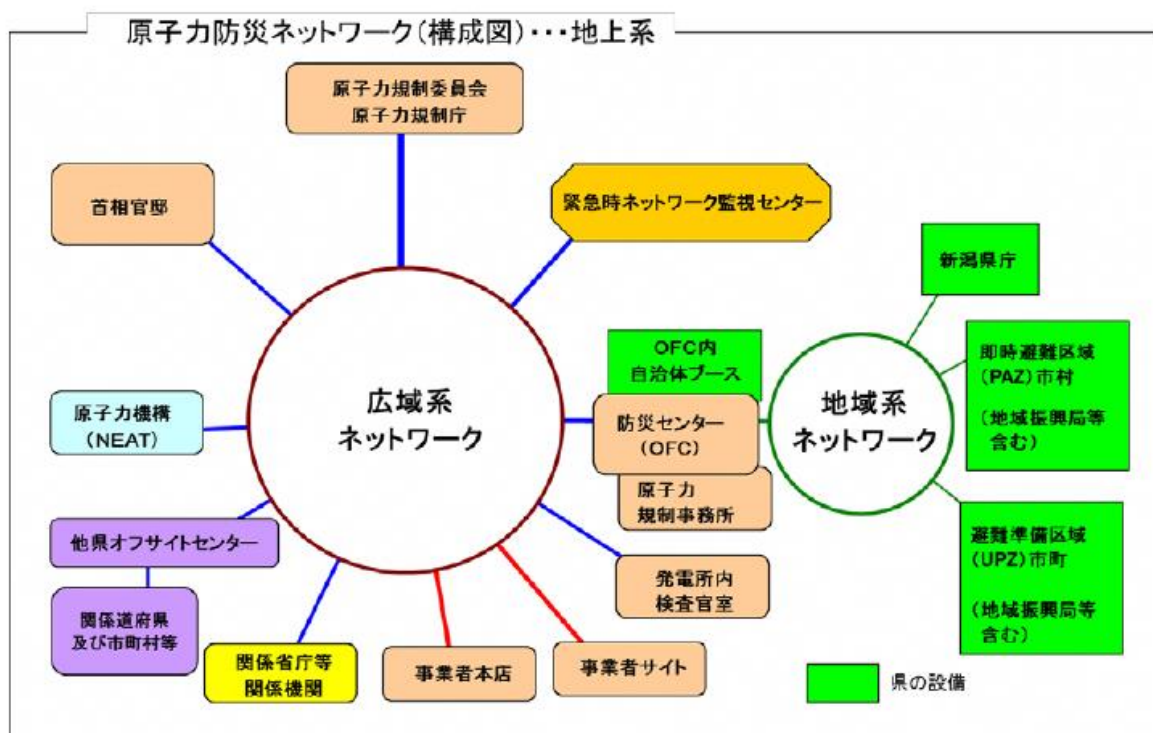


図3-2 国・県・原子力事業者等との情報伝達・共有体制(原子力防災ネットワーク)



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)

表 3－1 事態区分における主な連絡内容

緊急事態区分	発信元	主な連絡内容
警戒事態 (A L)	東京電力	・ 警戒事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・ 国からの連絡事項
	県	・ 新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・ 環境放射線モニタリング情報
	国・県・市町村	・ 即時避難区域 (PAZ) 圏内の S E 要避難者の避難準備要請及びその状況 等
施設敷地緊急事態 (S E) 【原災法第 10 条事象】	東京電力	・ 施設敷地緊急事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・ 国からの連絡事項 ・ 緊急時モニタリング情報
	県	・ 新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・ 緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・ 即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難準備要請及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・ 即時避難区域 (PAZ) 圏内の S E 要避難者の早期避難要請 ・ 避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避準備要請 等
全面緊急事態 (G E) 【原災法第 15 条事象】	東京電力	・ 全面緊急事態に該当する旨、発電所等の状況
	国	・ 緊急事態宣言発出の連絡、国からの連絡事項 ・ 緊急時モニタリング情報
	県	・ 新潟県の対応状況、即時避難区域 (PAZ) の対応状況
	県・OFC	・ 緊急時モニタリング情報
	国・県・市町村	・ 即時避難区域 (PAZ) 圏内の避難指示及び安定ヨウ素剤の服用指示 ・ 避難準備区域 (UPZ) 圏内の屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備指示 ・ 即時避難区域 (PAZ) 住民等の避難準備区域 (UPZ) 圏外への避難受入要請 等

※網掛けの情報が各事態における最初の情報となる。

(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋、柏崎市修正)

2 避難等指示の考え方

(1) 避難等指示の区域

避難等指示の区域は、地区コミュニティを単位とし、本章の原子力災害対策重点区域の範囲に基づくものとする。

(2) 避難等指示

市長は、国又は県から避難等の指示又は要請があったときには、国、県と連携し、避難等の指示をするものとする。

緊急を要するときには、国又は県からの指示等を待つことなく、避難等の指示をするものとする。

表 3－2 事態区分における主な避難等防護措置の概要

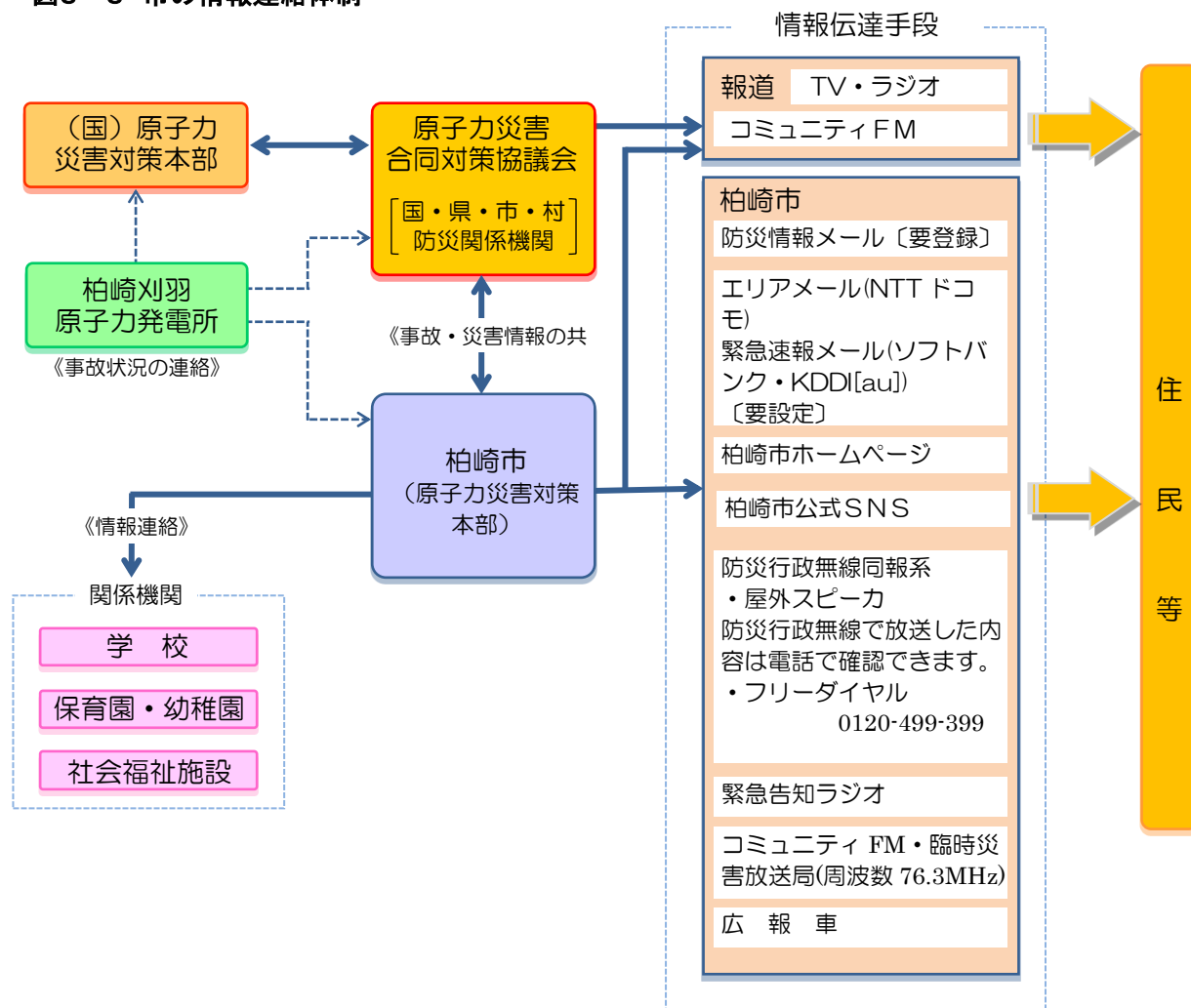
緊急事態区分	即時避難区域（PAZ）	避難準備区域（UPZ）
警戒事態（AL）	○住民等への注意喚起 ○市内全域に速やかな帰宅を要請 ○SE要避難者への避難準備を指示 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す	○住民等への注意喚起 ○市内全域に速やかな帰宅を要請 ○要配慮者等への屋内退避の準備を指示 ○学校・保育園等は保護者に児童生徒の迎えを要請し引渡す
施設敷地緊急事態（SE）	○住民等は避難準備 ○SE要避難者は避難実施 ○学校・保育園等に残った児童生徒は教職員の引率のもと避難実施	○住民等は屋内退避準備（早めの帰宅等） ○要配慮者等は屋内退避を実施 ○学校・保育園等は屋内退避保護者への児童生徒の引渡しを継続
全面緊急事態（GE）	○住民等は避難を実施	○屋内退避を実施。避難準備を行う。（原子力発電所の状況やPAZの避難状況を踏まえ、予防的避難を行うことも検討） ○学校・保育園等は屋内退避を継続保護者への児童生徒の引渡しは中止
防護措置の実施を判断する基準（OIL）	○住民等は避難を継続実施	○500μSv/hを超える区域を特定し避難を実施 ○20μSv/hを超える区域を特定し飲食物摂取制限と共に1週間以内に一時移転を実施

※1 μSv/h=0.001mSv/h=0.000001 Sv/h

3 住民等への情報伝達体制

市は、原子力発電所からの事故等に関する情報や、国や県からの避難及び避難準備等に関する指示又は要請があったときは、住民等への広報や関係機関に対する連絡を速やかに行うものとする。

図3-3 市の情報連絡体制



4 住民等への広報

市は、原子力事故が発生した場合には、住民等が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるよう、防災行政無線、緊急告知ラジオ、緊急速報メール・エリアメール、防災情報メール（要登録）、市ホームページ、柏崎市公式SNS、FM ピッカラ（周波数76.3Mhz）、広報車及び各報道機関を通じた情報発信など、多様な情報伝達手段を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に住民等へ広報を行う。

また、市原子力災害対策本部の指示や要請等を、各地区自主防災会を通じて住民等に伝達するとともに、各地区の状況や要望等を本部に連絡する情報連絡員として、各地区コミュニティセンターに市職員（緊急時地区派遣隊）を派遣する。

(1) 広報のタイミング（例示）

- ・ 緊急事態区分等に至ったとき（警戒事態（AL）、施設敷地緊急事態（SE）、全面緊急事態（GE）等）
- ・ 特別の体制（原子力災害対策本部設置等）をとったとき
- ・ 事故や災害の状況等に大きな変化があったとき
- ・ 避難、屋内退避、避難準備等を指示するとき
- ・ 放射性物質が放出されたとき
- ・ 緊急時モニタリングの結果がまとまったとき

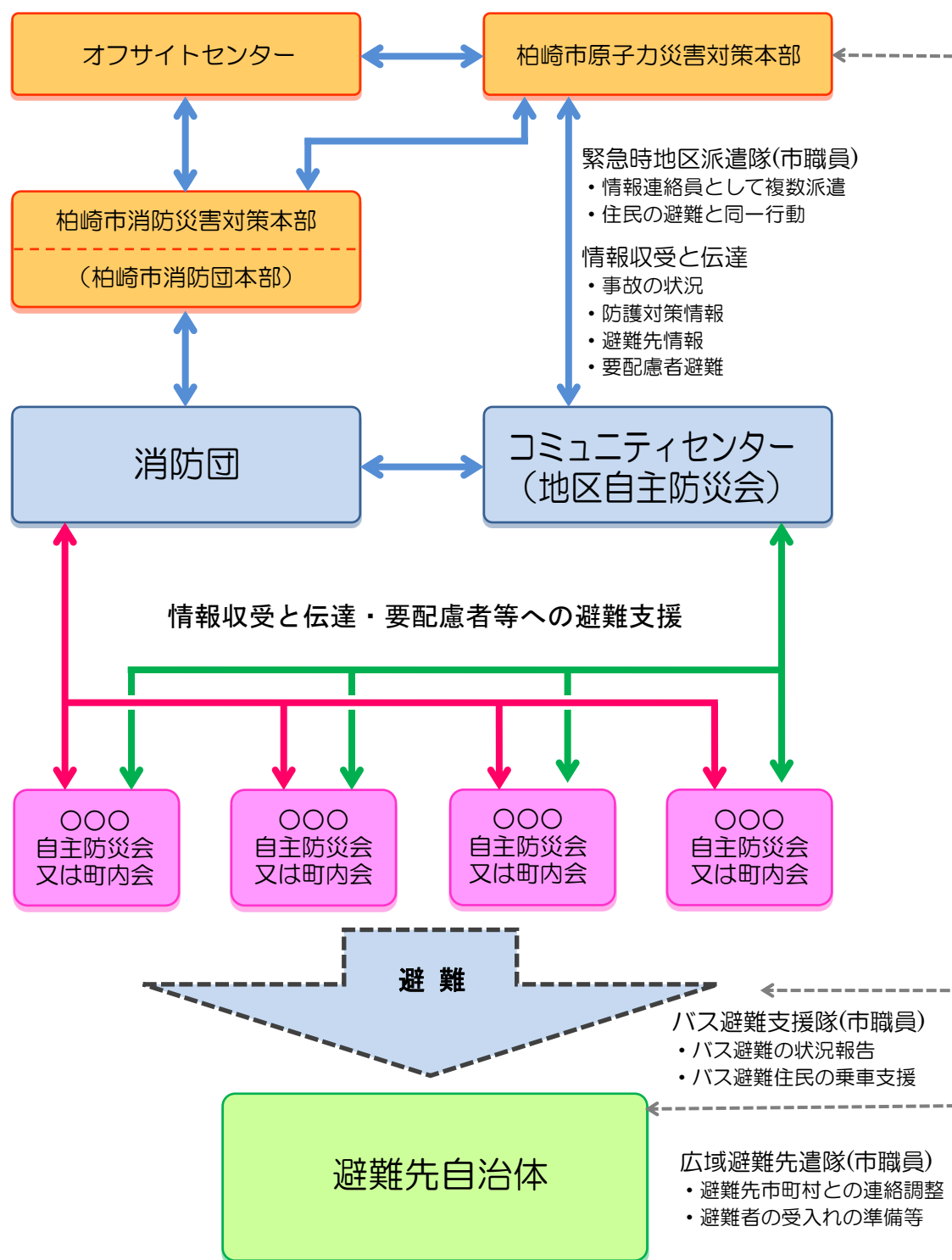
(2) 広報の内容（例示）

- ・ 事故等の状況
- ・ 市及び関係機関等の対応状況
- ・ 避難、屋内退避、避難準備の指示に関すること
- ・ 安定ヨウ素剤の配布、服用に関すること

(3) 広報における留意点

- ・ 定期的に繰り返し伝達する。
- ・ 要配慮者及び一時滞在者等に十分に配慮する。
- ・ 発信する情報は関係機関の間で共有に努め、相互にそごのないようにする。

図 3-4 地区コミュニティ等への情報伝達体制



第4章 住民等の避難体制

市は、EAL及びOILの基準に基づき国や県から避難等に係る指示又は要請があり、また、独自の判断により、避難指示等を発令するときは、速やかに広報を行い、住民等の避難等を実施する。

避難は、自家用車のほか、国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の車両等（バス、船舶、鉄道、ヘリコプター等）も積極的に活用する。

バス避難における車両、運転手の確保の課題に対し、自衛隊、海上保安庁、警察等の人材の活用について検討する。

1 基本的な考え方

(1) 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）においては、原子力発電所において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、事態が以下に示す区分のどれに該当するかを国が判断した後で、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

表4-1 事態区分及びPAZにおける予防的防護措置の概要

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (AL)	SE要避難者は、避難準備
施設敷地緊急事態 (SE)	SE要避難者は、避難を実施
	全住民は、避難準備
全面緊急事態 (GE)	全住民は、避難を実施

(2) 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）においては、全面緊急事態で屋内退避を実施する。また、緊急時モニタリングによる放射線量率等の測定結果を、原子力災害対策指針に規定されたOILの基準に照らし合わせた上で、必要な防護措置（屋内退避の継続、一時移転又は避難）を実施する。

表 4－2 事態区分及びUPZにおける予防的防護措置の概要

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (AL)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (SE)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (GE)	屋内退避の実施

表 4－3 原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

OIL (運用上の介入レベル)	防護措置内容
OIL 1 ($500 \mu\text{Sv/h}$)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL 4 (β 線：40,000cpm) (1か月後の数値が β 線： 13,000cpm)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等を避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
OIL 2 ($20 \mu\text{Sv/h}$)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間以内に一時移転を実施。

2 避難先の選定

(1) 即時避難区域（PAZ）における避難先の選定の考え方

避難先は、基本的に県内市町としつつ、避難準備区域（UPZ）圏外で避難先を確保するものとする。

即時避難区域（PAZ）においては、避難準備区域（UPZ）の避難先よりも遠い地域に確保するものとする。（先行避難する即時避難区域（PAZ）の車両により生じる渋滞（高速道から降りるIC等）が、その後避難準備区域（UPZ）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。）

避難準備区域（UPZ）において避難が必要となる場合を想定しながら、表4-4に示した避難先市町への避難を基本とする。ただし、避難準備区域（UPZ）の避難指示地域が広域に及ぶ場合には、県の調整のもと、近隣県への避難も含めた複数の避難先確保を検討する。

表4-4 即時避難区域（PAZ）の避難先市町

地区コミュニティ	避難先市町
高浜地区 南部地区 二田地区	村 上 市
中通地区	湯 沢 町
西中通地区	妙 高 市
荒浜地区 松波地区	糸 魚 川 市
	近隣県等（要調整）※

※災害の態様により、県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合等に備えて、県の調整のもと、近隣県への避難も含めた複数の避難先確保を検討する。

(2) 避難準備区域（UPZ）における避難先の選定の考え方

全面緊急事態となったときには、避難準備区域（UPZ）の住民等は屋内退避を実施し、放射性物質が放出された後の防護措置（表2－4参照）については、国及び県が緊急時モニタリングを行い、OILの基準値を超える地区を特定して避難又は一時移転が実施される。そのため、避難準備区域（UPZ）の全域が一斉に避難や一時移転をすることはないと考えられている。

一方で、事故の不確実性等も考慮する必要があるとあり、市では、地理的要因などから、原子力発電所から比較的短時間のうちに離れることができるよう、表4－5に示した避難先市町への避難を基本とする。ただし、事故や災害の状況等によっては、近隣県への避難も含めた複数の避難先確保を検討する。

表4－5 柏崎市の避難準備区域（UPZ）の避難先市町

地区コミュニティ	避難先市町
西山地区	村 上 市
北条地区	湯 沢 町
北鯖石地区、田尻地区	南 魚 沼 市
大洲地区、鯨波地区、上米山地区	妙 高 市
比角地区、枇杷島地区、半田地区	糸 魚 川 市
中央地区、剣野地区、高田地区、 上条地区、別俣地区、野田地区、 中鯖石地区、南鯖石地区、 高柳地区、米山地区	上 越 市
	近隣県等（要調整）※

※災害の態様により、県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合等に備えて、県の調整のもと、近隣県への避難も含めた複数の避難先確保を検討する。

[illegible]

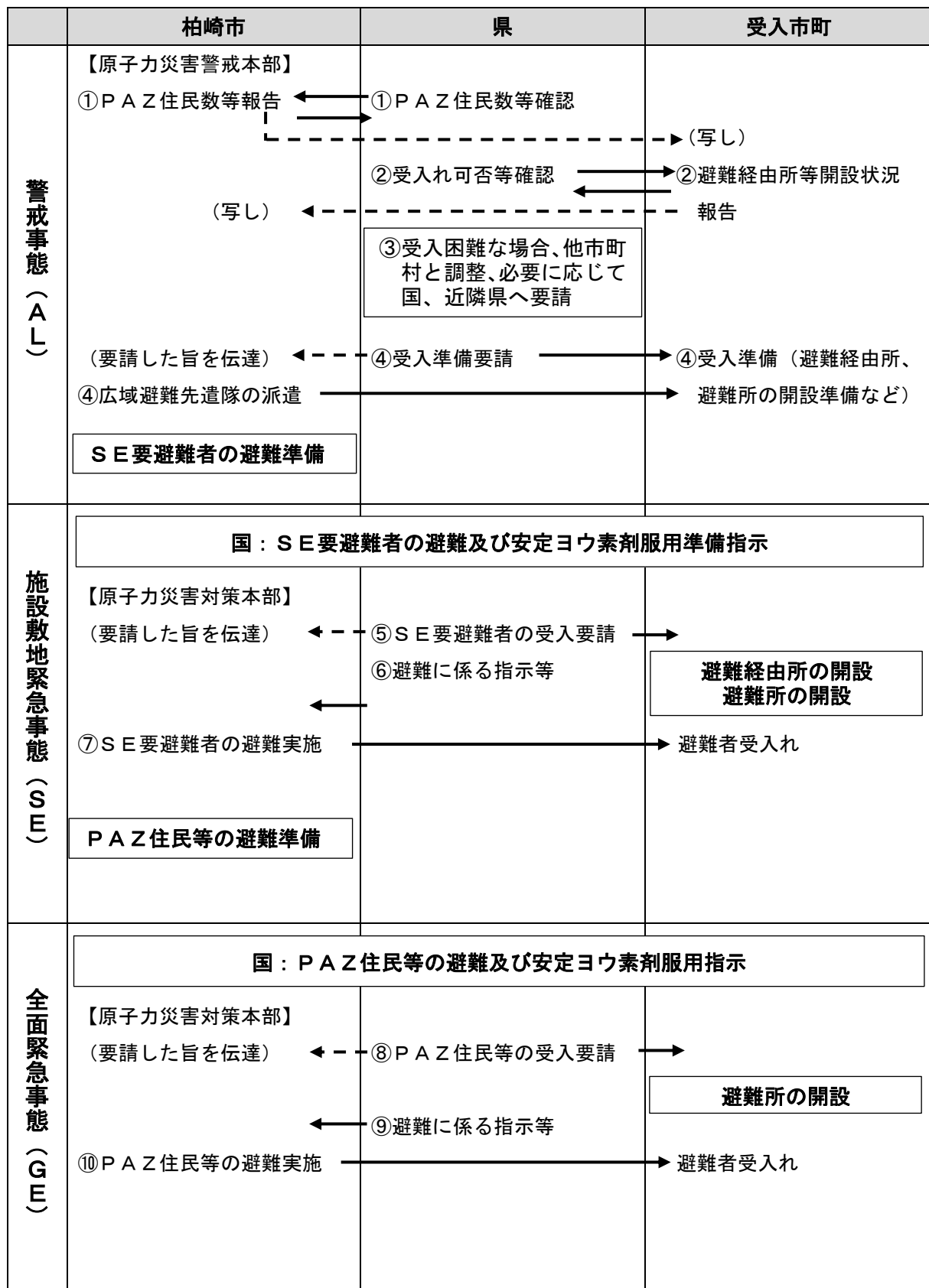
3 避難先の確保

市は、新潟県の「原子力災害広域避難受入調整マニュアル」に基づき、県と連携して、住民等の避難先の確保を行う。

(1) 即時避難区域（PAZ）

- ① 警戒事態（AL）に該当する事象が発生した段階で、市は、県が定めた様式により、即時避難区域（PAZ）の住民数等を県に報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先4市町（村上市、妙高市、糸魚川市、湯沢町）に対しても、同様の報告を行う。
- ② 県は、あらかじめ選定した避難先4市町に対し、避難者受入れの可否等について確認する。
- ③ 受入れ可否の確認の結果、あらかじめ選定した避難先4市町において、避難者の受入れが困難な場合には、県が、他の県内市町村に対し、受入調整を行う。
- ④ 県は、受入れを可とした避難先市町村に対し、受入準備要請を行う。市は、広域避難先遣隊を避難先市町村に派遣し、県や避難先市町村と連携し、避難経路所等の開設や避難物資の確保など避難者受入れに必要な準備を行う。
- ⑤ 施設敷地緊急事態（SE）に至った段階で、県は受入準備要請を行った市町村に対し、即時避難区域（PAZ）内のSE要避難者の受入要請を行う。
- ⑥ 県は、市に対し、即時避難区域（PAZ）内のSE要避難者の避難を指示する。その際、避難経路所や避難所、避難経路の状況など避難に資する情報を併せて提供する。
- ⑦ 市は、県からの指示及び提供された情報をもとに、即時避難区域（PAZ）内のSE要避難者の避難を実施する。
- ⑧ 県は、全面緊急事態（GE）に至った段階で、避難先市町村に対し、即時避難区域（PAZ）内の住民等の受入要請を行う。
- ⑨ 県は、市に対し、即時避難区域（PAZ）内の住民等の避難を指示する。その際、避難経路所等の開設状況、避難経路の状況、その他避難に資する情報を提供する。
- ⑩ 市は、県からの指示及び提供された情報をもとに、即時避難区域（PAZ）内の住民等の避難を実施する。

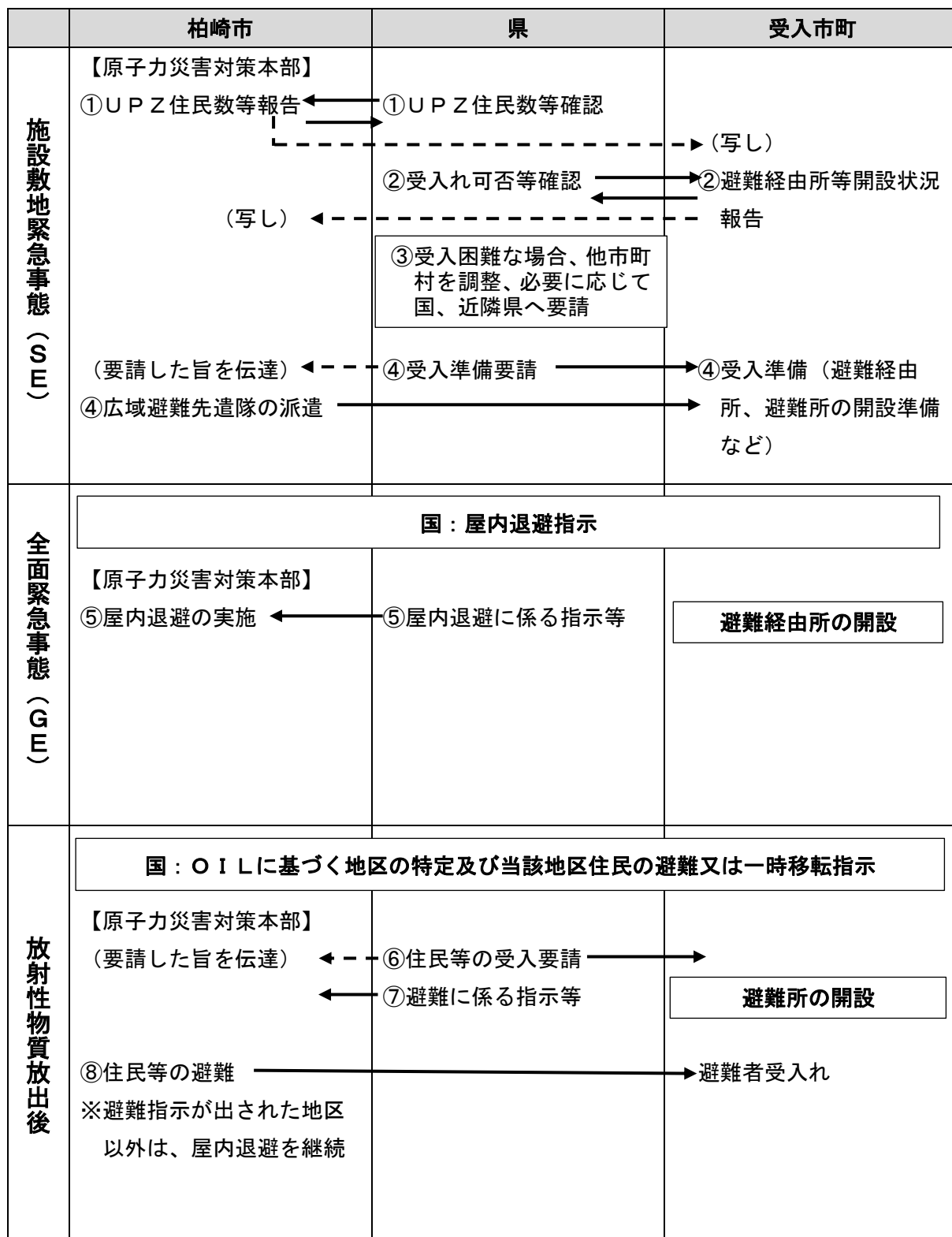
図 4-2 即時避難区域（PAZ）の避難受入調整フロー



(2) 避難準備区域（UPZ）

- ① 施設敷地緊急事態（SE）に至った段階で、市は、県が定めた様式により、避難準備区域（UPZ）の住民数等を県に報告する。また同時に、あらかじめ選定した避難先6市町（村上市、妙高市、糸魚川市、上越市、南魚沼市、湯沢町）に対しても、同様の報告を行う。
- ② 県は、あらかじめ選定した避難先6市町に対し、避難者受入れの可否等について確認する。
- ③ 受入れ可否の確認の結果、あらかじめ選定した避難先6市町において受入れが困難な場合には、県が他の県内市町村に対し、受入調整を行う。
- ④ 県は、受入れを可とした避難先市町村に対し、受入準備要請を行う。市は、広域避難先遣隊を避難先市町村に派遣し、県や避難先市町村と連携し、避難経由所等の開設や避難物資の確保など避難者受入れに必要な準備を行う。
- ⑤ 全面緊急事態（GE）に至った段階で、県は市に対して、避難準備区域（UPZ）内の住民等の屋内退避を指示する。その際、放射性物質放出後の避難に備え、避難経由所等の開設状況、避難経路の状況、安定ヨウ素剤の緊急配布及びスクリーニングの場所、その他避難に資する情報を提供する。
- ⑥ 放射性物質放出後に、緊急時モニタリングの結果等により、国が避難又は一時移転を要する地区を特定し、当該地区の避難又は一時移転を指示した場合、県は、当該地区を受け入れる予定の市町村に対し、受入要請を行う。
- ⑦ 県は、市に対し、当該地区の住民の避難又は一時移転を指示する。その際、避難経由所等の開設状況、避難経路の状況、安定ヨウ素剤緊急配布及びスクリーニングの場所、その他避難に資する情報を提供する。
- ⑧ 市は、県からの指示及び提供された情報をもとに、当該地区の住民の避難又は一時移転を実施する。

図４－３ 避難準備区域（UPZ）の避難受入調整フロー



4 避難手段、避難経路等の確保

(1) 避難手段の確保

- ① 自力で避難可能な住民等については、原則、自家用車により避難するものとする。
この場合、渋滞を極力避けるために家族又は近所の住民との乗り合いにより避難する。
- ② 市は、国や県、関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段（バス、鉄道、船舶等）を確保する。
- ③ バスによる避難については、市が所有するバスだけでは不足する場合、県は、公益社団法人新潟県バス協会との協定に基づき、集合場所や学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できる体制をあらかじめ整備する。
- ④ 市は、バスによる避難の集合場所を町内会ごとに指定（即時避難区域（PAZ）28か所、避難準備区域（UPZ）75か所）し、あらかじめ周知する。
- ⑤ バス等による避難が困難な場合や、確保台数等が不足する場合は、県及び市は、自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行う。

(2) 避難経路の設定・周知

- ① 市及び県は、避難先市町村を踏まえ、あらかじめ主な避難経路を設定し、周知する。
- ② 避難経路は、道路管理者等の関係機関と連携して設定する。

(3) 被災道路の応急対策（道路啓開）

- ① 複合災害により道路が被災した場合は、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊等が状況に応じて協力して応急対策に当たる。
- ② 道路啓開に従事する道路管理者、民間事業者等の関係者は、安全確保のため、全面緊急事態（GE）に至った段階で、即時避難区域（PAZ）圏外へ避難するとともに、避難準備区域（UPZ）においては屋内退避するものとする。

(4) 交通誘導体制の整備

住民等が迅速かつ円滑に避難できるよう、県警察は避難経路の要所で交通誘導を行うとともに、原子力災害に伴う被害の状況、緊急度や重要度を考慮して、必要な交通規制を実施する。

- ① 全面緊急事態（GE）において、即時避難区域（PAZ）圏内の避難指示が出された場合、即時避難区域（PAZ）圏外周の高速道路インターチェンジや国道交差点に交通検問所を設置し、一般車両の即時避難区域（PAZ）圏内への流入を禁止する。
また、必要に応じて10キロ圏、20キロ圏、30キロ圏外周にも交通検問所を設置して、即時避難区域（PAZ）圏内への流入抑制等の交通規制を実施する。
- ② 避難準備区域（UPZ）の避難又は一時移転の指示が出された場合、避難準備区域（UPZ）圏外周に交通検問所を設置し、一般車両の避難準備区域（UPZ）圏内への流入を禁止する。

(5) 警戒区域への立入制限措置

市は、必要に応じて警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の警戒区域への立入りを制限もしくは禁止するほか、警戒区域からの退去を命ずる場合がある。

警戒区域を設定した場合には、これを防災行政無線等で周知するほか、警戒区域への立入りの制限等を実施するに当たっては、県警察等と連携し、避難のための交通誘導と併せて措置を講じる。

5 住民等のとるべき行動

(1) 即時避難区域（PAZ）

- ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や避難等に係る情報を防災行政無線等により広報する。
- ② 住民は、原則として、警戒事態（AL）の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態（SE）の段階で、避難の準備を行い、全面緊急事態（GE）の段階で、避難指示に基づき避難するものとする。
- ③ 即時避難区域（PAZ）において、SE要避難者は、警戒事態（AL）の段階で、避難準備を行い、施設敷地緊急事態（SE）の段階で、避難指示に基づき避難するものとする。
- ④ 住民は、原則自家用車によりあらかじめ地区ごとに指定された避難経由所を目指し避難する。また、交通渋滞を避けるため、隣近所で声がけをし、できるだけ乗り合いをして避難するよう心掛ける。
- ⑤ 自家用車で避難することができない住民は、あらかじめ地区ごとに指定されたバスによる避難集合場所へ集合し、バス等で避難するものとする。
- ⑥ 即時に避難が困難な住民は、適切な避難手段が確保されるまでの間、放射線防護機能を有する施設（一時退避所）やコミュニティセンター、小中学校等において、屋内退避するものとする。

(2) 避難準備区域（UPZ）

- ① 市は、原子力発電所における事故等の状況や屋内退避及び避難等に係る情報を防災行政無線等により広報する。
- ② 住民は、原則として、警戒事態（AL）の段階で市からの要請により自宅へ戻り、施設敷地緊急事態（SE）の段階で、自宅で屋内退避の準備を行い、全面緊急事態（GE）の段階で、屋内退避を実施するものとする。ただし、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所で屋内退避を行うものとする。
- ③ 避難又は一時移転の指示が出された地区の住民は、原則自家用車によりあらかじめ地区ごとに指定された避難経由所を目指し避難する。また、交通渋滞を避けるため、隣近所で声がけをし、できるだけ乗り合いをして避難するよう心掛ける。
- ④ 自家用車で避難することができない住民や自力で避難することが困難な要配慮者等は、あらかじめ地区ごとに指定されたバスによる避難の集合場所へ集合し、バスや福祉車両等で避難するものとする。
- ⑤ 避難の際には、避難経路上に設けられる「スクリーニングポイント」において、汚染の有無を検査した上で、避難経由所へ向かうものとする。

(3) 学校、保育園等に通う児童等への対応

原子力災害対策重点区域内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）並びに保育園（認定こども園を含む。）及び幼

稚園（以下「保育園等」という。）の管理者は、原子力災害が発生したことを想定し、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、あらかじめ避難や屋内退避の行動計画の作成に努めることとしている。

管理者は、行動計画の作成に当たって、学校においては県が定める「原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き」、保育園等においては県が定める「医療機関及び社会福祉施設等における『原子力災害避難計画』策定の手引き」のほか、次の事項を踏まえた計画とし、保護者への引渡しに関するルール等を定めておくものとする。

① 即時避難区域（P A Z）内の学校、保育園等

即時避難区域（P A Z）内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態（A L）に該当する事象が発生した段階で児童、生徒及び園児（以下「児童等」という。）の保護者への引渡しを開始する。

施設敷地緊急事態（S E）となった段階で保護者への引渡しが進んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のもと、バスにより集団で広域避難を開始し、避難先の避難経由所において保護者への引渡しを行う。

管理者は、児童等を保護者へ引渡しの場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。

なお、小学校及び中学校におけるバスによる広域避難では、原則として児童及び生徒の居住区域を考慮した避難先への避難を行うものとする。

② 避難準備区域（U P Z）内の学校、保育園等

避難準備区域（U P Z）内の学校、保育園等の管理者は、警戒事態（A L）に該当する事象が発生した段階で、児童等の屋内退避の準備を開始するとともに保護者へ迎える要請を行う。

施設敷地緊急事態（S E）となった段階で屋内退避を実施しつつ、児童等の保護者への引渡しを継続して行う。

なお、全面緊急事態（G E）へ移行後は、児童等の保護者への引渡しを中止し、屋内退避を継続する。また、放射性物質の放出により空間放射線量率がO I Lの基準値を超え、国等から避難指示が出された段階で、保護者への引渡しが進んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、学校、保育園等の管理者同伴のもと、バスにより集団で広域避難を開始し、避難先の避難経由所において保護者への引渡しを行う。

管理者は、児童等を保護者へ引渡しの場合は、市又は県に速やかにその旨を連絡する。

(4) 一時滞在者（観光客等）への対応

市及び県は、観光客や市外からの一時滞在者等に対して、警戒事態（A L）に該当する事象が発生した段階で、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等に情報の周知を行うとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、自家用車若しくは公共交通機関を利用して、速やかに帰宅するよう呼び掛けるものとする。

また、早期の帰宅が困難な場合には、最寄りの地区コミュニティセンター等へ誘導し、即時避難区域（PAZ）においては、施設敷地緊急事態（SE）の段階で、バスによる避難を実施し、避難準備区域（UPZ）においては、全面緊急事態（GE）の段階で、屋内退避を実施する。

表４－６ 即時避難区域（ＰＡＺ）における防護措置の流れ

事態区分		行政の対応 (指示・要請等)	住民等	ＳＥ要避難者	学校、保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前	警戒事態（ＡＬ）	○発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○ＳＥ要避難者の避難準備を指示 ○自力で避難することができないＳＥ要避難者のための輸送手段確保 ○保護者に学校等への迎えを要請 ○緊急時地区派遣隊及びバス避難支援隊の派遣 ○広域避難先遣隊の派遣 ○安定ヨウ素剤の緊急配布の準備及び安定ヨウ素剤緊急配布隊の派遣	○市からの情報に注意（不要な外出を自粛、早めの帰宅を要請） ○一時滞在者は早期の帰宅	○避難準備を開始	○保護者への引渡し ○迎えが来るまで児童等を保護
	施設敷地緊急事態（ＳＥ）	○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○ＰＡＺ内の避難準備指示 ○ＳＥ要避難者の避難指示 ○学校等施設の避難指示 ○輸送手段の確保 ○安定ヨウ素剤の緊急配布の実施	○避難準備開始 〔家族に要配慮者等がいるときは避難を実施する。〕 ○安定ヨウ素剤の服用準備	○避難実施 〔移動手段のない者は、バスによる避難の集合場所に集合する。〕	○施設による避難実施 〔保護者に引き渡せなかった児童等は、教職員引率のもと避難を実施する。〕
放射性物質放出前（又は直後）		○緊急事態宣言の発出 ○ＰＡＺ内の避難指示 ○安定ヨウ素剤の緊急配布の実施 ○安定ヨウ素剤服用指示 ○発電所、環境放射線量等の情報周知	○避難実施 ○安定ヨウ素剤の服用	0～2才：ゼリー状剤1包 3才以上～13才未満：丸剤1錠 ポイント 【避難手段、服装等】 ・避難手段は基本的に自家用車を使用する。 ・避難手段がない場合は、市又は県が確保するバスで避難する（バスによる避難の集合場所に集合する）。 ・避難時の服装は、肌を露出しないよう心掛け、念のためマスク等を着用する。 ・避難先は地区コミュニティを単位とした避難経由所を目指す（第7章参照）。 ・放射性物質放出後に避難した者は、スクリーニングポイントでスクリーニング等を受ける。	

表４－７ 避難準備区域（UPZ）における防護措置の流れ

事態区分		行政の対応 (指示・要請等)	住民等	学校、保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出前	警戒事態（AL）	○発電所の状況把握、住民への注意喚起 ○保護者に学校等への迎えを要請 ○緊急時地区派遣隊の派遣	○市からの情報に注意（不要な外出を自粛、早めの帰宅を要請） ○一時滞在者への早期帰宅の要請	○保護者への引渡し ○迎えが来るまで児童等を保護
	施設敷地緊急事態（SE）	○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○屋内退避の準備を指示 ○学校等施設の屋内退避の実施を指示 ○広域避難先遣隊の派遣	○屋内退避の準備	○施設での屋内退避を実施 ・保護者の迎えは継続する。 ・保護者に引き渡せなかった児童等は、教職員とともに屋内退避を実施する。
	全面緊急事態（GE） (又は直後)	○発電所、環境放射線量等の情報周知 ○UPZ内の屋内退避指示 ○予防的避難の検討 ○予防的避難先の確保 ○予防的避難のための輸送手段の確保 ○広域避難先遣隊の派遣 ○安定ヨウ素剤の配布準備	○屋内退避を実施 ※屋内退避が困難な場合は、国、県又は市の指示により予防的避難を実施	○屋内退避継続 ・保護者の迎えは中止する。 ※屋内退避が困難な場合は、国、県又は市の指示により予防的避難を実施 ・予防的な避難が必要な場合は、教職員引率のもと避難する。

表 4－7 避難準備区域（UPZ）における防護措置の流れ（続き）

事態 区分	行政の対応 (指示・要請等)	住 民 等	学校、保育園等 (在校在園時)
放射性物質放出後	全面緊急事態（GE） 【防護措置判断基準（OIL：運用上の介入レベル）の発動】	○屋内退避の継続又は避難及び一時移転 ○飲食物の摂取制限の実施 ○安定ヨウ素剤の服用準備又は服用 ・緊急時モニタリングの結果、OILに基づき、避難及び一時移転等の判断がされる。 ・あわせて、必要に応じ安定ヨウ素剤の服用の必要性についても指示される（その必要性は原子力規制委員会が判断し、国の原子力災害対策本部が指示する）。 ◎主なOILの基準（初期設定値、表2－4参照） 500 μ Sv/毎時（OIL1） ～数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施する基準 20 μ Sv/毎時（OIL2） ～1週間程度以内に一時移転させる基準 0.5 μ Sv/毎時（飲食物スクリーニング） ～飲食物の放射能濃度測定地域を特定する基準 OILの基準は、原子力発電所の事故により放出された放射性物質が地上沈着し、1mの高さでの放射線量率によって防護措置を判断するもの。	ポイント 【避難及び一時移転の手段、服装等】 ・避難手段は基本的に自家用車を使用する。 ・避難手段がない場合は、市又は県が確保するバスで避難する（バスによる避難の集合場所に集合する）。 ・学校等で施設避難が必要な場合は、教職員引率のもと避難する。 ・安定ヨウ素剤服用不適切者、慎重投与者及び放射線弱者については、避難及び一時移転が必要な場合には優先的に避難等を実施する。 ・避難及び一時移転時の服装は、肌を露出しないよう長袖、長ズボン、帽子、マスク、手袋等を着用する。 ・避難先は地区コミュニティを単位とし、避難経路所を目指す（避難先は県で調整となる）。 ・避難途中のスクリーニングポイントでスクリーニング等を受ける。

6 安定ヨウ素剤の配布及び服用

安定ヨウ素剤配布・服用の指示は、原子力災害対策特別措置法に基づき、国が市町村長及び都道府県知事に対して指示するものとされており、災害対策基本法の規定により、国の指示を受けた都道府県知事は市町村長に対し通知又は要請するとともに、市町村長は住民に対して伝達を行うことと規定されている。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくを抑える効果のある医療用医薬品であり、原子力災害対策指針において、即時避難区域（P A Z）内は事前配布、避難準備区域（U P Z）内は避難等と併せて安定ヨウ素剤を緊急配布できる体制整備が必要であると規定されている。

市は、県と連携して、「新潟県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、住民等に対する安定ヨウ素剤の事前配布体制及び緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備する。

(1) 事前配布

市は、速やかに安定ヨウ素剤を服用することができるよう、県と連携し、即時避難区域（P A Z）の住民に対して、定期的に事前配布を実施するとともに、避難準備区域（U P Z）においても、記録的豪雪時等における緊急配布に係る住民の受取負担を考慮し、円滑な受取りを図るために事前配布を実施する。

事前配布は、次のいずれかに該当する者を対象に実施する。

- ・ 40歳未満の者
- ・ 40歳以上の妊婦、授乳婦、妊娠希望のある女性
- ・ 40歳以上で安定ヨウ素剤の配布を希望するもの

受取方法は、郵送、薬局、説明会による方法がある。

また、安定ヨウ素剤の事前配布に当たっては、表4－8の規定量に基づき、生後1か月以上3歳未満にはゼリー剤1包（32.5mg）、3歳以上13歳未満には錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。

表4－8 安定ヨウ素剤の適切な服用量（1回分）

対象者	ヨウ素量 (mg) ヨウ化カリウム量 に対する相当量	ヨウ化 カリウム量 (mg)	ヨウ化 カリウム ゼリー状剤 (mg)	ヨウ化 カリウム 丸剤
生後1か月未満	12.5	16.3	1包（16.3）	—
生後1か月以上 3歳未満	25	32.5	1包（32.5）	—
3歳以上13歳未満	38	50	—	1錠
13歳以上	76	100	—	2錠

（原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」に基づき柏崎市作成）

(2) 緊急配布

市は、県と連携し、安定ヨウ素剤を所持していない即時避難区域（P A Z）や避難準備区域（U P Z）の住民等に対して、避難や一時移転の際に、また避難により健康リスクが高まる者の屋内退避に備え、迅速に安定ヨウ素剤を配布できる体制を整備し、あらかじめ定めた緊急配布場所において住民等への安定ヨウ素剤の緊急配布を行うほか、市の災害業務に従事する職員への配布を行う。

県は、スクリーニングポイント及び避難経路上の場所において住民等への緊急配布を行うほか、県の災害業務に従事する職員への配布を行うとともに、市が行う緊急配布に不足が生じた場合の予備の確保を行う。

① 配布体制

市は、警戒事態（A L）の段階で、即時避難区域（P A Z）における緊急配布場所の開設準備を開始し、緊急配布場所に職員を派遣する等配布体制を整える。

施設敷地緊急事態（S E）の段階で、即時避難区域（P A Z）のS E要避難者のうち、安定ヨウ素剤を所持していないもの及び一時滞在者に対し、緊急配布を行う。

全面緊急事態（G E）の段階で、即時避難区域（P A Z）の住民のうち、安定ヨウ素剤を所持していないものに対し、緊急配布を行う。

また、避難準備区域（U P Z）における配布は、全面緊急事態（G E）の段階で配布体制を整え、放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングの結果、避難又は一時移転の指示が出された段階で、安定ヨウ素剤配布指示が出された場合、避難又は一時移転の指示が出された地区の住民等のうち、安定ヨウ素剤を所持していないものに対し、緊急配布を行う。

安定ヨウ素剤の配布及び服用は、原則として医師が関与して行うが、時間的制約等のため必ずしも医師が関与できない場合には、研修等を受講した薬剤師、保健師、県及び市職員が配布する。

② 配布方法

安定ヨウ素剤の配布に当たっては、表4－8の規定量に基づき、生後1か月未満にはゼリー剤16.3mg1包、生後1か月以上3歳未満にはゼリー剤32.5mg1包、3歳以上13歳未満には錠剤1錠、13歳以上には錠剤2錠を配布する。また、以下の点に留意して行う。

- ・極力一人でいる際に服用せず、服用後に状態の観察ができるよう家族又は近隣住民と一緒にいる際に服用するよう注意を喚起する。
- ・安定ヨウ素剤の禁忌情報、服用量、副作用が起こった場合の連絡先・対処方法等の説明用紙を併せて配布する。
- ・配布は1回分を原則とする（1回目の服用後はできるだけ避難を優先させる）。

③ 配布場所

緊急配布は、表4－9のとおり開設する緊急配布場所で行う。

表 4－9 緊急配布場所

避難方法	即時避難区域（P A Z）	避難準備区域（U P Z）
県等が用意した バス等による避難	バス避難集合場所（28か所）	バス避難集合場所 ※避難又は一時移転の 指示があった地区のみ
自家用車による避難	・バス避難集合場所（28か所） （ただし、徒歩での受取のみ。 ※一部例外あり。） ・発電所からおおむね20キロ 圏内の避難経路上に設ける緊 急配布場所（資料—2のと おり）	・バス避難集合場所（ただし、徒 歩での受取のみ。） ※避難又は一時移転の 指示があった地区のみ ・発電所からおおむね半径30 キロ圏外に設けるスクリー ニングポイント（資料—3のと おり）

※高浜地区の各バス避難集合場所、中通地区のうち成沢公会堂、五十土公会堂、小黑須公会堂では、自家用車での受取りを可とする。

④ 備蓄計画

安定ヨウ素剤は、即時避難区域（P A Z）及び避難準備区域（U P Z）において必要となる全量を県で調達し、市は、住民等への緊急配布及び災害業務に従事する職員への配布に必要な安定ヨウ素剤の備蓄を行っている。備蓄場所及び備蓄数量は、表 4－10のとおり。

市は、速やかに住民等への配布ができるよう、県と調整の上、安定ヨウ素剤を分散して備蓄し、備蓄した安定ヨウ素剤を適切に管理するものとする。

なお、市及び県は、「新潟県安定ヨウ素剤配布計画」に基づき、児童等及び教職員等に配布可能な分量の安定ヨウ素剤を、市内の小中学校及び保育園等にも分散して備蓄する。

県は、病院及び社会福祉施設（入所施設）における入院患者、入所者及び職員に配布可能な分量の安定ヨウ素剤の備蓄や、即時避難区域（P A Z）内の従業員50人以上の事業所における全従業員に配布可能な分量の安定ヨウ素剤の備蓄を進める。

表 4－１０ 備蓄場所及び備蓄数量

令和 4 年（2022 年）7 月 31 日時点

備蓄場所	備蓄数量		
	ゼリー剤（包）		丸剤（錠）
	16. 3mg	32. 5mg	
柏崎市役所	422	602	23, 290
柏崎市消防本部			10, 000
西山町いきいき館			5, 000
学校			62, 000
保育園等	458	1, 438	4, 330
合 計	880	2, 040	104, 620

※保育園等には、県が備蓄している私立分（ゼリー剤 32. 5mg 900 包、16. 3mg 300 包、丸剤 2, 620 錠）を含む。

⑤ 児童等への対応

市内の小中学校及び保育園等は、在学又は在園する生徒及び児童の保護者に対して、あらかじめ安定ヨウ素剤服用の可否の調査、緊急時の服用について同意を得るとともに、服用できない又はしない生徒及び児童への対応方法等を説明する。

(3) 安定ヨウ素剤の服用

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくは、安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用することにより予防又は低減をすることができる。このため、独自の判断による服用は避け、国又は県若しくは市の指示によらなければならない。

また、服用回数は原則 1 回とする。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、全面緊急事態（GE）に至った場合において、国の指示に基づき安定ヨウ素剤を服用する。

なお、安定ヨウ素剤を服用できないと医師が判断した者は、施設敷地緊急事態（SE）において避難を実施する。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、原子力発電所の状況や空間放射線量率等に応じて避難又は一時移転等の防護措置と組み合わせて実施される。配布及び服用の必要性については、原子力規制委員会が判断し、国の原子力災害対策本部が指示する。

安定ヨウ素剤服用の留意事項

- 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減のみに効果がある。
- 安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）である。ただし、ヨウ素アレルギー等がある服用不適切者は除く。
- 服用回数は原則として1回。2回目の服用を考慮しなければならない状況では避難を優先させる。
- 安定ヨウ素剤の服用により、アナフィラキシーショックを含む急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低い。また、甲状腺ホルモンの分泌異常による中長期的な健康影響についても、1回の服用で生じる可能性は極めて低い。ただし、特に新生児が安定ヨウ素剤を服用した場合には、甲状腺機能低下症に関する経過観察を行うことが適切である。
- 安定ヨウ素剤の成分、ヨウ素（ヨード）に対する過敏症のある者は、服用はできない。また、甲状腺機能亢進症、甲状腺機能低下症、腎機能障害、先天性筋強直症、高カリウム血症、低補体血症性蕁麻疹様血管炎、肺結核、ヨード造影剤過敏症、ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者は、症状の悪化等が起こり得るため、あらかじめ医師に相談するとともに、服用時に注意が必要。

7 緊急時モニタリング

緊急時モニタリングは、「新潟県緊急時モニタリング計画」に基づき、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集、運用上の介入レベル（O I L）に基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供を目的として行う。

(1) モニタリングポスト

新潟県は、平常時モニタリング及び緊急時モニタリングを実施するため、モニタリングポスト（常設型）及び緊急時用モニタリングポストを設置し、空間放射線量率の常時監視・観測を行っている。

(2) 緊急時モニタリング体制

緊急時モニタリングは、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターの指揮の下で、国、県、原子力事業者及び関係指定公共機関により実施される。

警戒事態（A L）においては、県原子力災害警戒本部は、平常時モニタリングを強化するとともに、国が行う緊急時モニタリングセンター（E M C : Emergency Radiological Monitoring Center（以下「E M C」という。））の立ち上げ準備に協力して、緊急時モニタリングの準備を行う。

施設敷地緊急事態（S E）においては、県、原子力事業者及び関係指定公共機関は、国が設置するE M Cに参画する。県は国の統括の下でE M Cの各構成機関と連携して緊急時モニタリングを実施する。

また、全面緊急事態（G E）においても、施設敷地緊急事態における体制と同様の体制で緊急時モニタリングを継続して実施する。

なお、緊急時モニタリングは、国によって策定される「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行われる。

(3) 緊急時モニタリング結果の妥当性の確認

緊急時モニタリング結果は、E M Cに集められ、E M Cは測定方法の妥当性や機器異常の有無等の観点から妥当性の確認を行う。妥当性の確認を行った緊急時モニタリング結果については、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は国の原子力災害対策本部に報告され、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は国の原子力災害対策本部で評価が行われる。

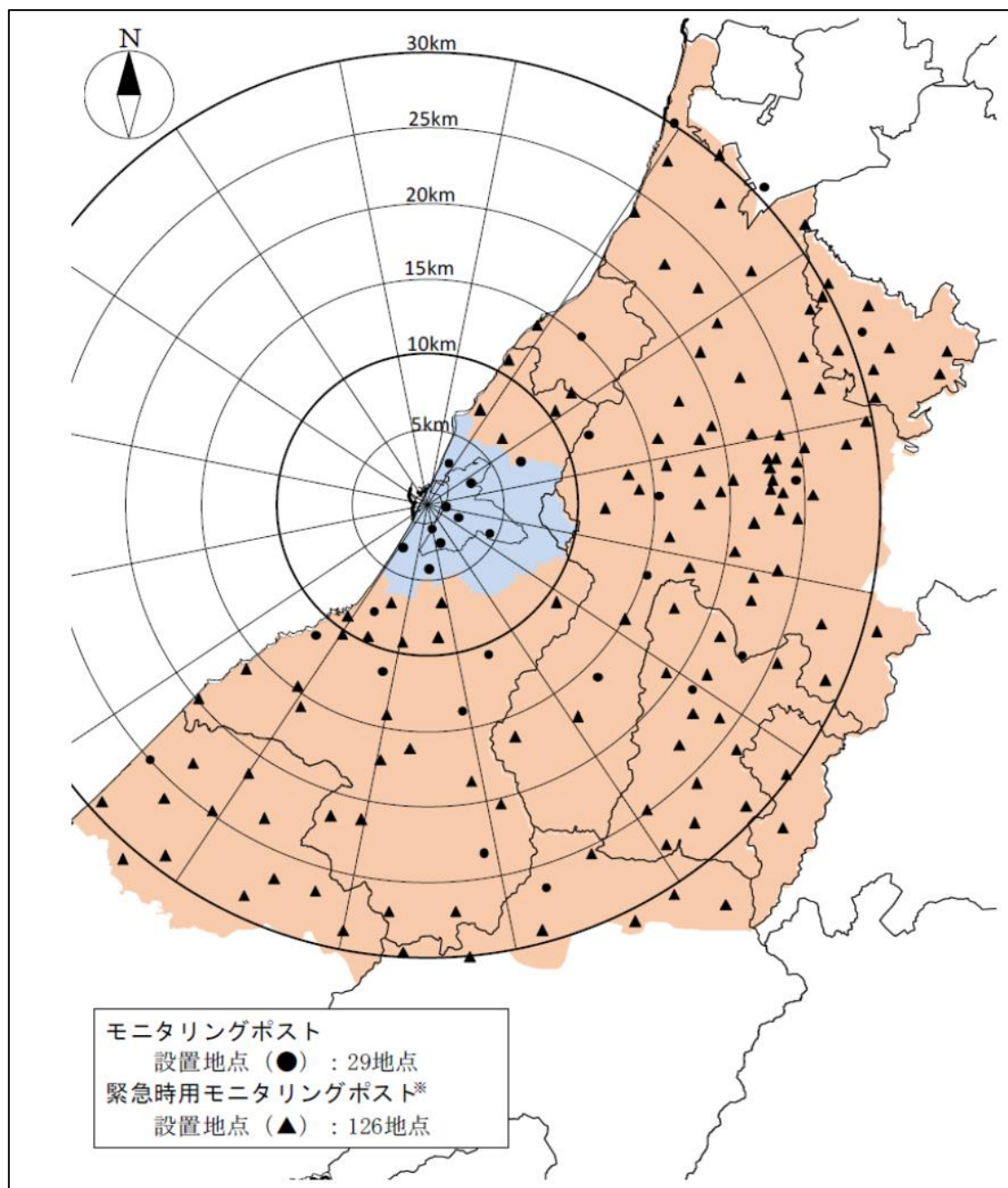
評価した緊急時モニタリングの結果については、県及び関係市町村で共有される。

(4) 緊急時モニタリング結果の公表

原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部又は国の原子力災害対策本部は、E M Cから報告された緊急時モニタリング結果を速やかに解析・評価し、ホームページ等で公表する。

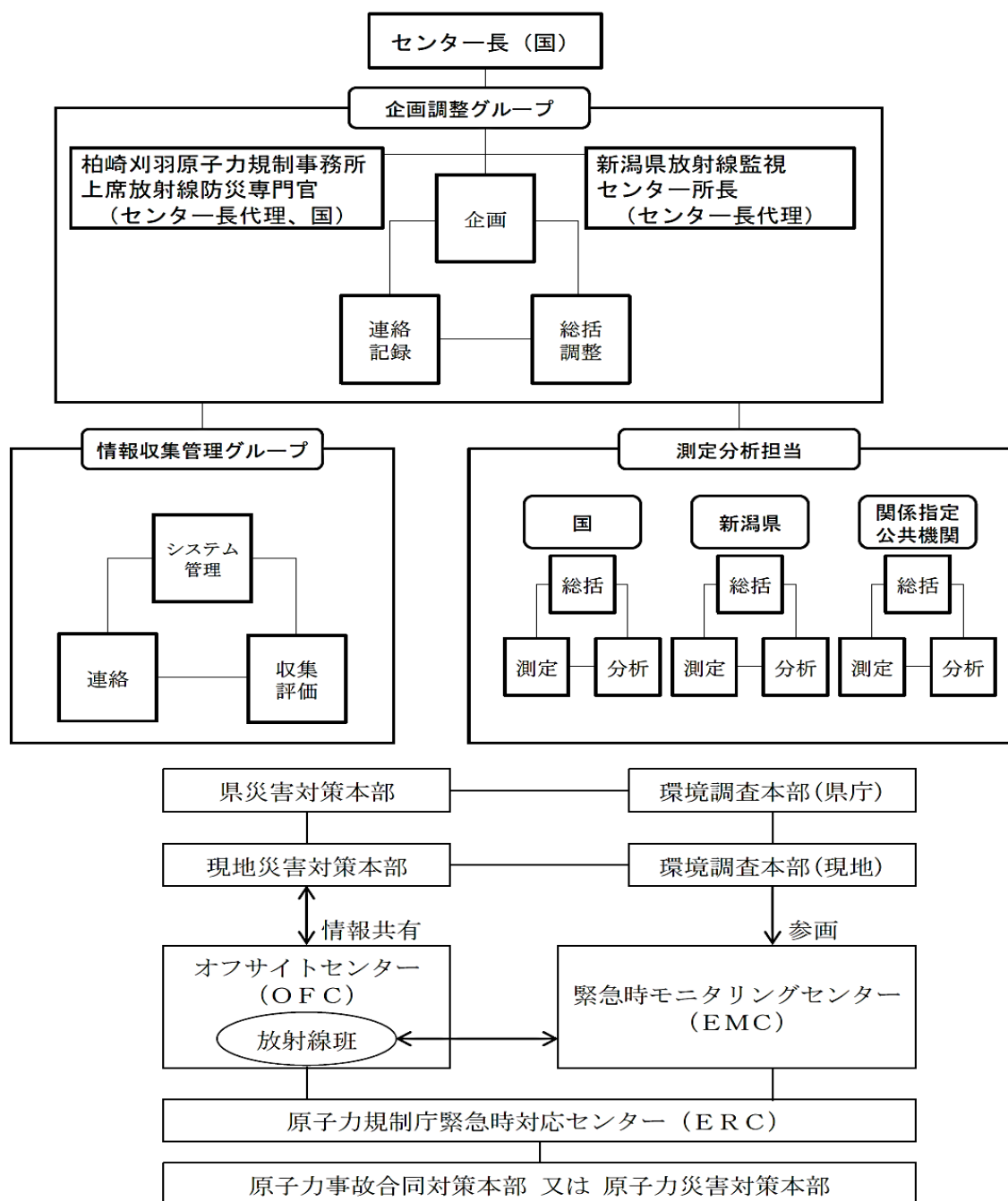
市は、県等と連携し、緊急時モニタリング結果を、防災行政無線、緊急告知ラジオやホームページ等を通じて速やかに、分かりやすく住民等に周知する。

図4-4 PAZ・UPZ圏内のモニタリングポストの配備状況



※緊急時用のモニタリングポストは、原子力災害時に空間放射線量の情報を詳細に収集するために設置したもので、平常時から稼働している。

図4-5 緊急時モニタリングセンター体制図



（「新潟県緊急時モニタリング計画（令和2年4月）」から抜粋）

8 スクリーニング及び簡易除染

県は、国、医療機関、関係機関等の協力を得ながら、放射性物質放出後のO I Lに基づく避難準備区域（U P Z）の住民の避難や一時移転の際に、避難者の汚染状況を確認するため「スクリーニング」を行う。

また、スクリーニングの結果、除染を行う判断基準（13,000cpm）を超えた場合には、判断基準以下にするため拭き取り等の「簡易除染」を行う。

本県では、原則、住民等に対して行う。

(1) 実施体制

スクリーニング及び簡易除染（以下「スクリーニング等」という。）は、県が主体となり、県が策定する「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル」に基づき実施する。

(2) 対象

対象は、以下のとおりとする。

- ① O I Lに基づく避難又は一時移転（以下「避難等」という。）の指示があった避難準備区域（U P Z）の対象地区の住民等
ただし、当該指示があった地区の住民等と、その他の住民等の区別が困難な場合には、全て対象とする。
- ② 原子力災害対策に係る業務に従事する者で、全面緊急事態（G E）以降に即時避難区域（P A Z）内に入った後、又は、O I Lに基づく避難等の指示があった区域内に入った後、重点区域外に移動するもの
- ③ その他、スクリーニング等が必要と認められる者

(3) 住民等への周知

市及び県は、より効率的にスクリーニング等を行うため、O I Lに基づく避難等の指示の際及び平時から住民等に対し、以下の事項を周知する。

- ① 所定のスクリーニングポイントにおいてスクリーニング等を受け、通過証（検査済証）を受け取ってから避難経路所へ向かうこと。
- ② 避難等の際は、できる限り肌を露出しない服装（ビニールコート、長そで・長ズボン、帽子、マスク、ビニール手袋等の着用）とすること。
- ③ 携行物品を屋内から車両に移動させる際は、表面を汚さないためにポリ袋等で梱包してから移動させること。

(4) 実施場所

スクリーニング等の実施場所（スクリーニングポイント）は、原則、原子力災害対策重点区域の境界周辺（境界からおおむね数キロメートルの範囲）の場所とし、県は、以下の要件を考慮して設置する。

- ① 住民等が避難先まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。
- ② スクリーニング等の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。

- ③ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

これらに基づき、県が示すスクリーニングポイント候補地は、資料編に記載のとおり。

(5) スクリーニング等の手順

スクリーニングは、原則、人に対して行う。

① 指定箇所検査

GMサーベイメータを用いて、指定箇所（ア．頭部・顔面 イ．手指及び掌 ウ．靴底）の検査を行う。なお、検査の際には、帽子、上着等は着衣のまま、その上から検査する。

② 確認検査

指定箇所検査の結果、13,000cpm 以下でなかった住民等については、GMサーベイメータを用いた汚染箇所の特定を実施する。

③ 簡易除染

確認検査の結果、衣服が 13,000cpm 以下でない場合は、除染テントエリアで脱衣・着替えを行い、皮膚や頭髮など身体が 13,000cpm 以下でない場合は、除染テントでウェットティッシュ等を用いた拭き取りや洗髪を行い、再度確認検査を実施する。1 回の簡易除染で 13,000cpm 以下とならない場合は、延べ 2 回を目安に簡易除染を行う。

④ 通過証（検査済証）の交付

①～③により 13,000cpm 以下と認められた場合は、通過証（検査済証）の交付を受ける。

(6) 医療機関への搬送

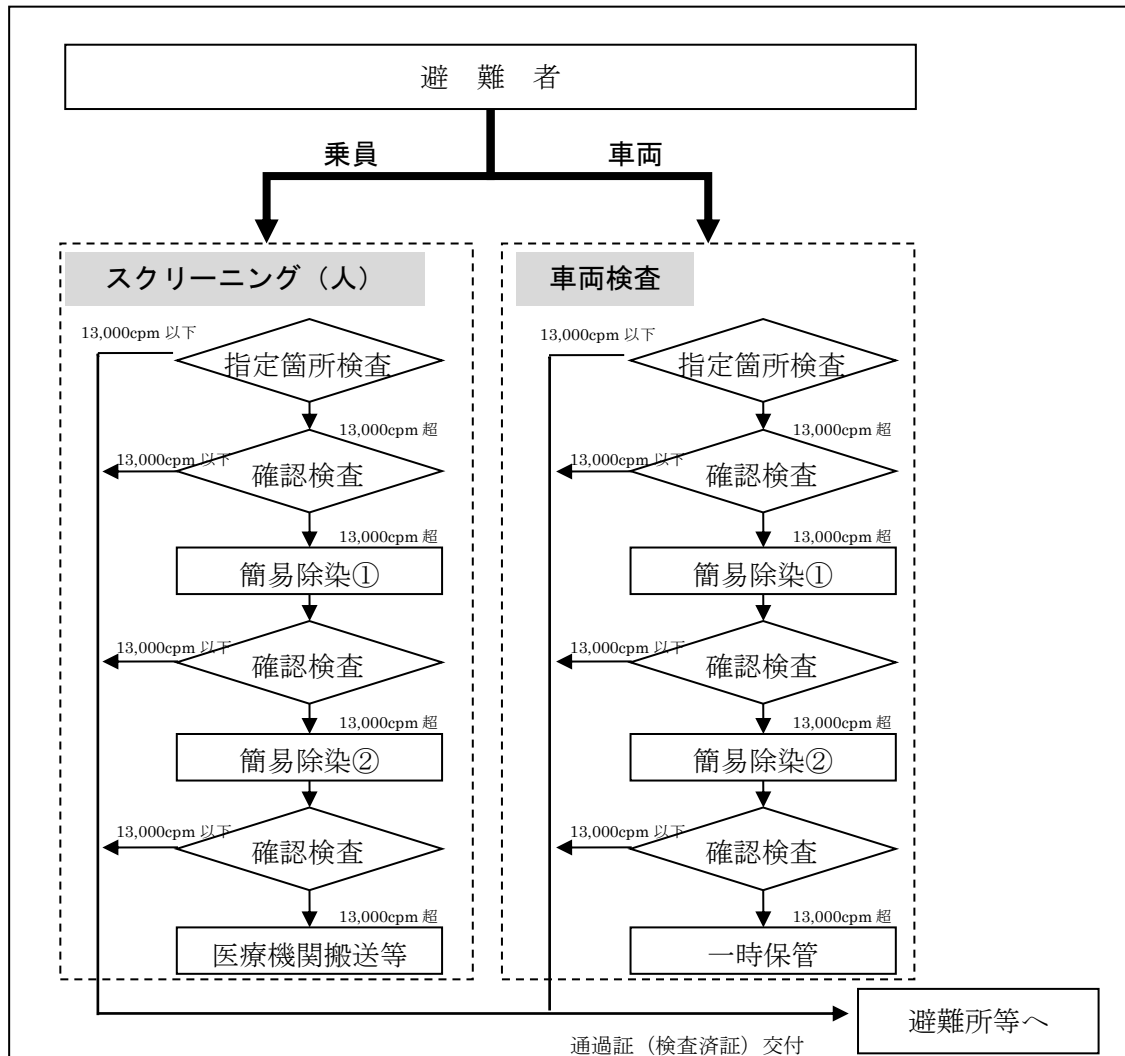
簡易除染の結果、13,000cpm 以下でなかった場合、当該部位をタオル等で覆うなど拡散防止処置を施した上で、被ばく傷病者等の初期診療を行える原子力災害医療協力機関等へ搬送する。

(7) 車両検査

車両についても、指定箇所検査を行い、13,000cpm を超えた場合には、確認検査を実施した上で、13,000cpm 以下でない箇所の拭き取りや流水による簡易除染を行い、再度確認検査を実施する。1 回の簡易除染で 13,000cpm 以下とならない場合は、延べ 2 回を目安に簡易除染を行う。

2 回の簡易除染後の確認検査の結果、13,000cpm 以下にならなかった場合、車両は一時保管し、乗員はバス等の代替交通手段で避難経路所へ移動する。

図 4-6 スクリーニング等手順フロー



(「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル (Ver. 1.4 令和4年9月)」から抜粋)

(8) 携行品の検査

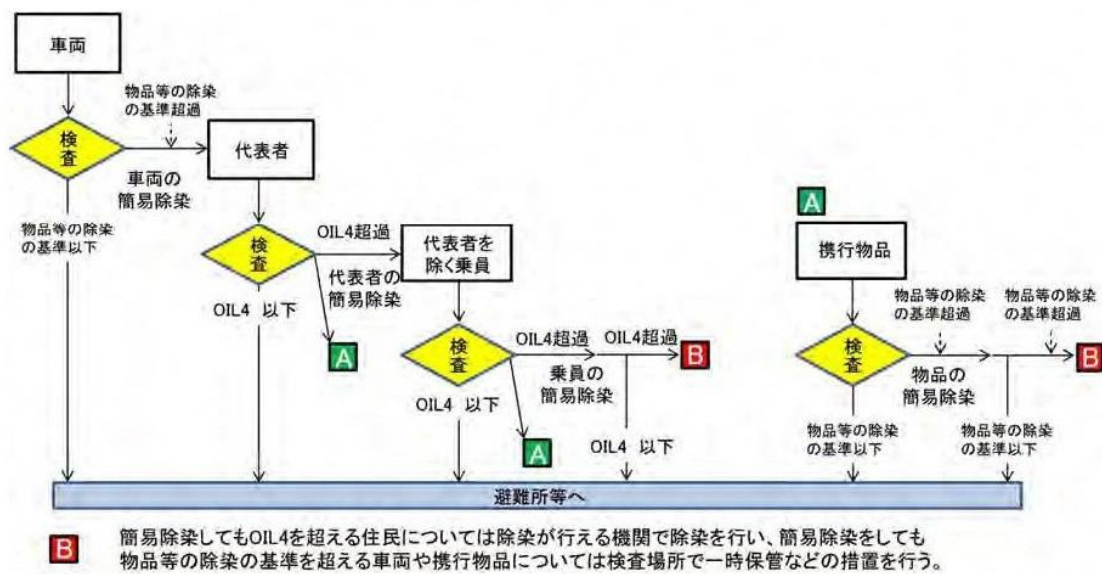
GMサーベイメータを用いて、物品の表面全面を可能な範囲で検査する。検査の結果、13,000cpm 以下でない場合は、拭き取りによる簡易除染を行い、確認検査を実施する。1回の簡易除染で13,000cpm 以下とならない場合は、延べ2回を目安に簡易除染を行う。

2回の簡易除染後の確認検査の結果、13,000cpm 以下とならない場合は、ポリ袋に入れ、返還、廃棄もしくは一時保管のいずれかにより対応する。

(9) 避難退域時検査により行う検査及び除染

県災害対策本部長の判断により、国が定める避難退域時検査の手法により住民の検査等を行う場合は、図4-7による手順で検査を実施する。

図 4－7 国が定める避難退域時検査の検査手順



(「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」(内閣府(原子力防災担当)、(原子力規制庁)から抜粋)

9 原子力災害医療

原子力災害医療は、放射性物質による汚染や被ばくの可能性がある傷病者に対して、あらかじめ整備した医療体制に基づいて、医療措置等を円滑に行うものである。

県は、原子力災害時において、住民及び発電所の職員の生命、身体を保護するため、必要な原子力災害医療体制を確立し、適切な原子力災害医療措置を講ずる。

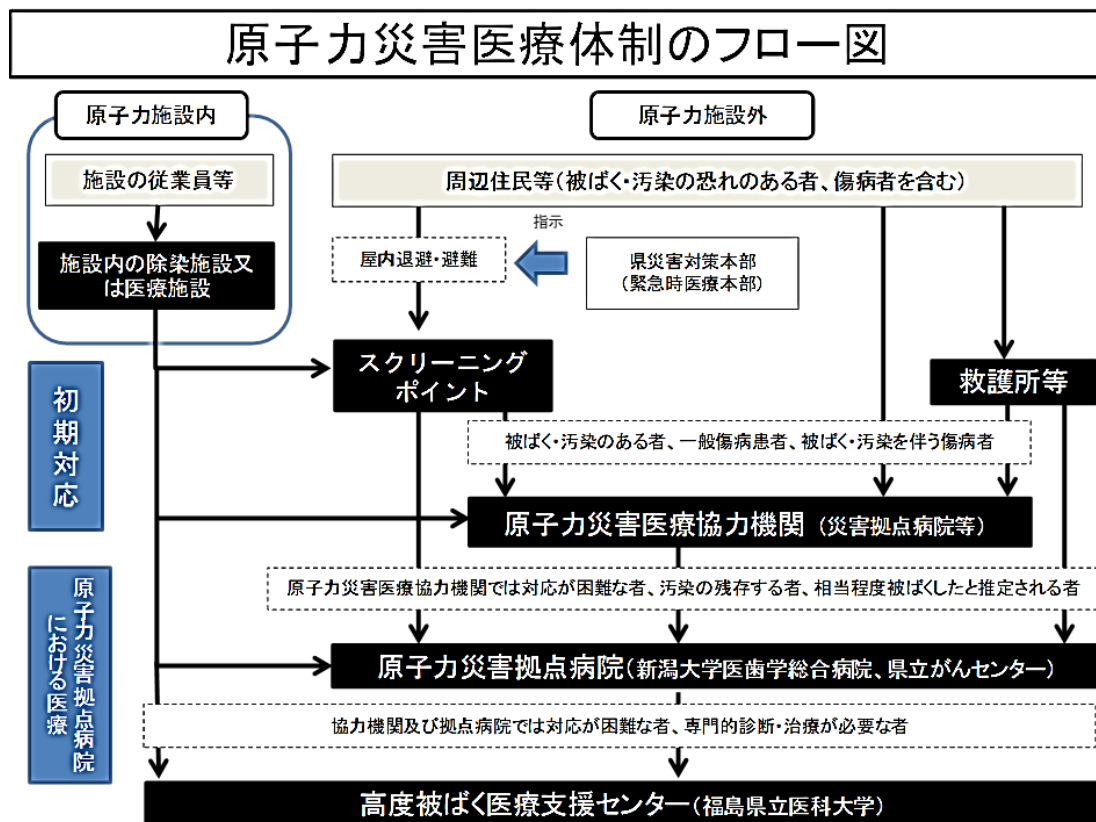
原子力災害医療体制は、被ばく傷病者等の初期診療及び救急医療等を行う原子力災害医療協力機関、被ばく患者等の除染処置などの入院診療等を行う原子力災害拠点病院、重篤な被ばく患者等に対応する高度被ばく医療センター及び原子力災害医療・総合支援センターからなり、県が策定する「新潟県原子力災害医療マニュアル」に基づき実施される。

表4－11 原子力災害医療体制

区分	圏域	名称
原子力災害医療 協力機関	下越	村上総合病院、県立新発田病院
	新潟	新潟市民病院、下越病院、新潟県済生会済生会新潟病院
	県央	新潟済生会三条病院、県立十日町病院
	中越	長岡赤十字病院、柏崎総合医療センター
	魚沼	魚沼基幹病院
	上越	県立中央病院、糸魚川総合病院
	佐渡	佐渡総合病院
	県全域	新潟県医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会、新潟県診療放射線技師会、日本赤十字社新潟県支部、株式会社千代田テクノル柏崎刈羽営業所
原子力災害 拠点病院	県全域	新潟大学医歯学総合病院（基幹病院） 県立がんセンター新潟病院
高度被ばく医療 支援センター	県全域	福島県立医科大学付属病院
原子力災害医療・ 総合支援センター	県全域	福島県立医科大学付属病院

（「新潟県原子力災害医療マニュアル」に基づき柏崎市作成）

図4－8 原子力災害医療体制のフロー図



（「新潟県原子力災害医療マニュアル」から抜粋）

10 避難経路所及び避難所

(1) 避難経路所の開設

避難経路所とは、避難者を適切な避難所に誘導するために、避難者が避難所の前に向かう目的地であり、避難者への情報提供等の機能を有する施設である。

避難先市町村は、県の要請に基づきあらかじめ選定していた避難経路所を開設し、避難者の受入れ準備を行う。

市は、避難先市町村に職員（広域避難先遣隊）を派遣し、避難経路所における避難者の受入れや避難先市町村との連絡調整に当たる。

<避難経路所の役割>

- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導（地区コミュニティ及び町内会単位で避難所を割り振り）
- ・避難者情報の収集
- ・避難所への避難者の輸送
- ・避難者のスクリーニング検査済証、車両検査済証の確認

(2) 避難所及び救護所等の開設・運営等

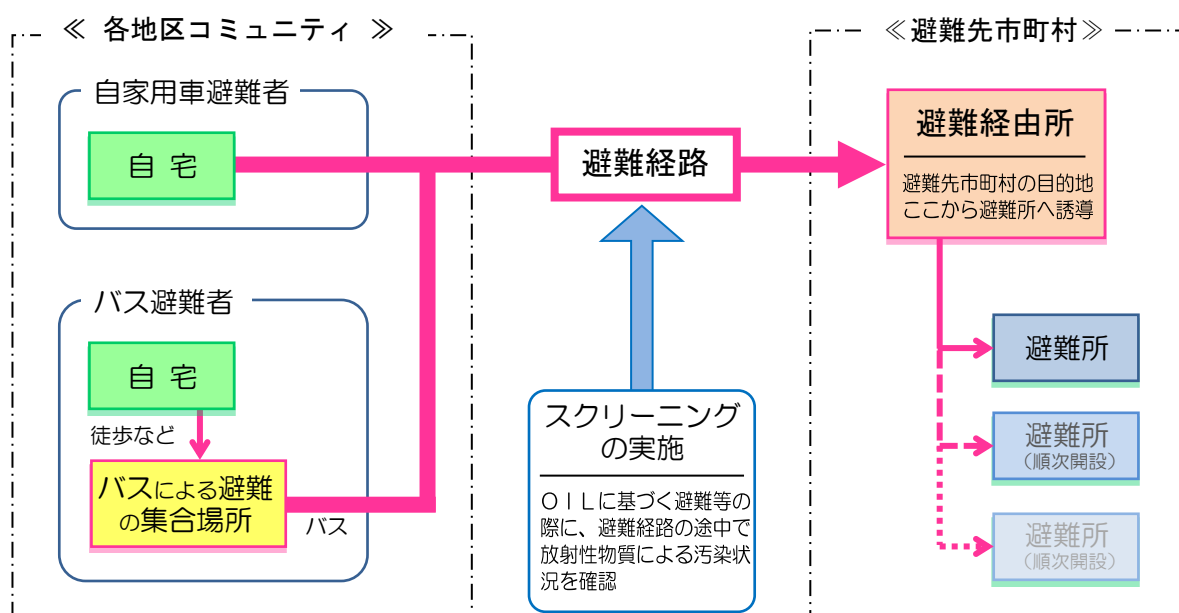
避難所の開設及び初期段階の避難所運営は、避難先市町村が担うものとする。

市は、開設された避難所に順次職員を配置し、数日を目途に避難所運営を避難先市町村から引き継ぎ、1週間を目途に避難者による自主運営へと切り替える。

県は、避難者の食料や飲料水、生活必需品等の調達を行う。また、避難が長期化する場合に備え、国等と連携し、ホテルや旅館等へ移動できるよう手配する。

県は、避難所等に救護所を開設し、一般傷病者に対する初期救急医療等の医療活動を行う。

図4-9 避難のイメージ



第5章 避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の避難体制

1 基本的な考え方

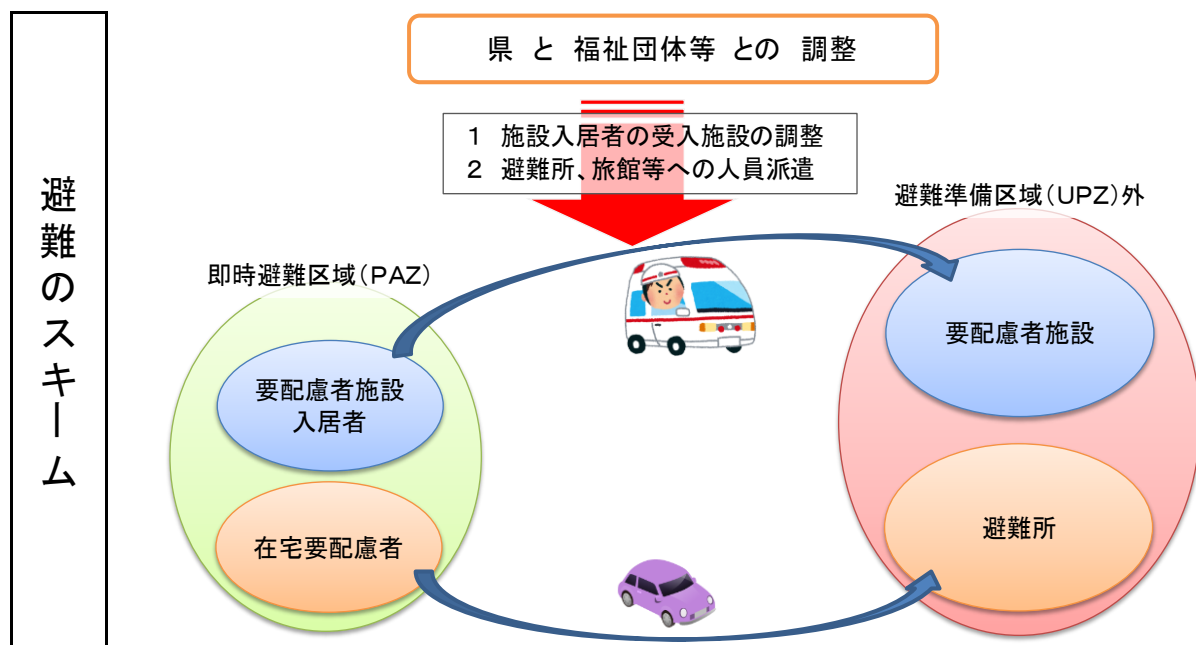
市は、県、国、防災関係機関及び原子力事業者等と連携し、在宅の避難行動要支援者、施設入所者及び入院患者等の要配慮者の避難支援体制を整備する。

市は、在宅の避難行動要支援者の避難を「柏崎市要配慮者避難支援全体計画」による避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援者及び消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援により実施するものとする。また、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

県は、社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の避難が必要になった場合は、各施設の団体・協会及び市と協力して、避難先の施設等を調整する。また、入院又は入所者の避難・屋内退避が円滑にできるよう、あらかじめ避難誘導の計画を具体的に定めておくよう要請する。

避難行動要支援者の避難に使用する車両について、福祉施設及び市が所有する車両だけでは不足する場合、県は、一般社団法人新潟県ハイヤー・タクシー協会、また、東京電力ホールディングス株式会社との協定に基づき、車両等の手配を行うこととする。

図5-1 要配慮者の避難のスキーム



（「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋）

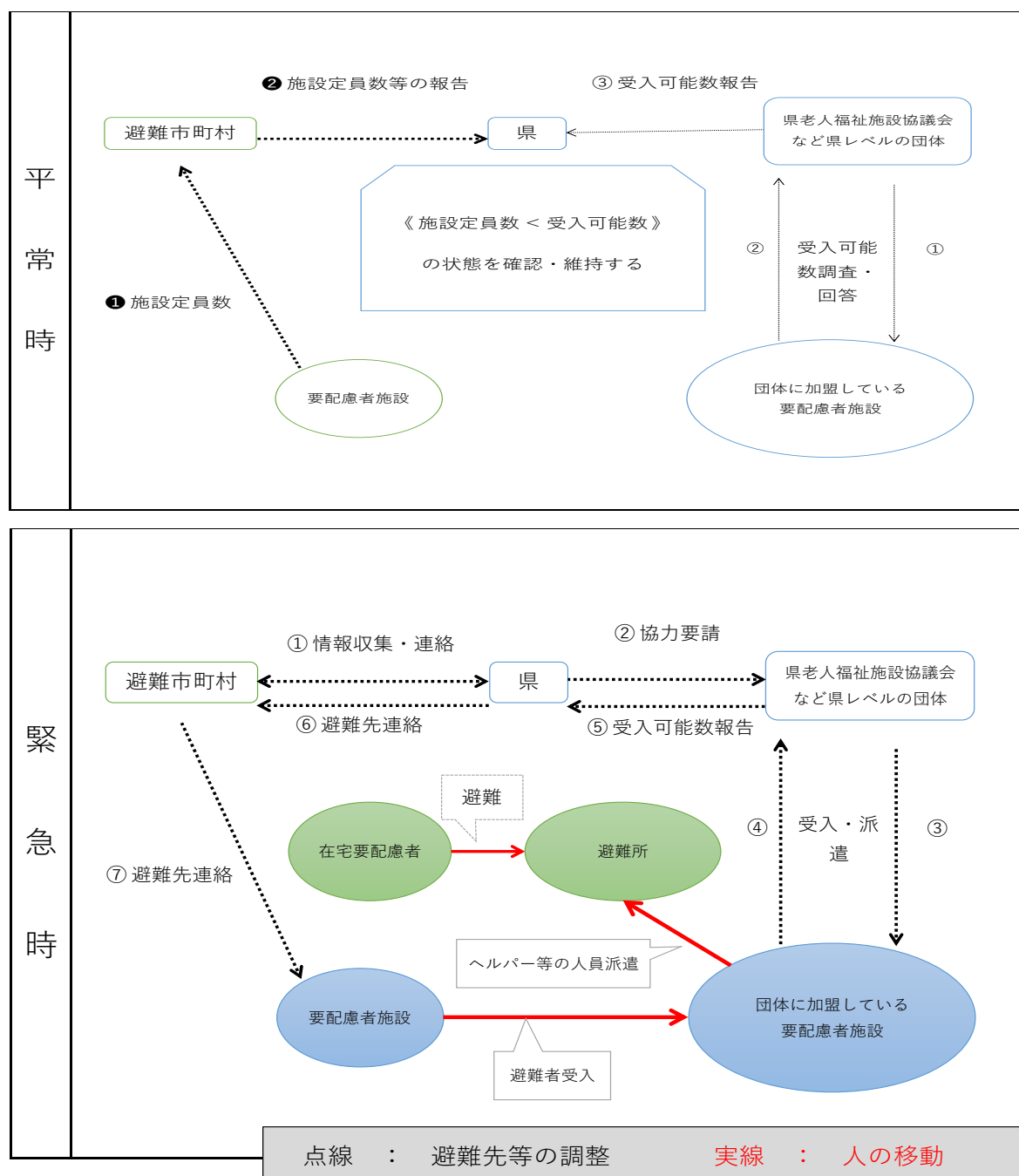
2 県と福祉団体等の協力・調整

平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。

緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。

県と福祉団体等は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整する。

図5-2 協力・調整イメージ図



(「新潟県原子力災害広域避難計画」から抜粋)

3 在宅の避難行動要支援者

(1) 即時避難区域（PAZ）の避難行動要支援者

警戒事態（AL）の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、消防団、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び避難準備の呼び掛けを行う。

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、支援者等の車両又は市や県が用意したバスや福祉車両等を使用し、広域避難を開始する。避難支援等関係者は、避難行動要支援者のバスによる避難の集合場所への移動や福祉車両の利用時において、必要に応じて介助や支援を行うものとする。

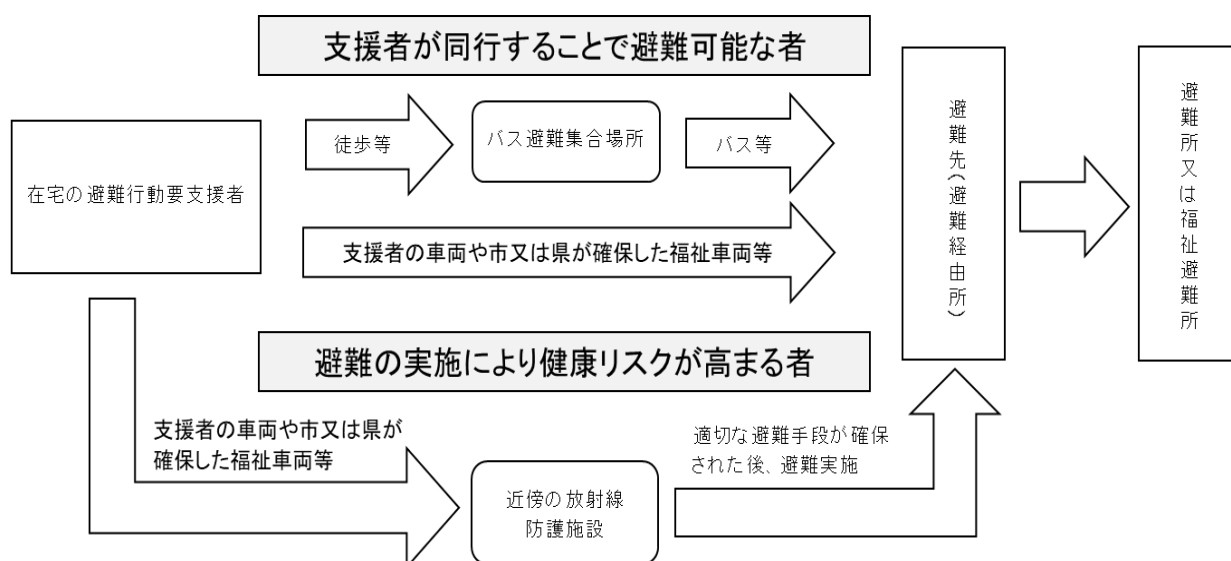
また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、支援者の車両や市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。

表 5－1 即時避難区域（PAZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れ

緊急事態区分		在宅の避難行動要支援者	避難支援等関係者
放射性物質放出前	警戒事態（AL）	○避難準備を開始	○避難行動要支援者の安否確認 ○避難準備の呼び掛け
	施設敷地緊急事態（SE）	○（バスによる避難を行う者）バスによる避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○バスによる避難の集合場所への移動や福祉車両の利用を支援
	全面緊急事態（GE）	○避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○避難開始

図5－3 即時避難区域（PAZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れの図



(2) 避難準備区域（UPZ）の避難行動要支援者

警戒事態（AL）の段階で、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿に基づき、支援者が中心になって避難行動要支援者の安否確認及び屋内退避準備、又は必要に応じて避難準備の呼び掛けを行う。

施設敷地緊急事態（SE）となった段階で屋内退避を開始する。

なお、全面緊急事態（GE）へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難又は一時移転が必要となった段階で、支援者等の車両又は市や県が用意したバスや福祉車両等を使用し、広域避難を開始する。

市は、避難行動要支援者のバスによる避難の集合場所への移動や福祉車両の利用時において、避難支援等関係者による介助や支援が行えない状況のときは、自衛隊等の国の実動組織に支援を要請するものとする。

また、避難の実施により健康リスクが高まる避難行動要支援者については、市又は県が確保した福祉車両等で、支援者と共に近傍の放射線防護施設へ移動、屋内退避をし、適切な避難手段が確保された後、避難を実施するものとする。

市は、各地区に緊急時地区派遣隊を派遣し、市があらかじめ作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難支援等関係者や自衛隊等の国の実動組織と連携して福祉車両等の手配等の避難支援を行うものとする。

表 5－2 避難準備区域（UPZ）における避難行動要支援者の防護措置の流れ

緊急事態区分		在宅の避難行動要支援者	避難支援等関係者
放射性物質放出前	警戒事態 （AL）	○自宅で屋内退避準備	○避難行動要支援者の 安否確認 ○屋内退避準備の 呼び掛け
	施設敷地緊急事態 （SE）	○自宅で屋内退避を開始	○屋内退避を支援
	全面緊急事態 （GE）	○屋内退避を継続	○屋内退避開始
放射性物質放出後	全面緊急事態 （GE） ＋ OILの発動	〔避難指示発令後〕 ○（バスによる避難を行う者）バスによる避難の集合場所へ移動 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる者は、放射線防護機能を有する施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○バスによる避難の集合場所や福祉車両の利用への移動を支援 ※状況に応じて自衛隊等の国の実動組織に支援を要請

4 社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者

(1) 即時避難区域（P A Z）内の社会福祉施設等及び病院等

即時避難区域（P A Z）内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態（A L）の段階で、あらかじめ指定された施設、病院等に受入れを要請するとともに、入所者・入院患者等の避難準備を行う。

施設敷地緊急事態（S E）となった段階で、あらかじめ用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設において屋内退避を行う。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表 5－3 即時避難区域（P A Z）における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

緊急事態区分		入所者及び入院患者	施設管理者
放射性物質放出前	警戒事態 (A L)	○避難準備を開始	○入所者、入院患者の避難準備 ○あらかじめ指定された施設へ避難受入れの要請
	施設敷地緊急事態 (S E)	○バス、福祉車両等であらかじめ指定された受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護
	全面緊急事態 (G E)	○避難を継続 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、放射線防護対策を実施した自施設又は近隣の施設で、屋内退避。適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施	○避難を継続 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護

(2) 避難準備区域（UPZ）内の社会福祉施設等及び病院等

避難準備区域（UPZ）内の社会福祉施設等及び病院等の管理者は、警戒事態（AL）の段階で、入所者・入院患者等の屋内退避の準備を開始し、施設敷地緊急事態（SE）となった段階で、屋内退避を実施する。

なお、全面緊急事態（GE）へ移行後、放射性物質の放出により空間放射線量率がOILの基準値を超え、避難や一時移転が必要となった段階で、県等が用意した避難手段を使用し、受入先施設へ避難する。

また、避難の実施により健康リスクが高まる入所者・入院患者については、適切な避難手段が確保されるまでの間、施設管理者の保護のもと、自施設又は近隣の施設において屋内退避を行い、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難を実施する。

表5-4 避難準備区域（UPZ）における社会福祉施設等の入所者及び病院等の入院患者の防護措置の流れ

緊急事態区分		入所者及び入院患者	施設管理者
放射性物質放出前	警戒事態（AL）	○施設内で屋内退避準備	○入所者、入院患者の屋内退避準備
	施設敷地緊急事態（SE）	○施設内で屋内退避を開始	○屋内退避開始 ○避難受入先の調整及び移動手段の確保を県に依頼
	全面緊急事態（GE）	○屋内退避を継続	○屋内退避継続
放射性物質放出後	全面緊急事態（GE） ＋ OILの発動	〔避難指示又は一時移転発令後〕 ○安定ヨウ素剤の服用準備 ○バス、福祉車両等で受入先施設へ避難を開始 ※避難により健康リスクが高まる入所者等は、自施設又は近隣の施設で屋内退避、適切な避難手段が確保された後、避難先へ避難	○避難の支援 ○受入先施設へ共に移動 ○避難により健康リスクが高まる入所者等がいる場合は、施設に残り当該者を保護

第6章 複合災害時の対応

1 自然災害との複合災害における基本方針

自然災害により迅速な避難が困難となる事態も想定して、地域の実情を踏まえつつ、原則として、避難経路や避難手段、避難先の多重化等を始めとする次の事項についてあらかじめ定めるものとする。

- ① 陸路による避難経路については、自然災害等により通行が困難となる場合も想定して、避難経路を複数設定する。
- ② 沿岸部や山間地においては、他と比べてその地理的特性から、避難経路や避難手段が限定的な場合もあるため、陸路による避難が困難な場合を想定して、海路や空路による代替の避難手段を準備する。
- ③ 悪天候等により、あらかじめ準備した避難手段が即時に活用できない場合等に備え、住民等が退避できる屋内退避施設を確保し、周知する。

2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方

地震、津波、暴風雪等の自然災害が発生した場合には、避難経路、避難手段、避難先等への影響のみならず、自然災害が発生した地域における住民等の生命、身体及び財産に対しても直接的に甚大な被害を及ぼすおそれがある。

そのため、自然災害と原子力災害との複合災害が発生した場合において、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合や、自然災害による家屋の損壊等のため屋内での滞在の継続が困難な事態となった場合には、その自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先させ、人命の安全確保を最優先とすることを原則とする。

(1) 地震との複合災害の場合

地震は、家屋や構造物の倒壊等により人命への直接的なリスクを高めるとともに、家屋を損壊させるおそれがある。このため、地震による直接的なリスクが極めて高い場合や、屋内に留まることを続けることが困難な場合には、地震に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は自らの身の安全を守るため、市が指定する緊急避難場所（以下「指定緊急避難場所」という。）等の安全が確保できる場所に避難することとする。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、地震と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、地震等により家屋に留まることが困難となった場合には、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国等からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国等から住民等への避難指示が出された場合には、余震等による影響や避難手段の確保状況等を考慮しつつ、

指定緊急避難場所等からあらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、地震等により家屋に留まることが困難となった場合には、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至った場合、市が指定する避難所（以下「指定避難所」という。）へ速やかに移動し、全面緊急事態（GE）に至った段階で指定避難所において屋内退避をするものとする。

また、緊急時モニタリングの結果により、国等から住民等への避難等の指示が出された場合には、余震等による影響や避難手段の確保状況等を考慮しつつ、指定避難所等からあらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

(2) 津波との複合災害の場合

津波は、浸水や浸水に伴う家屋や構造物の流出等により人命へのリスクを高める。このため、津波警報等の発表や津波に係る避難指示の発令等津波による人命へのリスクが極めて高い場合には、津波に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は、市が発令する津波に係る避難指示等に従い、津波から自らの身の安全を守るため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

なお、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を行うこととする。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、津波と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、津波警報等の発表を受け、津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国等からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、津波警報等の発表により津波に係る避難指示が発令されている場合には、まずは津波による人命のリスクを回避するため、指定緊急避難場所等の安全が確保できる場所に避難することとする。

その後、全面緊急事態（GE）に至った場合であっても、引き続き津波に係る避難指示が発令されている場合には、原子力災害に対する避難行動よりも津波に対する避難行動を優先する。ただし、指定緊急避難場所等で屋内退避が可能な場合には、屋内退避を実施する。

また、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、津波に対する避難行動を優先することとし、避難指示の解除等津波に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

(3) 暴風雪との複合災害の場合

暴風雪は、雪を伴う強風による視界不良や吹きだまりの発生等により人命へのリスクを高める。このため、暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、暴風雪に対する避難行動を優先することとする。

具体的には、住民等は、暴風雪から自らの身の安全を守るため、自宅等の安全が確保できる場所において屋内退避することとする。特に、暴風雪時には、車両の立往生や交通事故等の二次災害を回避するため、天候が回復するまでの間、屋内退避を徹底するとともに、天候回復後の速やかな避難に備えた準備を実施する。

即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）における、暴風雪と原子力災害の複合災害時の基本的な対応は、以下のとおり。

① 即時避難区域（PAZ）

即時避難区域（PAZ）の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、発電所において施設敷地緊急事態（SE）に至り、国からSE要避難者の避難指示の要請が出された場合や、全面緊急事態（GE）に至り、国から全住民への避難指示が出された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

② 避難準備区域（UPZ）

避難準備区域（UPZ）の住民等は、暴風雪による人命のリスクが極めて高い場合には、まずは暴風雪による人命のリスクを回避するため、自宅等の安全が確保できる場所で屋内退避することとする。

その後、全面緊急事態（GE）に至り、緊急時モニタリングの結果により、OIL1又はOIL2を超える区域が特定された場合であっても、引き続き暴風雪による人命へのリスクが極めて高い場合には、原子力災害に対する避難行動よりも暴風雪に対する避難

行動を優先することとし、暴風雪に対する安全が確保された後に、その区域における放射線量や避難手段の確保状況等を踏まえつつ、あらかじめ定められている避難先市町村へ避難することを基本とする。

3 沿岸部や山間地における孤立対策

沿岸部や山間地においては、他と比べてその地理的特性から、避難経路、避難手段が限定的な場合もあるため、自然災害等による避難経路の途絶等の不測の事態により孤立し、避難等が困難な状況に陥るおそれがある。このため、自然災害との複合災害等に備え、避難経路の複数設定、代替手段の準備はもとより、屋内退避施設の確保等、住民等が屋内退避を継続できる体制をあらかじめ準備する。

具体的には、沿岸部や山間地においては、船舶等による海路避難やヘリコプター等による空路避難の活用等も含め、避難経路、避難手段を多重化し、国及び実動機関の協力を得て、あらかじめ準備する。

また、悪天候等により海路や空路の避難手段が即時に活用できない場合等に備え、地域の住民が屋内退避できる施設を確保するとともに、物資の備蓄、情報受伝達手段を確保する。

4 屋内退避時における物資の備蓄・供給体制

自然災害と原子力災害との複合災害時においては、避難・屋内退避の基本的な考え方を「2 複合災害時の避難・屋内退避の基本的な考え方」で示したように、人命の安全確保を最優先に、自然災害に対する避難等を優先し、自然災害に対する安全が確保されるまで、指定緊急避難場所や自宅等で屋内退避を実施または継続する必要がある。

このため、屋内退避が適切に行えるよう、あらかじめ物資等の備蓄を行うとともに、屋内退避中に物資が枯渇する場合に備え、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）に物資を融通する体制を、国及び県の協力を得て、あらかじめ準備する。

ただし、原子力災害による屋内退避中に、物資の枯渇によりその継続が困難となった場合には、人命の安全確保を最優先とする観点から、その区域における放射線量等を考慮しつつ、国及び県の協力を得て避難等を実施することとする。

第7章 柏崎市地区別避難先等一覧

柏崎市地区別避難先等一覧（合計）

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

地区コミュニティ区分		重点区域	世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	避難先
コード	地区名					
17	高浜	PAZ	157	330	20	村上市
11	荒浜	PAZ	384	900	18	糸魚川市
10	松波	PAZ	1,528	3,331	82	糸魚川市
09	西中通	PAZ	2,472	6,106	114	妙高市
15	中通	PAZ	490	1,279	30	湯沢町
41	南部	PAZ	192	476	18	村上市
40	二田	PAZ	814	1,904	41	村上市
42	西山(中川)	UPZ	438	1,158	25	村上市
43	西山(別山)	UPZ	231	575	12	村上市
45	西山(大田)	UPZ	172	367	9	村上市
44	西山(石地)	UPZ	170	349	11	村上市
12	北鯖石	UPZ	1,068	2,473	33	南魚沼市
24	北条	UPZ	980	2,402	96	湯沢町
05	中央	UPZ	4,302	8,776	231	上越市
06	比角	UPZ	4,520	9,761	167	糸魚川市
13	田尻	UPZ	3,248	8,048	115	南魚沼市
02	大洲	UPZ	1,249	2,510	78	妙高市
01	鯨波	UPZ	512	1,104	18	妙高市
08	上米山	UPZ	93	165	5	妙高市
03	剣野	UPZ	2,276	5,631	89	上越市
04	枇杷島	UPZ	2,570	5,233	114	糸魚川市
07	半田	UPZ	2,692	6,249	82	糸魚川市
14	高田	UPZ	1,461	3,555	61	上越市
19	中鯖石	UPZ	513	1,186	41	上越市
20	南鯖石	UPZ	428	898	22	上越市
16	米山	UPZ	342	768	21	上越市
18	上条	UPZ	370	769	14	上越市
21	別俣	UPZ	134	291	7	上越市
22	野田	UPZ	231	480	27	上越市
30	高柳	UPZ	590	1,093	35	上越市
PAZ計			6,037	14,326	323	
UPZ計			28,590	63,841	1,313	
合計			34,627	78,167	1,636	

施設敷地緊急事態（S E）要避難者数

令和5年(2023年)4月1日現在

地区コミュニティ区分		SE要避難者(人)						
コード	地区名	合計	妊婦・授乳婦・乳幼児等(※1)	避難行動要支援者(※2)	支援者数	安定ヨウ素剤を服用できない者	社会福祉施設等の入所者	学校等の在校生数
17	高浜	55	18	20	15	2	0	0
11	荒浜	379	99	18	12	3	5	242
10	松波	1,204	454	82	17	5	223	423
09	西中通	2,145	1,052	114	18	8	168	785
15	中通	264	142	30	10	2	0	80
41	南部	65	32	18	14	1	0	0
40	二田	770	195	41	16	9	125	384
	PAZ計	4,882	1,992	323	102	30	521	1,914

※1 妊婦、授乳婦、乳幼児及びその保護者等

※2 避難行動要支援者の人数には、避難の実施により健康リスクが高まるものも含む。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
222	大湊	北北東 1	PAZ	高浜	16	32	1	大湊集会場
223	宮川	北北東 2	PAZ	高浜	94	204	16	高浜コミュニティセンター
232	椎谷	北北東 4	PAZ	高浜	47	94	3	椎谷ふれあいセンター
145	荒浜	南南西 2	PAZ	荒浜	384	900	18	荒浜小学校 荒浜コミュニティセンター 柏崎原子力広報センター
144	松波	南南西 4	PAZ	松波	1,528	3,331	82	松波コミュニティセンター 松浜中学校 さざなみ学園 はまなす特別支援学校

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 ―は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道352～〈柏崎市宮川〉～ 県道73鯨波宮川線～〈刈羽村滝谷〉～ 県道369黒部柏崎線～〈柏崎市西山〉～ 県道373向山西山停車場線～ 〈柏崎市和田〉～県道393礼拝長岡線～ 西山IC～高速道～栄PA～ ○国道352～〈柏崎市宮川〉～ 県道73鯨波宮川線～〈刈羽村滝谷〉～ 県道369黒部柏崎線～〈柏崎市西山〉～ 県道373向山西山停車場線～ 〈柏崎市和田〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○国道352～〈柏崎市石地〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道352～〈柏崎市石地〉～ 県道48長岡西山線～〈柏崎市別山〉～ 国道116～燕市笈ヶ島交差点～ ○国道352～〈出雲崎町住吉町〉～国道402 ～長岡市野積橋北詰交差点～ ○国道352～〈柏崎市大崎〉～ 県道373向山西山停車場線～ 広域農道6-1号線(堂坂トンネル)～ 〈柏崎市鎌田〉～ 県道279椎谷礼拝停車場線～ 〈柏崎市礼拝〉～県道393礼拝長岡線～ 〈柏崎市二田〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501
○国道352～〈柏崎市東港町〉～ 県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○県道215荒浜中田線～〈柏崎市土合〉～ 国道8～〈柏崎市日吉町〉～国道252～ 柏崎IC～高速道～大湊PA～ ○国道352～〈柏崎市東港町〉～ 県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ 上越市大湊区鵜の浜温泉入口交差点～	○糸魚川IC～国道148～ 〈糸魚川市明星セメント入口〉～ 市道：糸魚川市上刈3付近～目的地 ○糸魚川IC～国道148～〈糸魚川市大野〉 ～広域農道：糸魚川市大野付近～ 〈糸魚川カントリークラブ入口〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市横町〉～国道148～ 〈糸魚川市上刈〉～ 県道222西中糸魚川線～〈糸魚川市上刈〉 ～市道：糸魚川市上刈1付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市押上西〉～ 県道221上町屋釜沢糸魚川線～ 〈糸魚川市平牛〉～ 広域農道：糸魚川市平牛付近～ 〈糸魚川カントリークラブ前〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1
○国道352～〈柏崎市東港町〉～ 県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○国道352～〈柏崎市安政町〉～ 市道：柏崎市春日付近～国道8～ 〈柏崎市日吉町〉～国道252～柏崎IC～ 高速道～大湊PA～ ○国道352～〈柏崎市東港町〉～ 県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ 上越市大湊区鵜の浜温泉入口交差点～	○糸魚川IC～国道148～ 〈糸魚川市明星セメント入口〉～ 市道：糸魚川市上刈3付近～目的地 ○糸魚川IC～国道148～〈糸魚川市大野〉 ～広域農道：糸魚川市大野付近～ 〈糸魚川カントリークラブ入口〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市横町〉～国道148～ 〈糸魚川市上刈〉～ 県道222西中糸魚川線～〈糸魚川市上刈〉 ～市道：糸魚川市上刈1付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市押上西〉～ 県道221上町屋釜沢糸魚川線～ 〈糸魚川市平牛〉～ 広域農道：糸魚川市平牛付近～ 〈糸魚川カントリークラブ前〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
130	春日	南南西 4	PAZ	西中通	966	2,227	37	瑞穂中学校 榎原小学校 西中通コミュニティセンター
131	橋場	南南西 4	PAZ	西中通	203	509	12	榎原小学校 西中通コミュニティセンター
132	下原	南南西 4	PAZ	西中通	274	682	19	瑞穂中学校 榎原小学校
133	上原	南 4	PAZ	西中通	41	106	1	日吉小学校 瑞穂中学校
134	山本	南 4	PAZ	西中通	268	666	19	日吉小学校
135	土合	南 4	PAZ	西中通	156	416	3	日吉小学校
136	劔	南 4	PAZ	西中通	276	783	11	日吉小学校
137	下大新田	南 4	PAZ	西中通	86	277	5	日吉小学校
139	長崎	南 3	PAZ	西中通	73	217	3	日吉小学校
140	長崎新田	南南東 3	PAZ	西中通	50	144	4	日吉小学校
200	曾地新田	南東 3	PAZ	中通	18	56	2	中通コミュニティセンター
201	花田	南東 4	PAZ	中通	43	128	3	NOSAI新潟 柏崎地域管理棟
202	飯塚	南東 4	PAZ	中通	36	95	3	NOSAI新潟 柏崎地域管理棟
203	曾地	南東 4	PAZ	中通	142	357	6	中通コミュニティセンター
204	吉井	南東 5	PAZ	中通	158	428	9	吉井総合センター
205	矢田	南南東 5	PAZ	中通	78	186	6	矢田集落センター
209	成沢	東南東 7	PAZ	中通	6	9	1	成沢公会堂
210	五十土	東南東 8	PAZ	中通	7	17	0	五十土公会堂
211	小黒須	東南東 7	PAZ	中通	2	3	0	小黒須公会堂

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道8～〈柏崎市日吉町〉～国道252～ 柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～	○妙高高原IC～国道18～ 〈妙高市杉野沢入口〉～ 県道39妙高高原公園線～ 〈妙高市杉野沢〉～ 市道：妙高市杉野沢付近～目的地 ○国道18～〈妙高市杉野沢入口〉～ 県道39妙高高原公園線～ 〈妙高市杉野沢〉～ 市道：妙高市杉野沢付近～目的地	妙高市	妙高杉ノ原スキー場 TEL 0255-86-6211 妙高市杉野沢272
○国道8～〈柏崎市日吉町〉～国道252～ 柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～ ○県道215荒浜中田線～市道：藤井付近 ～〈柏崎市上田尻〉～国道252～ 柏崎IC～高速道～大湯PA～	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	妙高市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1
○国道8～長岡IC～高速道～堀之内PA～ ○国道8～〈長岡市大積二丁目〉～ 県道23柏崎高浜堀之内線～ 〈長岡市片田〉～県道498長岡中之島 見附線～〈長岡市十日町〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○国道8～〈長岡市大積二丁目〉～県道23 柏崎高浜堀之内線～〈長岡市浦〉～ 国道351～〈小千谷市高梨〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈小千谷市桜町上〉～国道117～ 〈小千谷市山本山大橋西詰〉～ 国道351～〈小千谷市木津〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈長岡市七日町〉～国道404～ 〈長岡市相野原〉～国道403～ 〈十日町市仙田〉～国道252～ 〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～	≪湯沢カルチャーセンター≫ ○湯沢IC～国道17～〈湯沢町宮林〉～目的地 ○国道17～〈湯沢町宮林〉～目的地 ≪湯沢町公民館≫ ○湯沢IC～国道17～〈湯沢町湯沢駅前〉～ 県道268越後湯沢停車場岩原線～ 〈湯沢町湯沢駅前〉～ 県道351神立湯沢線～目的地 ○国道17～〈湯沢町楽町〉～ 町道：湯沢町湯沢付近～〈湯沢町楽町〉 ～県道351神立湯沢線～目的地	湯沢町	湯沢カルチャーセンター TEL 025-784-1511 湯沢町神立628-1 湯沢町公民館 TEL 025-784-2460 湯沢町湯沢2822

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

町内会 コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
510	五日市	東 3	PAZ	南部	49	141	5	南部コミュニティセンター
511	内方	東 4	PAZ	南部	16	44	1	南部コミュニティセンター
512	大坪	東 4	PAZ	南部	21	45	1	南部コミュニティセンター
513	北野	東 4	PAZ	南部	62	146	6	南部コミュニティセンター
514	妙法寺	東 5	PAZ	南部	44	100	5	妙法寺ふれあいセンター
500	坂田	東北東 5	PAZ	二田	189	512	11	西山ふるさと館
501	二田	東北東 7	PAZ	二田	73	161	5	西山町いきいき館
502	鬼王	東北東 5	PAZ	二田	42	86	0	西山中学校
503	黒部	東北東 4	PAZ	二田	44	96	2	二田コミュニティセンター
504	長嶺	東北東 5	PAZ	二田	74	166	9	二田小学校
505	後谷	北東 4	PAZ	二田	12	15	0	二田小学校
506	西山	東北東 4	PAZ	二田	112	284	6	二田小学校
507	和田	東北東 4	PAZ	二田	31	77	2	二田小学校
508	新保	東北東 4	PAZ	二田	49	120	4	二田小学校
509	緑が丘	東北東 4	PAZ	二田	54	153	0	二田コミュニティセンター
522	中央台	東北東 6	PAZ	二田	59	159	2	西山町いきいき館

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○県道393礼拝長岡線～西山IC～ 高速道～栄PA～ ○県道393礼拝長岡線～〈長岡市田代〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○県道393礼拝長岡線～〈柏崎市和田〉～ 国道116～ <u>燕市笈ヶ島交差点</u> ～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (ノバルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501
○国道116～〈柏崎市和田〉～ 県道393礼拝長岡線～西山IC～ 高速道～栄PA～ ○国道116～〈柏崎市二田〉～ 県道23柏崎高浜堀之内線～ 〈長岡市大積町一〉～国道8～ 長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道116～〈柏崎市別山〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道116～ <u>燕市笈ヶ島交差点</u> ～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (ノバルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

町内会 コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
515	田沢	東北東 8	UPZ	西山(中川)	54	146	6	内郷小学校
516	藤掛	東北東 7	UPZ	西山(中川)	35	89	4	西山コミュニティセンター体育館 西山町いきいき館
517	池浦	東北東 7	UPZ	西山(中川)	49	154	1	西山町いきいき館
518	礼拝	東北東 6	UPZ	西山(中川)	138	345	6	西山町いきいき館
519	鎌田	北東 6	UPZ	西山(中川)	53	144	2	西山町いきいき館
520	下山田	東北東 6	UPZ	西山(中川)	74	198	3	西山町いきいき館
521	伊毛	北東 7	UPZ	西山(中川)	35	82	3	西山コミュニティセンター体育館
523	上山田	北東 8	UPZ	西山(別山)	31	86	4	内郷小学校
524	尾野内	東北東 8	UPZ	西山(別山)	16	32	1	内郷小学校
525	灰爪	北東 9	UPZ	西山(別山)	34	87	1	西山コミュニティセンター別山分館
526	笹山	北東 9	UPZ	西山(別山)	36	85	1	西山コミュニティセンター別山分館
527	立村	北東 10	UPZ	西山(別山)	16	41	1	西山コミュニティセンター別山分館
528	別山後谷	北東 10	UPZ	西山(別山)	12	29	2	西山コミュニティセンター別山分館
529	砂田	北東 10	UPZ	西山(別山)	12	31	0	西山コミュニティセンター別山分館
530	甲戸	北東 10	UPZ	西山(別山)	15	35	0	西山コミュニティセンター別山分館
531	尾頃部	北東 10	UPZ	西山(別山)	12	29	1	西山コミュニティセンター別山分館
532	内越	北東 10	UPZ	西山(別山)	12	30	0	西山コミュニティセンター別山分館
533	荒谷	北東 9	UPZ	西山(別山)	35	90	1	西山コミュニティセンター別山分館

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○県道279椎谷礼拝停車場線～ 〈柏崎市礼拝〉～県道393礼拝長岡線 ～〈柏崎市二田〉～国道116～ 〈柏崎市別山〉～県道48長岡西山線 ～〈長岡市宮本〉～国道8～長岡IC～ 高速道～栄PA～ ○県道279椎谷礼拝停車場線～ 〈柏崎市礼拝〉～県道393礼拝長岡線 ～〈柏崎市二田〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○県道574寺泊西山線～〈柏崎市灰爪〉 ～県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○県道574寺泊西山線～〈出雲崎町小木〉 ～県道336出雲崎石地線～ 〈出雲崎町小木番場〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○国道116～〈柏崎市別山〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉 ～国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道116～燕市笈ヶ島交差点～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501
○県道574寺泊西山線～〈柏崎市灰爪〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○県道574寺泊西山線～〈出雲崎町小木〉 ～県道336出雲崎石地線～ 〈出雲崎町小木番場〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○県道48長岡西山線～〈柏崎市別山〉～ 国道116～燕市笈ヶ島交差点～ ○国道116～〈柏崎市別山〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道116～燕市笈ヶ島交差点～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
537	大崎	北北東 7	UPZ	西山(大田)	61	130	2	西山総合体育館 大崎集落センター
538	甲田	北北東 7	UPZ	西山(大田)	16	30	0	西山総合体育館
539	浜忠	北北東 6	UPZ	西山(大田)	68	180	7	浜忠集落センター
534	石地	北北東 10	UPZ	西山(石地)	102	195	5	西山コミュニティセンター石地分館
535	尾町	北北東 9	UPZ	西山(石地)	11	17	0	尾町公会堂
536	大津	北北東 9	UPZ	西山(石地)	57	137	6	大津集落開発センター
150	下藤井	南 5	UPZ	北鯖石	107	307	5	北鯖石コミュニティセンター
151	上藤井	南 6	UPZ	北鯖石	267	711	6	北鯖石コミュニティセンター
152	中田	南 6	UPZ	北鯖石	269	707	11	北鯖石コミュニティセンター
153	畔屋	南南東 6	UPZ	北鯖石	112	254	7	北鯖石コミュニティセンター
154	与三	南南東 5	UPZ	北鯖石	104	285	4	北鯖石コミュニティセンター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道352～〈柏崎市石地〉～ 県道48長岡西山線～〈長岡市宮本〉～ 国道8～長岡IC～高速道～栄PA～ ○国道352～〈柏崎市石地〉～ 県道48長岡西山線～〈柏崎市別山〉～ 国道116～燕市笈ヶ島交差点～ ○国道352～〈出雲崎町住吉町〉～ 国道402～長岡市野積橋北詰交差点～ ○国道352～〈柏崎市大崎〉～ 県道373向山西山停車場線～ 広域農道6-1号線(堂坂トンネル)～ 〈柏崎市鎌田〉～ 県道279椎谷礼拝停車場線～ 〈柏崎市礼拝〉～県道393礼拝長岡線～ 〈柏崎市二田〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○県道373向山西山停車場線～ 〈柏崎市大崎〉～国道352～ 〈出雲崎町住吉町〉～国道402～ 長岡市野積橋北詰交差点～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501
○国道352～〈柏崎市石地〉～ 県道336出雲崎石地線～ 〈出雲崎町小木番場〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○国道352～〈出雲崎町川西〉～国道116～ 燕市笈ヶ島交差点～ ○国道352～〈出雲崎町住吉町〉～国道402 ～長岡市野積橋北詰交差点～	○神林岩船港IC～ 市道：村上市九日市付近～目的地 ○国道7～〈村上市九日市〉～目的地 ○国道113～〈胎内市桃崎浜〉～ 国道345～〈村上市松喜和〉～ 市道：村上市牧目付近～ 市道：村上市九日市付近～目的地	村上市	神林総合運動公園 神林総合体育館 (パルパーク神林) TEL 0254-66-8111 村上市九日市501
○県道11柏崎小国線～〈柏崎市中田〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○県道11柏崎小国線～〈柏崎市中田〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈十日町市下条栄町〉～ 国道117～十日町市北原交差点～ ○県道11柏崎小国線～〈柏崎市中田〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 小千谷IC～堀之内PA～ ○県道11柏崎小国線～〈柏崎市中田〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈小千谷市桜町上〉～国道117～ 〈小千谷市山本山大橋西詰〉～国道351 ～〈小千谷市木津〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道11柏崎小国線～〈柏崎市中田〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市安田〉～ 国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈長岡市七日町〉～国道404～ 〈長岡市相野原〉～国道403～ 〈十日町市仙田〉～国道252～ 〈十日町市下条栄町〉～国道117～ 十日町市北原交差点～	≪南魚沼市民会館≫ ○六日町IC～国道253～〈南魚沼市美佐島〉 ～国道17号～目的地 ○国道253～〈南魚沼市美佐島〉～国道17 ～目的地 ○国道17～目的地 ≪道の駅 南魚沼 雪あかり≫ ○塩沢石打IC～県道28塩沢大和線～ 〈南魚沼市関〉～国道17～目的地 ○塩沢石打IC～県道28塩沢大和線～ 〈南魚沼市舞子〉～ 県道76十日町当間塩沢線～ 〈十日町市砂押〉～国道17～目的地 ○六日町IC～国道253～〈南魚沼市美佐島〉 ～国道17号～目的地 ○国道253～〈南魚沼市美佐島〉～国道17 ～目的地 ○国道17～目的地 ○県道76十日町当間塩沢線～ 〈十日町市砂押〉～国道17～目的地	南魚沼市	南魚沼市民会館 TEL 025-773-5500 南魚沼市六日町865 道の駅 南魚沼 雪あかり TEL 025-783-4500 南魚沼市下一日市855

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

町内会 コード	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
320	南条	南南東 11	UPZ 北条	145	396	8	北条小・中学校
323	十日市	南南東 10	UPZ 北条	35	93	6	北条小・中学校
324	鹿島	南南東 10	UPZ 北条	41	105	4	北条小・中学校
325	赤尾	南南東 11	UPZ 北条	28	67	3	北条小・中学校
327	四日町	南南東 10	UPZ 北条	105	268	2	北条小・中学校
328	荒町	南南東 10	UPZ 北条	27	56	4	北条小・中学校
329	家近	南南東 10	UPZ 北条	32	89	2	北条小・中学校
331	深沢	南南東 10	UPZ 北条	27	62	2	北条小・中学校
332	東条	南南東 10	UPZ 北条	62	160	10	北条小・中学校
333	小島	南南東 9	UPZ 北条	76	191	17	北条小・中学校
334	山澗	南南東 8	UPZ 北条	60	124	7	北条小・中学校
335	旧広田	南南東 9	UPZ 北条	74	169	9	北条コミュニティセンター
336	大広田	南東 9	UPZ 北条	82	187	7	北条コミュニティセンター
338	山本	南東 9	UPZ 北条	21	55	0	北条コミュニティセンター
339	中村	南東 9	UPZ 北条	17	33	0	北条コミュニティセンター
340	鼻岳	南東 9	UPZ 北条	41	97	3	北条コミュニティセンター
341	岩之入	南東 10	UPZ 北条	46	109	7	北条コミュニティセンター
343	大角間	南東 10	UPZ 北条	19	43	0	北条コミュニティセンター
346	峠	南東 8	UPZ 北条	3	7	0	北条コミュニティセンター
347	吉井黒川	南東 8	UPZ 北条	2	4	0	北条コミュニティセンター
348	杉平	南東 9	UPZ 北条	37	87	5	北条コミュニティセンター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道291～小千谷IC～高速道～ 堀之内PA～ ○国道291～〈小千谷市桜町上〉～国道117 ～〈小千谷市山本山大橋西詰〉～ 国道351～〈小千谷市木津〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道11柏崎小国線～〈長岡市塚野山〉～ 県道171塚山小国線～〈長岡市塚野山〉 ～国道404～〈長岡市七日町〉～国道291 ～小千谷IC～高速道～堀之内PA～ ○県道11柏崎小国線～〈長岡市塚野山〉～ 県道171塚山小国線～〈長岡市塚野山〉 ～国道404～〈長岡市七日町〉～国道291 ～〈小千谷市桜町上〉～国道117～ 〈小千谷市山本山大橋西詰〉～ ～国道351～〈小千谷市木津〉～国道17 ～魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○県道252田代小国線～〈柏崎市善根〉 ～市道：石曾根付近～〈柏崎市山室〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市山室〉～ 国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○国道291～〈長岡市七日町〉～ 国道404～〈長岡市相野原〉～ 国道403～〈十日町市仙田〉～ 国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○県道11柏崎小国線～〈長岡市塚野山〉～ 県道171塚山小国線～〈長岡市塚野山〉 ～国道404～〈長岡市相野原〉～ 国道403～〈十日町市仙田〉～ 国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～	《湯沢カルチャーセンター》 ○湯沢IC～国道17～〈湯沢町宮林〉～目的地 ○国道17～〈湯沢町宮林〉～目的地 《湯沢町公民館》 ○湯沢IC～国道17～〈湯沢町湯沢駅前〉～ 県道268越後湯沢停車場岩原線～ 〈湯沢町湯沢駅前〉～ 県道351神立湯沢線～目的地 ○国道17～〈湯沢町楽町〉～ 町道：湯沢町湯沢付近～〈湯沢町楽町〉 ～県道351神立湯沢線～目的地	湯沢町	湯沢カルチャーセンター TEL 025-784-1511 湯沢町神立628-1 湯沢町公民館 TEL 025-784-2460 湯沢町湯沢2822

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
27	八坂町	南南西 8	UPZ	中央	65	142	3	かしわぎ市民活動センター
28	港町1・2	南南西 8	UPZ	中央	200	433	21	中央地区コミュニティセンター
29	港町3	南南西 7	UPZ	中央	110	266	7	中央地区コミュニティセンター
30	住吉町	南南西 7	UPZ	中央	68	125	2	中央地区コミュニティセンター
31	本町1	南南西 8	UPZ	中央	41	76	4	かしわぎ市民活動センター
32	本町2	南南西 8	UPZ	中央	44	122	0	かしわぎ市民活動センター
33	本町3	南南西 8	UPZ	中央	52	126	2	柏崎小学校
34	本町4	南南西 7	UPZ	中央	83	160	3	柏崎アクアパーク
35	小町	南南西 8	UPZ	中央	14	34	1	かしわぎ市民活動センター
36	島町	南南西 8	UPZ	中央	32	77	0	かしわぎ市民活動センター
37	新島町	南南西 8	UPZ	中央	24	49	1	かしわぎ市民活動センター
38	鵜川町	南南西 8	UPZ	中央	44	93	9	かしわぎ市民活動センター
39	広小路	南南西 8	UPZ	中央	30	79	1	かしわぎ市民活動センター
40	表町	南南西 8	UPZ	中央	42	91	0	産業文化会館
41	旭町1	南南西 8	UPZ	中央	49	110	4	柏崎小学校
42	旭町2	南南西 8	UPZ	中央	49	112	4	柏崎アクアパーク
43	比角16区	南南西 8	UPZ	中央	5	12	0	かしわぎ市民活動センター
44	新橋1区	南南西 8	UPZ	中央	29	65	2	産業文化会館
45	新橋2区	南南西 8	UPZ	中央	84	168	4	新橋会館
54	駅前通	南南西 8	UPZ	中央	32	46	1	産業文化会館
55	日石町	南南西 8	UPZ	中央	44	69	0	文化会館アルフォーレ
56	駅仲通	南南西 8	UPZ	中央	152	247	29	産業文化会館
57	鏡町	南南西 7	UPZ	中央	257	524	5	文化会館アルフォーレ
58	田町	南南西 7	UPZ	中央	84	181	2	柏崎小学校

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
《国道8までの主なルート》 ○中央跨線橋通(市道：錦町・宝町付近) ～〈柏崎市宝町〉～国道8 ○枇杷島跨線橋通(国道352) ～〈柏崎市柳橋町〉～国道8 ○番神トンネル通(県道：臨港道路) ～〈柏崎市寿町〉～国道8 ○中浜通(県道316柏崎港線・県道369黒部 柏崎線)～〈柏崎市御野立公園〉～国道8 ○海岸通(県道：臨港道路・市道) ～〈柏崎市鯨波〉～国道8 《国道8からの主なルート》 ○国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○国道8～ 上越市大湊区鵜の浜温泉入口交差点～	○上越IC～国道18～〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市下源入〉～国道18～ 〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市関川大橋東詰〉～ 市道：上越市下門前付近～目的地	上越市	リージョンプラザ上越 TEL 025-544-2122 上越市下門前446-2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
59	西学校町	南南西 7	UPZ	中央	32	78	2	柏崎高校
60	本町5	南南西 7	UPZ	中央	56	102	0	柏崎アクアパーク
61	本町6	南南西 7	UPZ	中央	22	47	1	柏崎高校
62	本町7	南南西 7	UPZ	中央	64	127	3	柏崎高校
63	南町	南南西 7	UPZ	中央	35	64	3	柏崎高校
64	東学校町	南南西 7	UPZ	中央	69	155	3	柏崎高校
65	東栄町	南南西 7	UPZ	中央	102	202	4	柏崎工業高校
66	栄町	南南西 7	UPZ	中央	299	666	12	柏崎工業高校
67	新花町	南南西 6	UPZ	中央	225	471	8	柏崎工業高校
68	本町8	南南西 7	UPZ	中央	76	159	6	柏崎高校
71	諏訪町1	南南西 7	UPZ	中央	109	242	3	第一中学校
72	諏訪町2	南南西 7	UPZ	中央	122	241	5	第一中学校
73	諏訪町3	南南西 6	UPZ	中央	55	123	4	第一中学校
99	桜木町	南南西 5	UPZ	中央	417	956	17	柏崎翔洋中等学校 自然環境浄化センター
100	北園町	南南西 6	UPZ	中央	594	1,122	49	柏崎工業高校
101	柏木町	南南西 6	UPZ	中央	202	425	6	柏崎翔洋中等学校 自然環境浄化センター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
《国道8までの主なルート》 ○中央跨線橋通(市道：錦町・宝町付近) ～〈柏崎市宝町〉～国道8 ○枇杷島跨線橋通(国道352) ～〈柏崎市柳橋町〉～国道8 ○番神トンネル通(県道：臨港道路) ～〈柏崎市寿町〉～国道8 ○中浜通(県道316柏崎港線・県道369黒部 柏崎線)～〈柏崎市御野立公園〉～国道8 ○海岸通(県道：臨港道路・市道) ～〈柏崎市鯨波〉～国道8 《国道8からの主なルート》 ○国道8～米山IC～高速道～大湊PA～ ○国道8～ 上越市大湊区鵜の浜温泉入口交差点～	○上越IC～国道18～〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市下源入〉～国道18～ 〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市関川大橋東詰〉～ 市道：上越市下門前付近～目的地	上越市	リージョンプラザ上越 TEL 025-544-2122 上越市下門前446-2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
69	比角15区乙	南南西 7	UPZ	比角	42	82	2	第二中学校
70	比角15区甲	南南西 7	UPZ	比角	67	147	1	第二中学校
74	末広町	南南西 7	UPZ	比角	80	182	11	第二中学校 末広町集会場
75	比角2区	南南西 7	UPZ	比角	97	194	3	比角小学校
76	比角3区	南南西 7	UPZ	比角	47	108	1	第二中学校
77	比角4区	南南西 7	UPZ	比角	58	114	4	第二中学校
78	比角5区豊町	南南西 7	UPZ	比角	356	716	5	第二中学校 比角小学校
79	比角6区表	南南西 7	UPZ	比角	28	66	1	第二中学校
80	比角6区裏	南南西 7	UPZ	比角	42	95	2	第二中学校
81	比角7区	南南西 7	UPZ	比角	82	161	5	比角小学校
82	常盤町	南南西 6	UPZ	比角	71	156	3	第二中学校
83	比角11区	南南西 7	UPZ	比角	493	1,050	10	比角小学校
84	比角8区甲	南南西 6	UPZ	比角	59	137	9	比角コミュニティセンター
85	比角8区乙	南南西 6	UPZ	比角	122	270	5	比角コミュニティセンター
86	比角9区	南南西 7	UPZ	比角	229	467	5	比角小学校
87	比角10区	南南西 6	UPZ	比角	183	421	10	比角コミュニティセンター
88	松美町	南南西 6	UPZ	比角	529	1,173	13	比角コミュニティセンター
89	比角12区	南南西 7	UPZ	比角	40	80	1	第二中学校
90	比角13区	南南西 7	UPZ	比角	193	407	10	第二中学校
91	大和町	南南西 6	UPZ	比角	116	265	5	第二中学校
95	北半田	南南西 7	UPZ	比角	322	713	15	比角小学校
96	三和町	南南西 7	UPZ	比角	135	275	3	ワークプラザ柏崎
102	長浜	南南西 6	UPZ	比角	207	427	11	比角コミュニティセンター ワークプラザ柏崎
103	新田畑	南南西 6	UPZ	比角	188	421	9	比角コミュニティセンター ワークプラザ柏崎
104	田塚	南 7	UPZ	比角	621	1,370	20	ワークプラザ柏崎
105	南田塚	南 7	UPZ	比角	113	264	3	二葉幼稚園

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
《国道8・国道252までの主なルート》 ○本町通(県道152東柏崎停車場比角線・市道)～〈柏崎市田塚〉～国道8 ○中央通(県道522野田西本線・市道)～〈柏崎市長浜〉～国道8 ○日吉町通(市道：四谷三丁目・日吉町付近)～〈柏崎市日吉町〉～国道8・国道252 ○比角小前通(市道：扇町付近)～〈柏崎市北半田〉～国道8 ○中央跨線橋通(市道：錦町・宝町付近)～〈柏崎市宝町〉～国道8 ○県道11柏崎小国線(田塚一・二丁目付近)～〈柏崎市田塚〉～国道8 ○田塚工業団地通(市道：田塚三丁目付近)～〈柏崎市茨目一丁目〉～国道252 《国道8・国道252からの主なルート》 ○国道8～〈柏崎市日吉町〉～国道252～柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～<u>上越市大湯区鶴の浜温泉入口交差点</u>～	○糸魚川IC～国道148～ 〈糸魚川市明星セメント入口〉～ 市道：糸魚川市上刈3付近～目的地 ○糸魚川IC～国道148～〈糸魚川市大野〉 ～広域農道：糸魚川市大野付近～ 〈糸魚川カントリークラブ入口〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市横町〉～国道148～ 〈糸魚川市上刈〉～ 県道222西中糸魚川線～〈糸魚川市上刈〉 ～市道：糸魚川市上刈1付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市押上西〉～ 県道221上町屋釜沢糸魚川線～ 〈糸魚川市平牛〉～ 広域農道：糸魚川市平牛付近～ 〈糸魚川カントリークラブ前〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
160	茨目	南 7	UPZ	田尻	580	1,379	13	総合体育館
161	佐藤池新田	南 9	UPZ	田尻	181	471	7	総合体育館
162	下軽井川	南 9	UPZ	田尻	73	163	3	新潟産業大学
163	上軽井川	南 10	UPZ	田尻	41	98	5	新潟産業大学
164	城之組	南 9	UPZ	田尻	67	132	7	新潟産業大学附属高校
165	明神	南 10	UPZ	田尻	35	86	1	新潟産業大学附属高校
166	鳥越	南 10	UPZ	田尻	96	239	3	新潟産業大学附属高校
167	安田町	南 9	UPZ	田尻	127	304	7	新潟産業大学附属高校
168	中道	南 9	UPZ	田尻	234	545	7	新潟産業大学附属高校
169	三ツ家	南 8	UPZ	田尻	183	507	5	田尻小学校
170	上田尻	南 8	UPZ	田尻	375	976	15	田尻小学校
171	平井	南 8	UPZ	田尻	186	486	7	東中学校
172	下田尻	南 7	UPZ	田尻	351	948	13	東中学校
173	両田尻	南 7	UPZ	田尻	207	501	9	東中学校
174	緑が丘ニュータウン	南 7	UPZ	田尻	167	459	4	東中学校
178	御山町	南 9	UPZ	田尻	58	163	1	御山荘
179	池の峰	南 8	UPZ	田尻	207	476	8	御山荘
322	今熊	南南東 9	UPZ	田尻	22	57	0	新潟産業大学附属高校

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道252～〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～ ○国道252～〈十日町市下条栄町〉～ 国道117～十日町市北原交差点～ ○国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 小千谷IC～堀之内PA～ ○国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈小千谷市桜町上〉～国道117～ 〈小千谷市山本山大橋西詰〉～ 国道351～〈小千谷市木津〉～国道17～ 魚沼市堀之内庁舎前交差点～ ○国道252～〈柏崎市鳥越〉～国道291～ 〈長岡市七日町〉～国道404～ 〈長岡市相野原〉～国道403～ 〈十日町市仙田〉～国道252～ 〈十日町市上野〉～ 県道49小千谷十日町津南線～ 十日町市水口沢交差点～	《南魚沼市民会館》 ○六日町IC～国道253～〈南魚沼市美佐島〉 ～国道17号～目的地 ○国道253～〈南魚沼市美佐島〉～国道17 ～目的地 ○国道17～目的地 《道の駅 南魚沼 雪あかり》 ○塩沢石打IC～県道28塩沢大和線～ 〈南魚沼市関〉～国道17～目的地 ○塩沢石打IC～県道28塩沢大和線～ 〈南魚沼市舞子〉～ 県道76十日町当間塩沢線～ 〈十日町市砂押〉～国道17～目的地 ○六日町IC～国道253～〈南魚沼市美佐島〉 ～国道17号～目的地 ○国道253～〈南魚沼市美佐島〉～国道17 ～目的地 ○国道17～目的地 ○県道76十日町当間塩沢線～ 〈十日町市砂押〉～国道17～目的地	南魚沼市	南魚沼市民会館 TEL 025-773-5500 南魚沼市六日町865 道の駅 南魚沼 雪あかり TEL 025-783-4500 南魚沼市下一日市855

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

町内会 コード	町内会位置情報				世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
	発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区					
4	番神1区	南西 9	UPZ 大洲		80	180	6	大洲小学校
5	番神2区	南西 9	UPZ 大洲		46	118	3	大洲小学校
6	番神3区	南西 9	UPZ 大洲		38	91	3	大洲小学校
7	番神4区	南西 9	UPZ 大洲		41	92	4	大洲小学校
8	大洲1区	南西 9	UPZ 大洲		73	161	10	大洲小学校 大洲コミュニティセンター
9	大洲2区	南西 9	UPZ 大洲		52	107	3	柏崎特別支援学校 大洲小学校
10	寿町	南西 9	UPZ 大洲		78	170	5	大洲コミュニティセンター
11	大洲6区	南西 9	UPZ 大洲		46	102	6	大洲小学校
12	大洲7区	南南西 8	UPZ 大洲		54	126	5	大洲小学校
13	大洲3区	南南西 8	UPZ 大洲		59	139	3	大洲小学校 大洲コミュニティセンター
14	大洲4区甲	南南西 8	UPZ 大洲		63	118	9	大洲小学校
15	大洲4区乙	南南西 8	UPZ 大洲		54	126	5	大洲小学校
18	大洲5区	南南西 8	UPZ 大洲		32	61	3	大洲小学校
20	大洲8区	南南西 9	UPZ 大洲		83	186	5	大洲小学校 大洲コミュニティセンター
23	緑ヶ丘	南南西 9	UPZ 大洲		30	46	2	大洲コミュニティセンター
24	若葉町	南南西 9	UPZ 大洲		42	85	1	大洲小学校
25	大洲9区	南南西 8	UPZ 大洲		54	98	3	大洲小学校
26	大洲10区	南南西 8	UPZ 大洲		93	173	1	大洲小学校
114	上の山	南南西 9	UPZ 大洲		68	153	1	大洲コミュニティセンター
116	緑町	南南西 9	UPZ 大洲		9	24	0	大洲コミュニティセンター
9046	赤坂町(行政区)	南南西 9	UPZ 大洲		154	154	0	柏崎特別支援学校
1	鯨波	南西 10	UPZ 鯨波		238	562	8	鯨波コミュニティセンター
2	東の輪町	南西 10	UPZ 鯨波		93	210	5	東の輪町公会堂
3	川内	南西 11	UPZ 鯨波		106	257	5	鯨波小学校
119	谷根	南西 14	UPZ 上米山		66	136	5	上米山コミュニティセンター
128	小杉	南西 16	UPZ 上米山		1	3	0	上米山コミュニティセンター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～ 上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～ ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～ ○県道316柏崎港線～〈柏崎市番神〉～ 県道369黒部柏崎線～ 〈柏崎市御野立公園〉～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○県道316柏崎港線～〈柏崎市番神〉～ 県道369黒部柏崎線～ 〈柏崎市御野立公園〉～国道8～ 上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～ ○県道316柏崎港線～〈柏崎市番神〉～ 県道369黒部柏崎線～ 〈柏崎市御野立公園〉～国道8～ 〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～ ○県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ 上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～ ○県市道：柏崎港付近～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	妙高市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～ 上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～ ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	妙高市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1
○県道257田屋青海川停車場線～ 〈柏崎市青海川〉～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○県道257田屋青海川停車場線～ 〈柏崎市青海川〉～国道8～ 上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～ ○県道257田屋青海川停車場線～ 〈柏崎市青海川〉～国道8～ 〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	妙高市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
22	米山台	南南西 9	UPZ	剣野	830	1,907	36	剣野小学校
53	三島町	南南西 9	UPZ	剣野	203	497	13	剣野小学校 柏崎総合高校
21	常盤台	南南西 9	UPZ	剣野	281	633	11	剣野小学校
52	剣野	南南西 9	UPZ	剣野	381	860	16	剣野小学校 柏崎総合高校
107	新赤坂	南南西 10	UPZ	剣野	248	671	5	第三中学校
115	さくらニュータウン	南南西 10	UPZ	剣野	333	1,063	8	第三中学校
46	柳橋町	南南西 8	UPZ	枇杷島	291	563	10	枇杷島小学校
47	関町	南南西 8	UPZ	枇杷島	323	697	16	枇杷島小学校
48	穂波町	南南西 8	UPZ	枇杷島	424	892	17	枇杷島コミュニティセンター
49	幸町	南南西 8	UPZ	枇杷島	282	544	15	枇杷島小学校
50	城東	南南西 9	UPZ	枇杷島	300	701	20	柏崎総合高校
51	宮場町	南南西 8	UPZ	枇杷島	376	869	25	枇杷島コミュニティセンター
92	田中	南南西 8	UPZ	枇杷島	565	954	11	鏡が沖中学校
9065	元城町(行政区)	南南西 9	UPZ	枇杷島	9	13	0	柏崎総合高校
93	朝日が丘	南南西 8	UPZ	半田	143	376	3	総合体育館 半田小学校
94	半田	南南西 8	UPZ	半田	712	1,594	25	総合体育館 半田小学校
97	半田住宅団地	南南西 9	UPZ	半田	152	266	17	半田小学校 鏡が沖中学校
98	岩上	南南西 8	UPZ	半田	247	478	3	半田小学校
106	長峰町	南南西 9	UPZ	半田	135	296	2	新潟工科大学 総合体育館 半田小学校
108	南半田	南南西 8	UPZ	半田	220	589	5	総合体育館 半田小学校
109	ゆりが丘	南南西 9	UPZ	半田	373	1,016	11	新潟工科大学 総合体育館 半田小学校
112	西半田	南南西 8	UPZ	半田	364	802	6	鏡が沖中学校
113	東半田	南南西 8	UPZ	半田	346	832	10	総合体育館 半田小学校

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ <u>上越市吉川区堀交差点～</u>	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	上越市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8バイパス～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○国道8バイパス～国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u>	○上越IC～国道18～〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市下源入〉～国道18～ 〈上越市三田〉～ 県道43上越安塚浦川原線～目的地 ○国道8～〈上越市関川大橋東詰〉～ 市道：上越市下門前付近～目的地	上越市	リージョンプラザ上越 TEL 025-544-2122 上越市下門前446-2
○国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8バイパス～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○国道353～〈柏崎市新道〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○国道8バイパス～国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○国道353～〈柏崎市新道〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u>	○糸魚川IC～国道148～ 〈糸魚川市明星セメント入口〉～ 市道：糸魚川市上刈3付近～目的地 ○糸魚川IC～国道148～〈糸魚川市大野〉 ～広域農道：糸魚川市大野付近～ 〈糸魚川カントリークラブ入口〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市横町〉～国道148～ 〈糸魚川市上刈〉～ 県道222西中糸魚川線～〈糸魚川市上刈〉 ～市道：糸魚川市上刈1付近～目的地 ○国道8～〈糸魚川市押上西〉～ 県道221上町屋釜沢糸魚川線～ 〈糸魚川市平牛〉～ 広域農道：糸魚川市平牛付近～ 〈糸魚川カントリークラブ前〉～ 市道：糸魚川市美山公園付近～目的地	糸魚川市	糸魚川市民総合体育館 TEL 025-552-6521 糸魚川市上刈4-3-1
○国道8バイパス～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○国道8バイパス～国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○国道8バイパス～〈柏崎市茨目〉～国道252 ～柏崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8バイパス～〈柏崎市城東〉～国道353 ～〈柏崎市新道〉～県道73鯨波宮川線 ～〈柏崎市鯨波〉～国道8～米山IC～ 高速道～大湯PA～ ○国道8バイパス～〈柏崎市城東〉～ 国道353～〈柏崎市新道〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u> ○県道522野田西本線～〈柏崎市堀〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～大湯PA～ ○県道522野田西本線～〈柏崎市堀〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～ <u>上越市大湯区鵜の浜温泉入口交差点～</u>	○能生IC～ 県道88能生インター線～〈糸魚川市能生〉 ～国道8～目的地 ○名立谷浜IC～ 県道87名立谷浜インター線～ 〈上越市名立谷浜IC入口〉～国道8～ 目的地 ○国道8～目的地	糸魚川市	道の駅 マリンドリーム能生 TEL 025-566-3456 糸魚川市能生小泊3596-2

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
180	黒滝	南南西 13	UPZ	高田	61	184	8	新道小学校
181	貝淵	南南西 12	UPZ	高田	17	33	1	新道小学校
183	新道	南南西 11	UPZ	高田	282	758	14	新道小学校 高田コミュニティセンター
184	上方	南南西 10	UPZ	高田	96	265	5	高田コミュニティセンター
185	下方	南南西 10	UPZ	高田	78	213	5	高田コミュニティセンター
186	横山	南南西 9	UPZ	高田	158	373	7	新潟工科大学
187	藤橋	南南西 10	UPZ	高田	155	325	2	新潟工科大学
188	堀	南 10	UPZ	高田	177	380	8	新潟工科大学
189	南下	南 12	UPZ	高田	37	105	1	南中学校
190	向陽町	南南西 9	UPZ	高田	400	919	10	新潟工科大学
250	下加納	南 10	UPZ	中鯖石	88	208	6	下加納ふれあいセンター
251	中加納	南 12	UPZ	中鯖石	45	110	7	鯖石小学校
252	上加納	南 13	UPZ	中鯖石	72	178	7	鯖石小学校
253	与板	南 14	UPZ	中鯖石	90	186	4	鯖石小学校・第五中学校
254	宮平	南 15	UPZ	中鯖石	49	100	1	第五中学校
255	久木太	南南東 15	UPZ	中鯖石	20	31	0	第五中学校
256	石川	南南東 14	UPZ	中鯖石	13	25	6	中鯖石コミュニティセンター
257	佐之久	南南東 13	UPZ	中鯖石	50	125	2	中鯖石コミュニティセンター
258	飛岡	南南東 13	UPZ	中鯖石	42	96	3	中鯖石コミュニティセンター
259	久之木	南南東 13	UPZ	中鯖石	44	127	5	中鯖石コミュニティセンター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〓は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道353～〈柏崎市新道〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～柿崎IC～ 国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区堀交差点～ ○国道353～〈柏崎市新道〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区堀交差点～ ○県道522野田西本線～〈柏崎市堀〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～米山IC～高速道～柿崎IC～ 国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区堀交差点～ ○県道522野田西本線～〈柏崎市堀〉～ 県道73鯨波宮川線～〈柏崎市鯨波〉～ 国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区堀交差点～ ○国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道522野田西本線～〈柏崎市佐水〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市野田〉～ 国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～	○県道30新井柿崎線～ 〈上越市頸城区森本〉～ 県道253蒲川原犀湯停車場線～ 〈上越市頸城区百間町〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市青野〉～ 国道253～〈上越市上名柄〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地 ○国道253～〈上越市蒲川原区飯室西〉～ 県道253蒲川原犀湯停車場線～ 〈上越市頸城区百間町〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地	上越市	ユートピアくびき希望館 (頸城地区公民館) TEL 025-530-2360 上越市頸城区百間町716
○国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○国道252～〈十日町市仙田〉～国道403～ 〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○県道252田代小国線～〈柏崎市善根〉～ 市道：石曾根付近～〈柏崎市山室〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市山室〉～ 国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道252田代小国線～〈柏崎市善根〉～ 市道：石曾根付近～〈柏崎市山室〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市山室〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403～ 〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市蒲川原区飯室西〉～ 県道253蒲川原犀湯停車場線～ 〈上越市頸城区百間町〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地 ○国道253～〈上越市上名柄〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地	上越市	ユートピアくびき希望館 (頸城地区公民館) TEL 025-530-2360 上越市頸城区百間町716

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
270	森近	南 16	UPZ	南鯖石	34	63	2	南鯖石コミュニティセンター
271	笹崎	南 16	UPZ	南鯖石	24	61	0	南鯖石コミュニティセンター
272	行兼	南 17	UPZ	南鯖石	30	74	2	南鯖石コミュニティセンター
273	宮之下	南 17	UPZ	南鯖石	43	77	0	南鯖石コミュニティセンター
274	西之入	南 18	UPZ	南鯖石	45	103	4	南鯖石コミュニティセンター
275	小清水	南 19	UPZ	南鯖石	30	55	1	南鯖石コミュニティセンター
276	田島	南 18	UPZ	南鯖石	83	186	3	南鯖石コミュニティセンター
277	山室	南南東 19	UPZ	南鯖石	52	105	5	大沢集落集会場
278	大沢	南南東 20	UPZ	南鯖石	87	174	5	大沢集落集会場
212	上輪	南西 18	UPZ	米山	22	33	0	米山コミュニティセンター
213	高畔	南西 19	UPZ	米山	5	13	0	米山小学校
215	青海川	南西 13	UPZ	米山	57	133	3	米山コミュニティセンター
216	笠島	南西 14	UPZ	米山	88	202	7	笠島ふれあいセンター
217	上輪新田	南西 17	UPZ	米山	26	52	1	上輪新田ふれあい館
218	米山町	南西 19	UPZ	米山	141	328	10	米山小学校
219	大平	南西 19	UPZ	米山	3	7	0	米山小学校
240	上条	南南西 13	UPZ	上条	48	113	4	上条コミュニティセンター
241	宮之窪	南 13	UPZ	上条	128	288	6	上条コミュニティセンター
242	山口	南 15	UPZ	上条	38	101	0	上条コミュニティセンター
243	佐水	南 14	UPZ	上条	43	110	2	上条コミュニティセンター いこいの里
244	古町	南 13	UPZ	上条	26	51	1	上条コミュニティセンター
245	芋川	南 14	UPZ	上条	16	35	1	上条コミュニティセンター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 〃は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○国道252～〈十日町市仙田〉～国道403～ 〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○市道：石曽根付近～〈柏崎市山室〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市山室〉～ 国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○市道：石曽根付近～〈柏崎市山室〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市山室〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403 ～〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市浦川原区飯室西〉～ 県道253浦川原犀湯停車場線～ 〈上越市頸城区百間町〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地 ○国道253～〈上越市上名柄〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地	上越市	ユートピアくびき希望館 (頸城地区公民館) TEL 025-530-2360 上越市頸城区百間町716
○国道8～柿崎IC～高速道～大湯PA～ ○国道8～ 上越市大湯区鶴の浜温泉入口交差点～ ○国道8～〈上越市柿崎区馬正面〉～ 県道30新井柿崎線～ 上越市吉川区掘交差点～	○高速道～新井PA：目的地 ○国道18～目的地 ○県道30新井柿崎線～〈上越市板倉区針〉 ～県道254上小沢脇野田停車場線～ 〈妙高市柳井田〉～国道292～ 〈上越市寺町〉～国道18～目的地	上越市	道の駅 あらい TEL 0255-70-1021 妙高市猪野山58-1
○国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○国道353～〈柏崎市野田〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○国道353～〈柏崎市野田〉～ 県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403 ～〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市浦川原区飯室西〉～ 県道253浦川原犀湯停車場線～ 〈上越市頸城区百間町〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地 ○国道253～〈上越市上名柄〉～ 県道77上越頸城大湯線～目的地	上越市	ユートピアくびき希望館 (頸城地区公民館) TEL 025-530-2360 上越市頸城区百間町716

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
 避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
280	久米	南 15	UPZ	別俣	77	169	3	別俣コミュニティセンター
281	水上	南 16	UPZ	別俣	42	91	4	別俣コミュニティセンター
282	細越	南 16	UPZ	別俣	15	31	0	別俣コミュニティセンター
283	下野田	南 16	UPZ	野田	44	95	1	野田コミュニティセンター
284	野田	南 17	UPZ	野田	21	38	1	野田コミュニティセンター
285	中組	南 17	UPZ	野田	23	42	2	野田コミュニティセンター
286	上組	南 18	UPZ	野田	21	60	2	野田コミュニティセンター
287	木沢	南南西 17	UPZ	野田	21	53	1	野田コミュニティセンター
288	石払	南南西 17	UPZ	野田	23	49	1	野田コミュニティセンター
289	諏訪	南南西 17	UPZ	野田	13	32	2	野田コミュニティセンター
290	田屋	南南西 16	UPZ	野田	30	61	4	野田コミュニティセンター
302	清水谷	南 20	UPZ	野田	1	2	0	野田コミュニティセンター
291	高原田	南南西 20	UPZ	野田	2	4	1	鵜川体験の里ほたる
292	上野	南南西 20	UPZ	野田	11	13	3	鵜川体験の里ほたる
293	下野	南南西 20	UPZ	野田	2	4	3	鵜川体験の里ほたる
294	宮原	南南西 20	UPZ	野田	10	16	1	鵜川体験の里ほたる
295	駒之間	南 21	UPZ	野田	4	4	1	鵜川体験の里ほたる
296	餅粮	南 21	UPZ	野田	0	0	0	鵜川体験の里ほたる
297	拝庭	南 22	UPZ	野田	0	0	0	鵜川体験の里ほたる
298	北向	南 22	UPZ	野田	0	0	0	鵜川体験の里ほたる
299	上向	南 22	UPZ	野田	0	0	0	鵜川体験の里ほたる
300	阿相島	南 23	UPZ	野田	1	2	0	鵜川体験の里ほたる
301	市野新田	南南西 21	UPZ	野田	4	5	4	鵜川体験の里ほたる

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 ―は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○県道25柿崎小国線～〈柏崎市野田〉～ 国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403 ～〈十日町市大伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市大島区大平〉～目的地	上越市	大島就業改善センター (大島地区公民館) TEL 025-594-3201 上越市大島区岡3388-1
○県道25柿崎小国線～〈柏崎市野田〉～ 国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈柏崎市岡野町〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道25柿崎小国線～〈柏崎市与板〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403 ～〈十日町市大伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～ ○国道353～〈柏崎市石黒〉～ 県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市大島区大平〉～目的地	上越市	大島就業改善センター (大島地区公民館) TEL 025-594-3201 上越市大島区岡3388-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

柏崎市地区別避難先等一覧

世帯数・人口 令和5年(2023年)4月1日現在
避難行動要支援者 令和5年(2023年)2月15日現在

コード	町内会	町内会位置情報			世帯数	人口 (人)	避難行動 要支援者 (人)	バスによる避難の集合場所
		発電所 との距離 (km)	重点 区域	コミュニティ 地区				
400	岡田	南 21	UPZ	高柳	96	179	8	岡田集落センター
401	岡野町	南 22	UPZ	高柳	164	325	8	高柳小学校
402	高尾	南 24	UPZ	高柳	19	31	0	高柳小学校
403	坪野	南 23	UPZ	高柳	36	67	2	高柳小学校
404	磯之辺	南 23	UPZ	高柳	2	4	0	高柳小学校
405	漆島	南 24	UPZ	高柳	21	42	1	門出集落センター
406	荻ノ島	南 25	UPZ	高柳	22	44	0	門出集落センター
407	門出	南 26	UPZ	高柳	75	167	5	門出集落センター
408	栃ヶ原	南 26	UPZ	高柳	15	20	2	高柳小学校
409	山中	南南東 24	UPZ	高柳	15	25	3	高柳小学校
410	塩沢	南南東 23	UPZ	高柳	24	53	3	高柳小学校
411	板畑	南 25	UPZ	高柳	4	7	0	石黒地域活動拠点施設
412	大野	南 25	UPZ	高柳	1	2	0	石黒地域活動拠点施設
413	上石黒	南 26	UPZ	高柳	9	16	2	石黒地域活動拠点施設
414	下石黒	南 26	UPZ	高柳	5	9	1	石黒地域活動拠点施設
415	落合	南 27	UPZ	高柳	3	8	0	石黒地域活動拠点施設
416	居谷	南 29	UPZ	高柳	2	2	0	石黒地域活動拠点施設
417	寄合	南 27	UPZ	高柳	6	10	0	石黒地域活動拠点施設
418	田代	南 28	UPZ	高柳	9	20	0	門出集落センター

主な避難経路	IC：インターチェンジ SA：サービスエリア PA：パーキングエリア 〈カッコ〉：交差点	避難先 市町村	避難経由所 上段：名称 下段：所在地
30km付近までの経路 ____は30km付近の目安	避難経由所近傍の経路		
○県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道275門出石黒線～〈柏崎市門出〉～ 県道12松代高柳線～ 十日町市松代交差点～ ○県道12松代高柳線～〈柏崎市岡野町〉～ 国道252～〈十日町市仙田〉～国道403 ～〈十日町市犬伏〉～国道253～ 十日町市松代交差点～	○国道253～〈上越市大島区大平〉～目的地	上越市	大島就業改善センター (大島地区公民館) TEL 025-594-3201 上越市大島区岡3388-1

※「避難経由所」は、避難先自治体における目的地であり、多くの駐車スペースを持つなど比較的大規模な施設を指定しています。
避難経由所に到着した避難者は、避難先自治体によって順次開設される避難所へ誘導されます。

【別紙】

「原子力災害に備えた柏崎市広域避難計画」作成の経緯

平成23年(2011年)3月11日に東京電力㈱福島第一原子力発電所において重大な事故が発生し、大量の放射性物質が放出された結果、多くの住民が長期間の避難を強いられることとなった。

これにより、従来の原子力防災について多くの問題点が明らかとなり、同規模の原子力災害が発生したと仮定すると、全市民の広域避難も想定されることとなる。

平成24年(2012年)9月19日に原子力安全委員会と経済産業省の原子力安全・保安院が廃止され、原子力の安全規制を一元化する原子力規制委員会及び原子力規制庁が発足した。この新体制の中で「原子力施設等の防災対策について(旧指針)」の内容が精査され、各事故調査委員会からの報告等を考慮した上で「原子力災害対策指針」が同年10月31日に策定された。同指針は、その後も見直しが行われている。

新潟県においては、柏崎刈羽原子力発電所の過酷事故時における対策の考え方(事務局暫定版)を平成24年(2012年)4月に策定し、新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)を同年8月に修正し、更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえ新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)を平成26年(2014年)3月に修正した。新潟県ではこの間、国、県、県内市町村及び関係機関が参画し広域避難等に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施するための「新潟県広域避難対策等ワーキングチーム(10チーム)」を平成24年(2012年)11月28日に設置して、広域避難をめぐる諸課題の検討を踏まえて、「原子力災害に備えた新潟県広域避難の行動指針(Ver.1)」を平成26年(2014年)3月25日に策定した。

柏崎市では、これらの対応として、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)の抜本的な見直しのため、平成23年(2011年)11月に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会」と「7つのワーキンググループ」を立ち上げ、福島原子力災害対応等を参考に原子力防災対策に係る課題や問題点を抽出し、対策案の検討を実施し、平成24年(2012年)3月23日に「柏崎市原子力防災計画見直し検討委員会ワーキンググループ検討状況報告(第1回)」をとりまとめた。

その後、国の防災基本計画原子力災害対策編(平成24年9月改正)や、原子力災害対策指針(平成24年10月策定)を受け、柏崎市地域防災計画(原子力災害対策編)を平成24年(2012年)10月1日に修正し、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲が全市に拡大することを盛り込んだ。更に、原子力災害対策指針の全部改正等を踏まえた修正を平成26年(2014年)7月に行った。

また、県内の市町村では、県内の自治体の連携による任意の研究会「市町村による原子力安全対策に関する研究会」が平成23年(2011年)9月12日に発足し、広域的な対応を必要とする原子力災害への検討を重ね、避難・屋内退避・避難者受入に対する共通の考え方を整理した「実効性のある避難計画(暫定版)」を平成24年(2012年)11月2日に取りまとめた。

国では、平成25年(2013年)9月3日に開催された原子力防災会議において、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」の政府方針が決定され、これに基づき、内閣府原子力災害対策担当室を中心に関係省庁が、原子力発電所の所在する地域の自治体の地域防災計画や避難計画

等の充実化を支援していくこととした。

これにより、国内に13地域ワーキングチームを設置して自治体だけでは解決が困難な課題の解決を図ることとし、柏崎刈羽地域ワーキングチームが設置された。

柏崎市は、これらの広域避難等をめぐる諸課題の検討を踏まえ、避難先自治体との個別の調整等を行った上で基本的事項をまとめ、平成26年(2014年)7月29日に本計画を初版として策定した。

その後、国は、平成27年(2015年)3月20日に柏崎刈羽地域ワーキングチームに代え、柏崎刈羽地域原子力防災協議会を設置し、同年6月11日に同協議会の第1回作業部会を開催した。

新潟県では、平成27年(2015年)5月12日、原子力災害時における即時避難区域(PAZ)の社会福祉施設の避難先マッチングをまとめ、さらに同年7月28日、避難準備区域(UPZ)の広域避難先の基本となる具体的な避難先自治体のマッチングを公表した。

これを受け柏崎市は、避難経路所や避難受入施設及び避難経路等の具体について、避難受入自治体と個別の調整を実施。さらに、県広域避難検討ワーキングチームでの協議や検討等を踏まえ、平成27年(2015年)12月1日、本計画を修正した。

平成30年(2018年)3月22日に、「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」及び「原子力災害時における新潟県広域避難の行動指針」が修正されたことを受け、同年12月20日、本計画を修正した。

さらに、新潟県は、平成31年(2019年)3月に、「新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)」の修正、「原子力災害時における新潟県広域避難の行動指針」を基に「新潟県原子力災害広域避難計画」と具体的な対応を示す個別マニュアル等を策定した。

令和2年(2020年)3月に「新潟県原子力災害広域避難計画」、6月に新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアルを修正したことを受け、同年9月18日に本計画の名称を「柏崎市原子力災害広域避難計画」と改め、修正した。

以後の修正については、記載を省略。

「柏崎市原子力災害広域避難計画」における今後の課題

避難の実効性を高めていくため、国、県、県内市町村及び防災関係機関と引き続き協議し、関係機関相互の連携体制の構築や国の支援体制の強化等をより具体化するとともに、その内容を本計画に順次反映していくものとする。

1 EAL及びOILに基づく避難等防護体制の具体化

フィルタベント設備の運用と避難計画との整合性を確認する。

2 広域避難体制

- ① 国や関係機関の協力を得て、自家用車以外のあらゆる手段(船舶、鉄道、ヘリコプター等)の確実性のある避難手段の確保を検討する。

- ② 避難経路阻害要因調査結果による県の対応を確認・検討する。

3 受入自治体との連携

受入自治体と、情報連絡体制、避難経路所・避難所・福祉避難所の運営及び食糧・物資の調達、必要な資機材等について具体的な協議を行い、連携を図るとともに、県、国等へ必要な支援を求める。

4 要配慮者の避難体制及び避難の実施により健康リスクが高まる者への対応

- ① 在宅の要配慮者（避難行動要支援者等）の具体的な避難体制の構築及び避難手段の確保を図る。
- ② 県、関係市町村及び関係機関等とともに、要配慮者の避難先での支援体制を検討する。
- ③ 避難の実施により健康リスクが高まる者の防護措置の実施・支援体制の整備を図る。

5 緊急時モニタリング

国、県、原子力事業者及び関係機関が実施する緊急時モニタリング結果の情報連絡体制を確認するとともに、市民等への情報伝達の具体的な手順及び方法等について確認する。

6 安定ヨウ素剤の配布・服用

即時避難区域（P A Z）における事業所等への事前配布の手法について、協議を進め、早期実現を働き掛けていく。

7 避難経路の確保と避難の円滑化

円滑な広域避難ができるよう道路整備や改良、除雪体制の充実・強化、道路監視体制の実現を働きかけていく。

資料編

資料－１ 現行の原災法等における緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

(原子力災害対策指針から抜粋)

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設 （原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
警戒事態を判断するEAL	防護措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定（炉規法第４３条の３の２４に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が１５分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第６号）第３８条第４項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成２５年原子力規制委員会規則第１０号）第３７条第４項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成２４年文部科学省・経済産業省令第４号）第２条第２項第８号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑭ オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

令和２年（２０２０年）２月５日現在

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設 （原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
施設敷地緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及び原子炉隔離時冷却系に係る装置並びにこれらと同等の機能を有する設備（以下「非常用炉心冷却装置等」という。）のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。 ④ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z 内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

令和2年（2020年）2月5日現在

沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉施設 （原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）	
全面緊急事態を判断するEAL	防護措置の概要
① 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	P A Z内の住民避難等の防護措置を行うとともに、U P Z及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

令和2年（2020年）2月5日現在

資料－２ ＰＡＺ自家用車避難者への安定ヨウ素剤緊急配布場所候補地

(令和５年（２０２３年）４月１日時点)

【糸魚川・妙高方面】

対象地区：荒浜・松波・西中通

避難経路	候補地
国道３５２号	みなとまち海浜公園
臨港道路	柏崎港
高速道	北陸自動車道 米山ＳＡ上り
国道８号	風の丘・柏崎コレクションビレッジ
国道３５２号	◎柏崎原子力広報センター
県道荒浜中田線	柏崎地域振興局・剣資材置場

◎はバス避難集合場所と共通

【村上方面】

対象地区：南部・二田（高浜はバス避難集合場所で配布）

避難経路	候補地
国道３５２号	石地海水浴場駐車場
国道８号	県立歴史博物館
高速道	北陸自動車道 大積ＰＡ下り
	◎西山ふるさと公苑

◎はバス避難集合場所と共通

【湯沢方面】

対象地区：中通（成沢、五十土、小黑須はバス避難集合場所で配布）

避難経路	候補地
県道鯨波宮川線	ＪＡ えちご中越柏崎カントリーエレベーター
国道８号	県立歴史博物館 ※

※県立歴史博物館は村上方面と共通

資料－３ 県が定めたスクリーニングポイント候補地

(令和５年（２０２３年）４月１日時点)

■避難経路上のスクリーニングポイント候補地

避難先方面	No.	施設名称	所在地
村上方面	1	野積海水浴場駐車場	長岡市寺泊野積
	2	長岡市寺泊文化センター	長岡市寺泊磯町
	3	道の駅 良寛の里わしま駐車場	長岡市島崎
	4	田ノ浦海水浴場駐車場	新潟市西蒲区間瀬
	5	間瀬下山海水浴場駐車場	新潟市西蒲区間瀬
	6	弥彦競輪駐車場（弥彦村総合コミュニティセンター）（弥彦体育館）	西蒲原郡弥彦村大字上泉
	7	道の駅 国上	燕市国上
	8	大河津分水さくら公園	燕市五千石
	9	燕市分水公民館	燕市分水新町
	10	吉田ふれあい広場	燕市大保
	11	北陸自動車道 栄ＰＡ 下り	三条市福島新田字上道下丙
	12	北陸自動車道 黒埼ＰＡ 下り	新潟市西区木場字大南
	13	日本海東北自動車道 豊栄ＳＡ 下り	新潟市北区高森
湯沢・南魚沼方面	14	月岡公園	魚沼市堀之内
	15	小出郷文化会館	魚沼市干溝（県立響きの森公園内）
	16	堀之内除雪ステーション駐車場	魚沼市下島
	17	八色の森公園	南魚沼市浦佐
	18	関越自動車道 堀之内ＰＡ 上り	魚沼市大字根小屋字清水の上
	19	関越自動車道 大和ＰＡ 上り	南魚沼市茗荷沢
	20	十日町地域地場産業振興センター（道の駅クロステン）	十日町市本町
	21	道の駅 瀬替えの郷せんだ	十日町市中仙田甲
妙高・糸魚川・上越方面	22	道の駅 まつだいふるさと会館	十日町市松代
	23	直江津港南ふ頭緑地公園（直江津みなと風車公園）	上越市直江津

妙高・糸魚川・上越方面	24	直江津港東ふ頭緑地施設	上越市大字黒井
	25	南部産業団地	上越市頸城区上吉
	26	大島就業改善センター（大島地区公民館）大島区総合事務所	上越市大島区岡
	27	柿崎総合運動公園	上越市柿崎区法音寺
	28	大潟区総合事務所 大潟地区公民館	上越市大潟区土底浜
	29	道の駅 よしかわ杜氏の郷 長峰温泉ゆったりの郷	上越市吉川区杜氏の郷 上越市吉川区長峯
	30	国道 8 号 渋柿浜簡易 P A 駐車場	上越市大潟区渋柿浜
	31	北陸自動車道 大潟 P A 上り	上越市大潟区大字蜘蛛ヶ池字観音山外
	32	北陸自動車道 名立谷浜 S A 上り	上越市茶屋ヶ原宮ノ平
	33	上信越自動車道 新井 P A 上り	妙高市大字猪野山字大内田

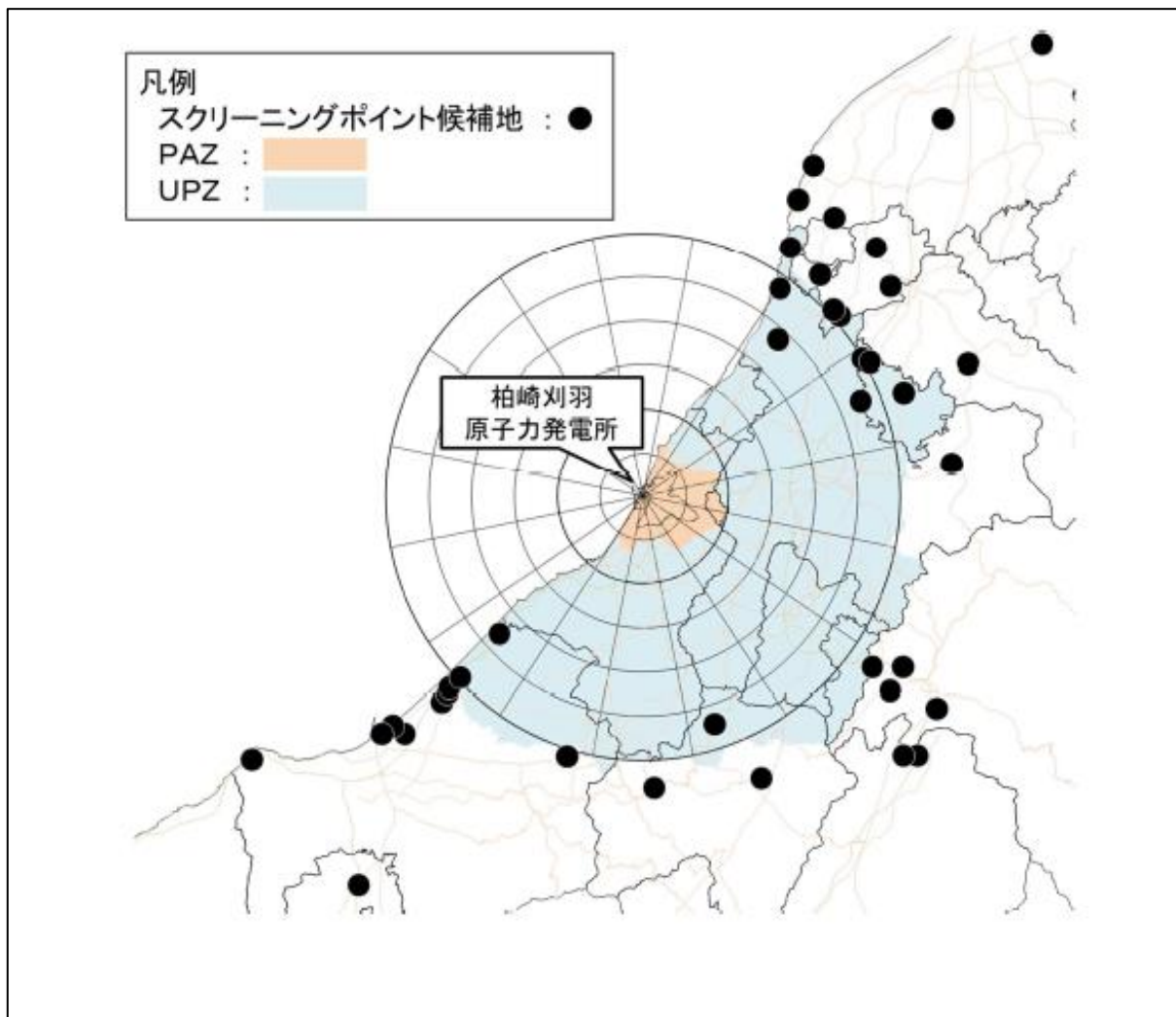
■避難経路以外のスクリーニングポイント候補地

No.	施設名称	所在地
1	道の駅 R290 とちお	長岡市栃尾宮沢
2	燕市体育センター・交通公園	燕市大曲
3	道の駅 パティオにいがた	見附市今町1丁目
4	見附運動公園	見附市本町字焼田所
5	栄野球場	三条市岡野新田
6	三条市役所下田庁舎	三条市荻堀

※候補地は追加や施設の状況変化（改修、譲渡等）を踏まえて、適宜見直す。

（「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル（Ver. 1.4）令和4年9月」に基づき柏崎市作成）

■スクリーニングポイント候補地 位置図



(「新潟県スクリーニング・簡易除染マニュアル(Ver. 1. 4 令和 4 年 9 月)」から抜粋)

資料－４ 県が定めた原子力災害時における社会福祉施設の避難先一覧表

「平成２７年５月１２日付け 新潟県福祉保健部 福祉保健課長通知に基づき柏崎市作成」

重点 区域	地区 コミュニティ	種類・施設名	定員数	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称
P A Z	二田	特別養護老人ホーム にしかりの里	８０ (１０)	村上市	特別養護老人ホーム さつき園 住所：村上市北新保 683-9
				村上市	特別養護老人ホーム たかつぼ 住所：村上市下鍛冶屋 572-7
				村上市	特別養護老人ホーム 羽衣園 住所：村上市岩沢 1616
				村上市	特別養護老人ホーム いわくすの里 住所：村上市上の山 2-17
P A Z	西中通	特別養護老人ホーム なごみ荘	８０ (２０)	妙高市	(福)新井頸南福祉会 (状況に応じて法人内施設で調整) 法人住所：妙高市上新保 549
				上越市	特別養護老人ホーム いなほ園 住所：上越市上真砂 219
P A Z	西中通	有料老人ホーム はなことば柏崎	３２	新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟 住所：新潟市中央区湖南 5-2
				新潟市	有料老人ホーム はなことば新潟 2 号館 住所：新潟市中央区小張木 2-16-56
P A Z	西中通	グループホーム ツクイ 柏崎グループ ホーム	１８	新潟市	グループホーム 新潟姥ヶ山グループホーム 住所：新潟市中央区姥ヶ山 6-2-32
				上越市	有料老人ホーム サンシャイン上越 住所：上越市五智 2-1-1
P A Z	西中通	シルバーハウス さわやか苑 柏崎春日	２４	新潟市	小規模多機能型居宅介護 さわやか苑 鳥屋野 住所：新潟市中央区小張木 3-6-3
P A Z	二田	ショートステイ シャリテ花はな	４５	燕市	ショートステイ ラビット花はな 住所：燕市吉田鴻巣 106-1
P A Z	松波	ケアセンター久松	４０	燕市	社会福祉法人 つばめ福祉会 住所：燕市大曲 2486 番地

※定員数の括弧内は併設ショートステイの定員数

重点 区域	地区 コミュニティ	種類・施設名	定員数	避難先 市町村	避難先施設の種類・名称
P A Z	松波	グループホーム サンライズ松波	1 8	新潟市	ショートステイ のぞみ大形 住所：新潟市東区大形本町 5-8-11
P A Z	松波	障害児・者支援施設 さざなみ学園	障害児 2 0 障害者 2 0	糸魚川市	障害者支援施設 メモリアルホームみずほ 住所：糸魚川市水保 1728
P A Z	松波	障害者支援施設 松波の里	4 0	妙高市	障害者支援施設 にしき園 住所：妙高市錦町 2-8-1
P A Z	松波	障害者支援施設 松風の里	5 0	上越市	障害者支援施設 かなやの里 住所：上越市下馬場 576-78
P A Z	松波	障害者グループホーム なぎさホーム	5		
P A Z	松波	障害者グループホーム 風SUNホーム	5		
P A Z	西中通	障害者グループホーム 風の丘ホーム	5		
P A Z	西中通	障害者グループホーム やまもとホーム	4		
P A Z	松波	障害者グループホーム こすもす荘	1 2	魚沼市	障害者支援施設 六花園 住所：魚沼市堀之内 2197-1
P A Z	西中通	障害者グループホーム ここ・はうす・まきはら	5		
P A Z	松波	障害者グループホーム 米山荘	4		

資料－５ 放射線防護対策実施施設一覧表（柏崎市内）

（「新潟県原子力災害広域避難計画」から一部抜粋、柏崎市加工）

種 類	種類・施設名	重点 区域	住 所	整備年度
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム にしかりの里	P A Z	柏崎市西山町長嶺 1726 番地 1	H 2 6 (2 0 1 4)
	特別養護老人ホーム なごみ荘	P A Z	柏崎市原町 4 番 23 号	H 2 6 (2 0 1 4)
障害福祉施設	さざなみ学園	P A Z	柏崎市松波 4 丁目 12 番 81 号	H 2 6 (2 0 1 4)
	松風の里	P A Z	柏崎市松波 4 丁目 8 番 8 号	H 2 6 (2 0 1 4)
特別支援学校	はまなす特別支援学校	P A Z	柏崎市松波 4 丁目 10 番 1 号	H 2 9 (2 0 1 7)
一時退避所	柏崎原子力広報センター	P A Z	柏崎市荒浜 1 丁目 3 番 32 号	H 2 7 (2 0 1 5)
一時退避所	高浜コミュニティ センター	P A Z	柏崎市大字宮川 2298－3	H 2 7 (2 0 1 5)
介護付有料老人 ホーム	ロージィ・コート柏崎	U P Z	柏崎市三和町 6 番 43 号	H 2 7 (2 0 1 5)
	ハートフルケア柏崎	U P Z	柏崎市大字古町 725 番地	H 2 9 (2 0 1 7)
医療機関	柏崎総合医療センター	U P Z	柏崎市北半田 2－11－3	H 2 8 (2 0 1 6)
	国立病院機構 新潟病院	U P Z	柏崎市赤坂町 3－52	H 2 8 (2 0 1 6)
	関病院	U P Z	柏崎市元城町 1－4 2	R 1 (2 0 1 9)
現地災害対策拠 点施設	柏崎市役所	U P Z	柏崎市日石町 2 番 1 号	R 2 (2 0 2 0)
一時退避所	中通コミュニティ センター	P A Z	柏崎市大字曾地 1 3 0 番地 4	R 5 (2 0 2 3) ※整備中

資料－６ 民間が所有するバスについて

(令和３年(２０２１年)１２月３１日時点)

(「新潟県原子力災害広域避難計画(令和４年３月)」を基に柏崎市作成)

市町村	事業者数	車 輛 数 (台)							座 席 数〔試算〕 (席)※						
		乗合	貸切	内訳			特定	合計	乗合	貸切	内訳			合計	
				大型	中型	小型					大型	中型	小型		
新潟市	14	580	181	101	47	33	0	761	17,400	6,507	4,545	1,269	693	23,907	
長岡市	3	233	126	86	27	13	0	359	6,990	4,872	3,870	729	273	11,862	
三条市	5	0	51	14	12	25	0	51	0	1,479	630	324	525	1,479	
柏崎市	1	1	25	12	12	1	—	26	30	885	540	324	21	915	
新発田市	4	6	33	22	12	13	0	39	180	1,587	990	324	273	1,767	
小千谷市	2	6	36	25	4	7	0	42	180	1,380	1,125	108	147	1,560	
十日町市	1	0	5	0	2	3	—	5	0	117	0	54	63	117	
見附市	1	0	12	4	3	5	—	12	0	366	180	81	105	366	
村上市	2	0	36	10	10	16	0	36	0	1,056	450	270	336	1,056	
燕市	2	8	10	4	3	3	0	18	240	324	180	81	63	564	
糸魚川市	1	28	5	3	1	1	—	33	840	183	135	27	21	1,023	
妙高市	2	13	27	15	6	6	0	40	390	963	675	162	126	1,353	
五泉市	2	18	41	16	6	19	0	59	540	1,281	720	162	399	1,821	
上越市	5	97	71	41	16	14	0	168	2,910	2,571	1,845	432	294	5,481	
阿賀野市	1	0	17	7	5	5	—	17	0	555	315	135	105	555	
佐渡市	2	49	23	18	4	1	0	72	1,470	939	810	108	21	2,409	
魚沼市	1	0	8	3	2	3	—	8	0	252	135	54	63	252	
南魚沼市	5	64	82	48	15	19	0	146	1,920	2,964	2,160	405	399	4,884	
胎内市	1	0	14	4	7	3	—	14	0	432	180	189	63	432	
聖籠町	2	0	12	4	2	6	0	12	0	360	180	54	126	360	
田上町	1	0	16	10	3	3	—	16	0	594	450	81	63	594	
阿賀町	1	2	10	0	1	9	—	12	60	216	0	27	189	276	
合計	59	1,105	841	447	200	208	0	1,946	33,150	29,883	20,115	5,400	4,368	63,033	

※座席数〔試算〕は、公益社団法人新潟県バス協会提供による車両数(令和3年12月31日現在)に、新潟県において次の座席数をそれぞれ乗じて試算したもの(乗合30席、大型45席、中型27席、小型21席)

柏崎市原子力災害広域避難計画

令和5年（2023年）8月

担当課：柏崎市危機管理部防災・原子力課
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号
電話 0257-21-2323（直通）